

**おおい町高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画**

令和3（2021）年3月
おおい町

地域で支えあい いきいきと

安心して暮らせる町 おおい

わが国では、人生100年時代が到来し、年齢を問わず全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会が望まれています。住み慣れた地域で、それぞれの高齢者が能力に応じて自立した生活を送ることができる取り組みの推進が必要です。

少子高齢化が進む中、本町では高齢化率が30%を超え、地域の担い手不足や介護従事者の不足が切実な課題となっています。このような状況において、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進や、全ての人がいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりが一層重要となっています。

このたび策定した「おおい町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、これまでの「地域包括ケアシステム」のさらなる推進に向けた取り組みを強化するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年や、現役世代のさらなる減少が見込まれる令和22（2040）年を見据え、計画の基本理念である「地域で支えあい いきいきと安心して暮らせる町 おおい」の実現を目指し、地域での支えあい体制の構築を進めてまいります。

また、本計画の推進にあたっては、住民や関係団体、事業者の皆様との連携・協働が不可欠であり、一体となって各事業に取り組んでまいります。本町の高齢者福祉のさらなる推進にご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきましたおおい町介護保険等運営協議会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました住民の皆様、ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3（2021）年3月



おおい町長 中塚 寛

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 法令等の根拠.....	2
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の策定体制.....	3
6. 日常生活圏域の設定.....	3
7. 制度改正の主な内容.....	4
第2章 おおい町の高齢者を取り巻く現状と課題.....	6
1. 人口構造等.....	6
2. 介護保険サービス等の利用状況.....	10
3. アンケート調査結果から見える現状.....	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1. 計画の基本理念.....	30
2. 計画の基本方針.....	31
3. 施策体系.....	32
第4章 計画の展開.....	34
基本方針1:高齢者の元気づくりと活かせる環境づくり.....	34
基本方針2:高齢者を見守り・支えあえる仕組みづくり.....	48
基本方針3:高齢者とその家族が安心して暮らせる社会づくり.....	59
第5章 介護保険事業費・保険料.....	106
1. 保険料算出の手順.....	106
2. サービス利用者数の将来推計.....	107
3. 給付費・事業費等の見込み.....	113
4. 保険料算出.....	114
第6章 計画の推進にあたって.....	116
1. 計画の推進体制.....	116
2. 保険者機能強化推進交付金等の活用.....	116
資料編.....	117
1. おおい町介護保険等運営協議会委員名簿.....	117

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が平成12(2000)年に創設されて以降、サービスの充実が図られてきましたが、高齢者の増加、現役世代の減少が続く中で、制度の持続可能性の確保が課題となっています。

こうした中、団塊の世代(昭和22(1947)～24(1949)年生まれ)が75歳以上となる令和7(2025)年を見据えて、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。また、第8期介護保険事業計画の策定にあたっては、団塊ジュニア世代(昭和46(1971)～49(1974)年生まれ)が65歳以上となり、現役世代がさらに減少する令和22(2040)年を見据えた計画策定が求められています。

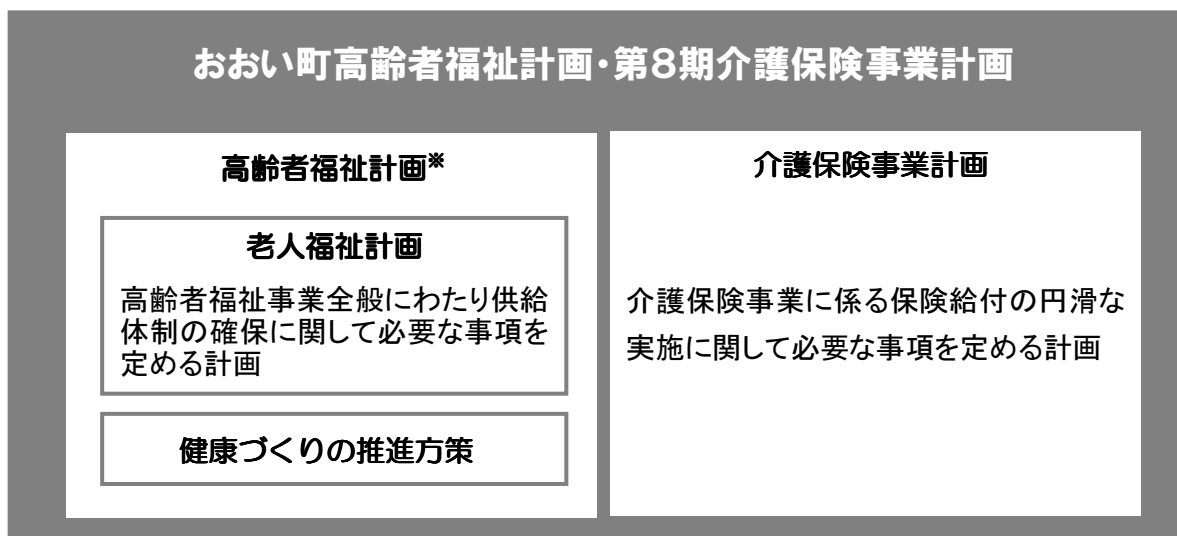
さらに、これからの地域のあり方として、制度・分野の枠や、地域における「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の支えあい活動に参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

おおい町(以下、「本町」という。)では、平成30(2018)年3月に策定した「おおい町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(以下、「第7期計画」という。)において、元気な高齢者の力や地域力を活かした環境づくり、支援が必要な高齢者等を見守り支えあう仕組みづくり、高齢者とその家族が安心して暮らせる社会づくりに取り組んできました。

このたび、本町の現状を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化を進めるため、新たに「おおい町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 法令等の根拠

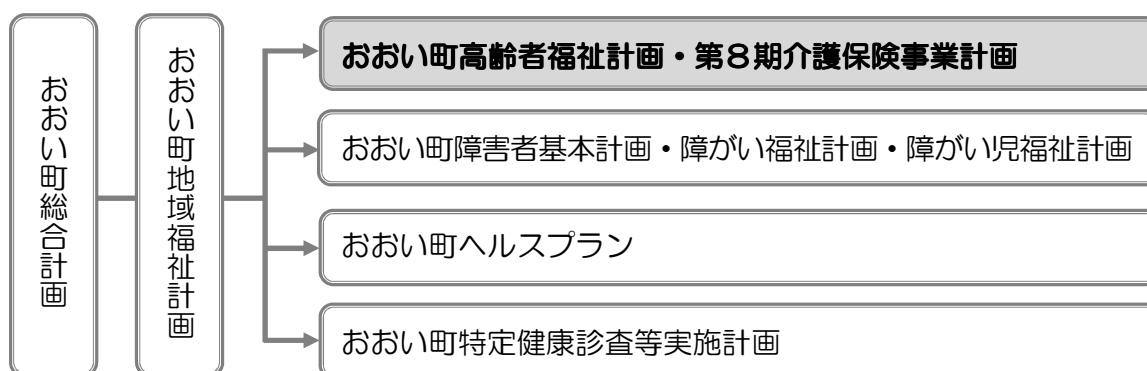
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定するものです。



※「老人福祉計画」と「健康づくりの推進方策」を一体化し、全ての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する計画として策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は「おおい町総合計画」を最上位計画とし、福祉関連計画の上位計画である「おおい町地域福祉計画」やその他関連計画との整合を図り策定するものです。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

											(年度)
平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 22年	
第7期											
			第8期(本計画)				→				
						第9期					

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

高齢者の生活実態や健康状態、介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の利用状況、これらに対する今後のニーズや地域課題を把握し、計画策定に向けた基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 介護保険等運営協議会の開催

広く住民等から意見を聴取するために、住民や関係機関・関係団体、事業者等で組織された「おい町介護保険等運営協議会」において、本計画策定にあたっての意見交換及び審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

住民の意見や要望等を本計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

6. 日常生活圏域の設定

日常生活に支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でサービスを受けながら安心して生活ができるよう、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件等を総合的に勘案し、地域の特性を踏まえた生活圏域を設定することとなっています。

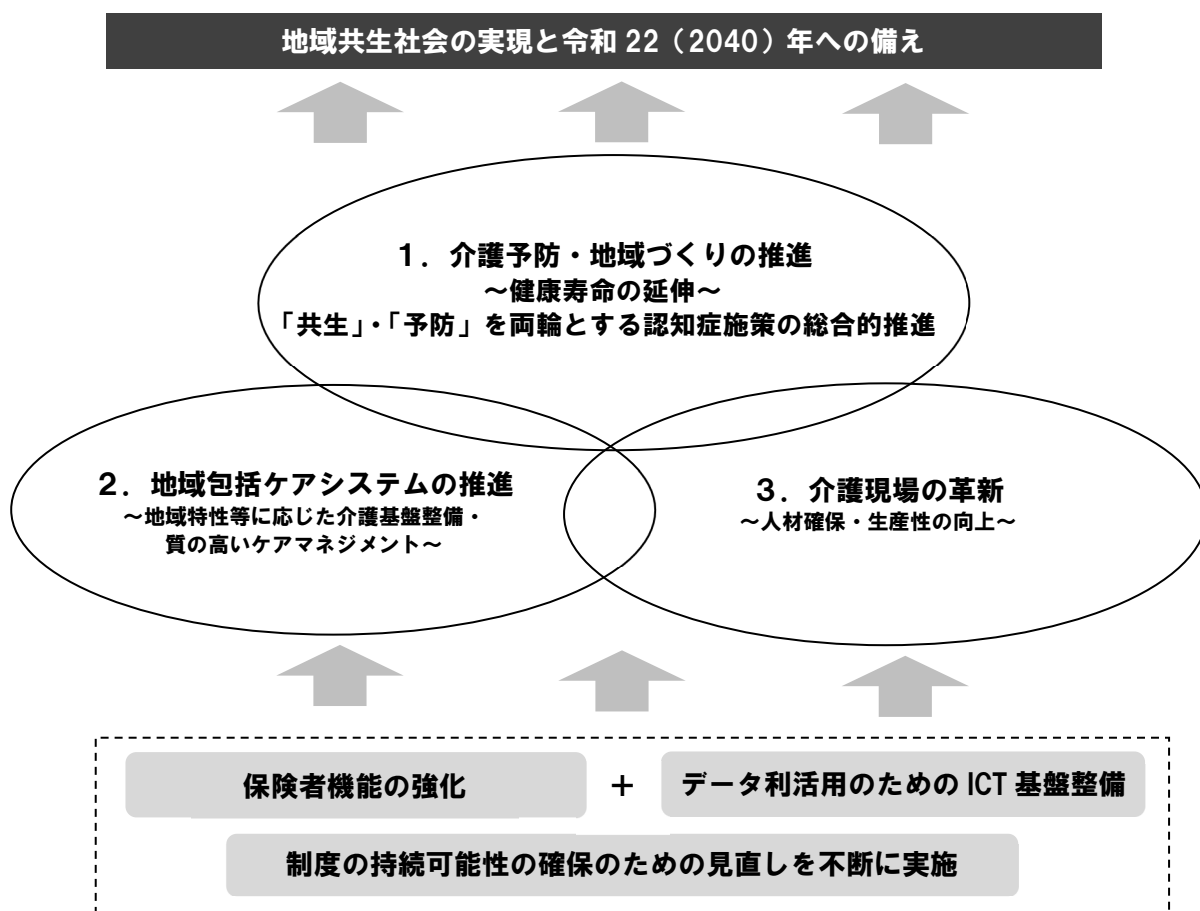
本町においては、町全体を1つの日常生活圏域とし、サービス基盤の整備を行います。

7. 制度改正の主な内容

(1) 介護保険制度改革のイメージ

本計画では、国から示された制度改革の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

令和 22 (2040) 年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目指していくことが必要です。



(2) 第8期計画において踏まえるべき事項

項目	内容（抜粋）
1. 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	○令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定。
2. 地域共生社会の実現	○地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて記載。
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 （地域支援事業等の効果的な実施）	○一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載。 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載。 ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定。 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。 ○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点から記載。 ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載。 ○PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載。
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載。 ○整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定。
5. 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進	○認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。 ○教育等他の分野との連携に関する事項について記載。
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化	○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載。 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気高齢者の参入による業務改善等、介護現場革新の具体的な方策を記載。 ○総合事業等の担い手確保に関する取り組みの例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載。 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載。 ○文書負担軽減に向けた具体的な取り組みを記載。
7. 災害や感染症対策に係る体制整備	○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載。

資料：第91回社会保障審議会介護保険部会

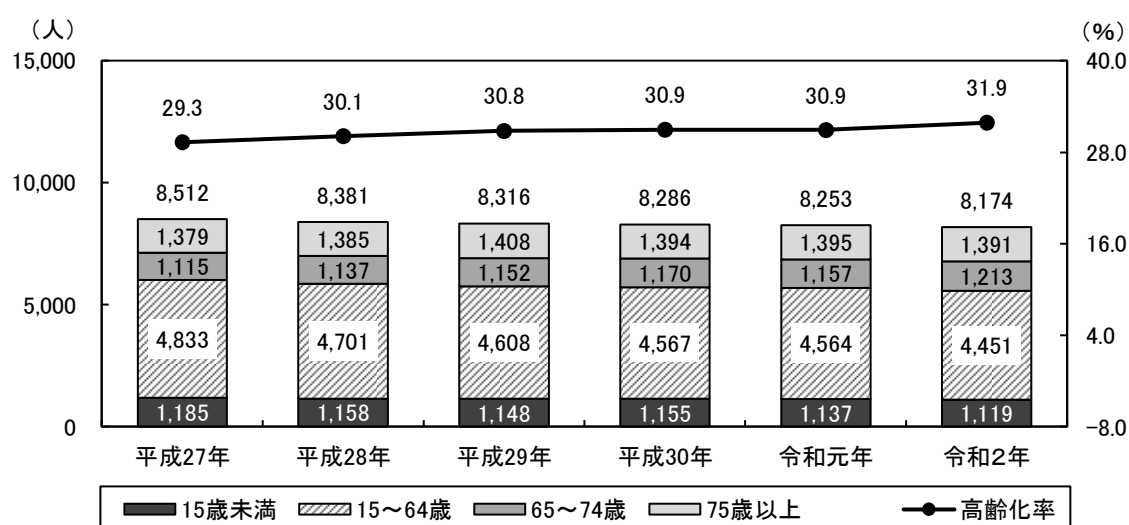
第2章 おおい町の高齢者を取り巻く現状と課題

1. 人口構造等

(1) 人口の状況

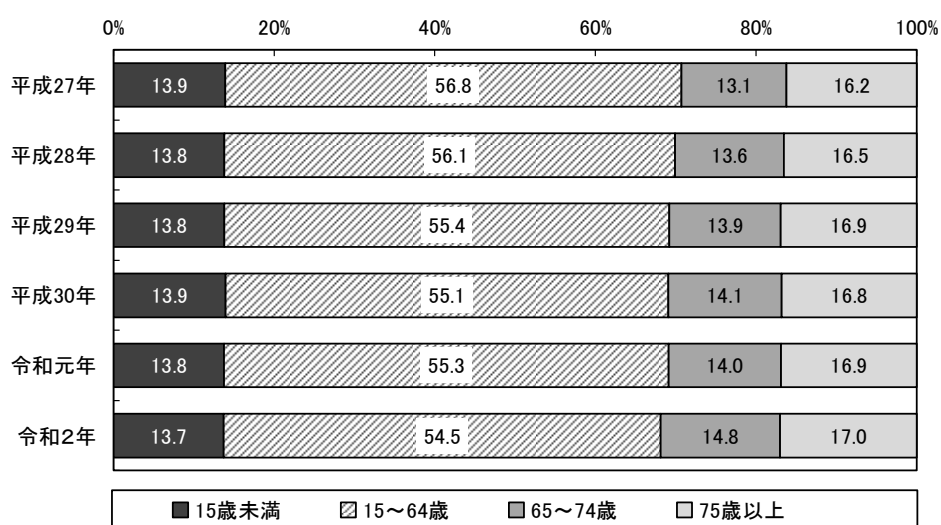
本町の総人口は減少しており、令和2（2020）年時点では8,174人となっています。年齢4区分別でみると、64歳以下は減少傾向、65歳以上は増加傾向となっており、令和2（2020）年時点の高齢化率は31.9%となっています。

■総人口（年齢4区分別）の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

〈参考〉年齢4区分別人口の構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

(2) 将来人口の推移

令和3（2021）年以降の本町の将来人口の推計をみると、総人口は減少傾向となっており、令和7（2025）年には7,855人となることが予測されます。

高齢者（第1号被保険者）の人口推計をみると、令和6（2024）年の2,609人をピークに、減少していくことが予測されます。

高齢化率は上昇を続け、令和7（2025）年には33.0%、令和22（2040）年には33.9%となることが予測されます。

■高齢者等の人口推計

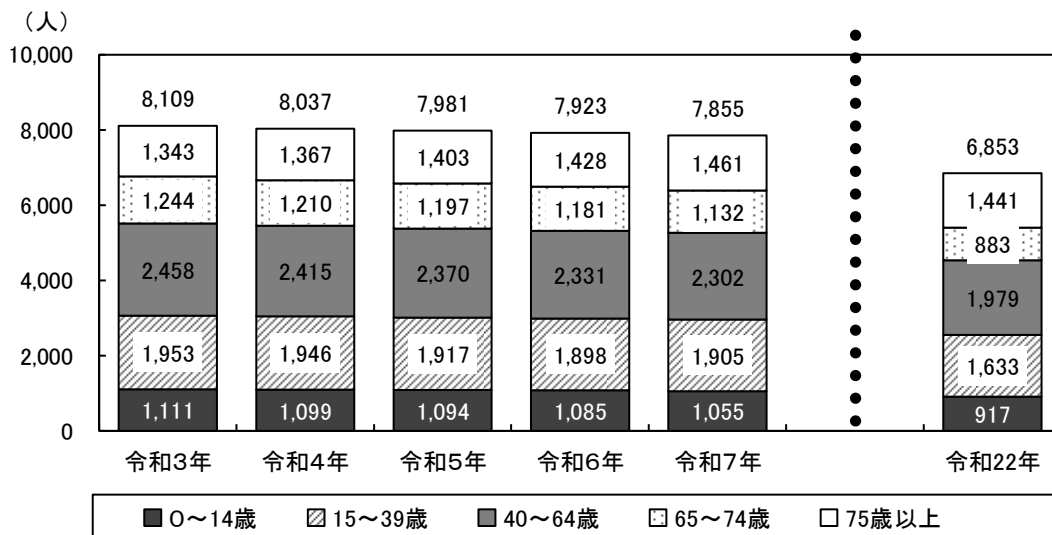
単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和22年
総人口	8,109	8,037	7,981	7,923	7,855	6,853
第1号被保険者 (65歳以上)	2,587	2,577	2,600	2,609	2,593	2,324
前期高齢者 (65～74歳)	1,244	1,210	1,197	1,181	1,132	883
後期高齢者 (75歳以上)	1,343	1,367	1,403	1,428	1,461	1,441
第2号被保険者 (40～64歳)	2,458	2,415	2,370	2,331	2,302	1,979
高齢化率(%)	31.9	32.1	32.6	32.9	33.0	33.9

推計方法：コーホート変化率法

平成28（2016）年～令和2（2020）年（各年9月末）の住民基本台帳及び外国人登録人口を基準値として採用

〈参考〉年齢5区分別人口構成の推移



推計方法：コーホート変化率法

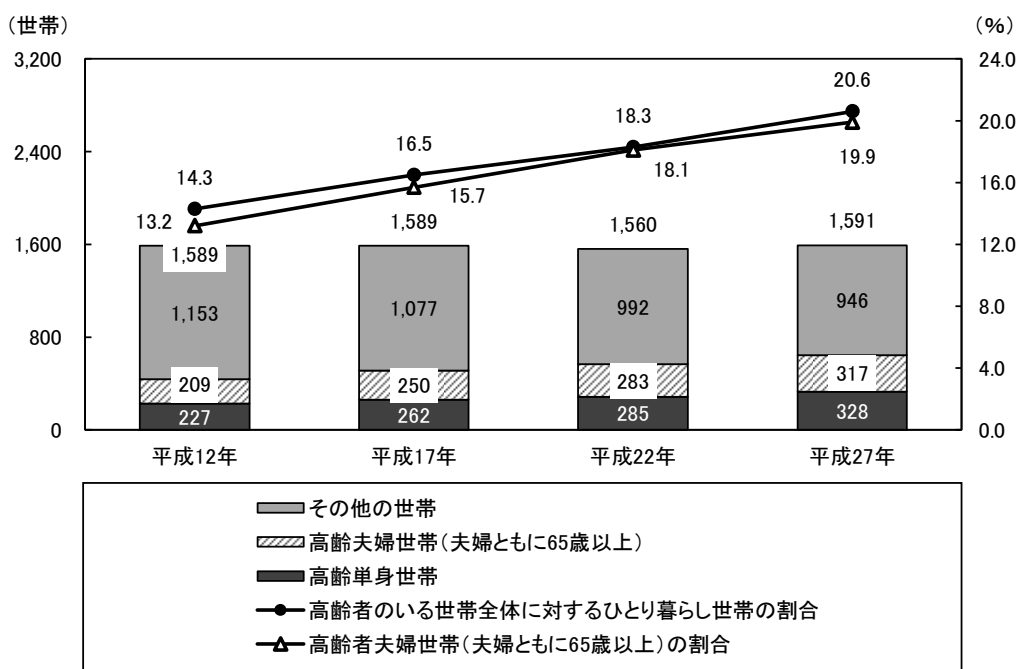
平成28（2016）年～令和2（2020）年（各年9月末）の住民基本台帳及び外国人登録人口を基準値として採用

(3) 世帯の状況

本町の高齢者世帯数の推移をみると、平成 12（2000）年から平成 27（2015）年にかけてほぼ横ばいで推移しており、平成 27（2015）年には 1,591 世帯となっています。

高齢者世帯全体に対する高齢単身世帯の割合については、平成 12（2000）年以降増加しており、平成 27（2015）年には 20.6%となっています。また、高齢夫婦世帯の割合についても同様に平成 12（2000）年以降増加しており、平成 27（2015）年には 19.9%となっています。

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

■高齢者世帯の構成比の推移

単位：世帯

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯数	3,426	-	3,254	-	3,140	-	3,218	-
65歳以上の高齢者のいる世帯	1,589	100.0%	1,589	100.0%	1,560	100.0%	1,591	100.0%
高単身世帯	227	14.3%	262	16.5%	285	18.3%	328	20.6%
高齢夫婦世帯 (夫婦とも65歳以上)	209	13.2%	250	15.7%	283	18.1%	317	19.9%
その他の世帯	1,153	72.6%	1,077	67.8%	992	63.6%	946	59.5%

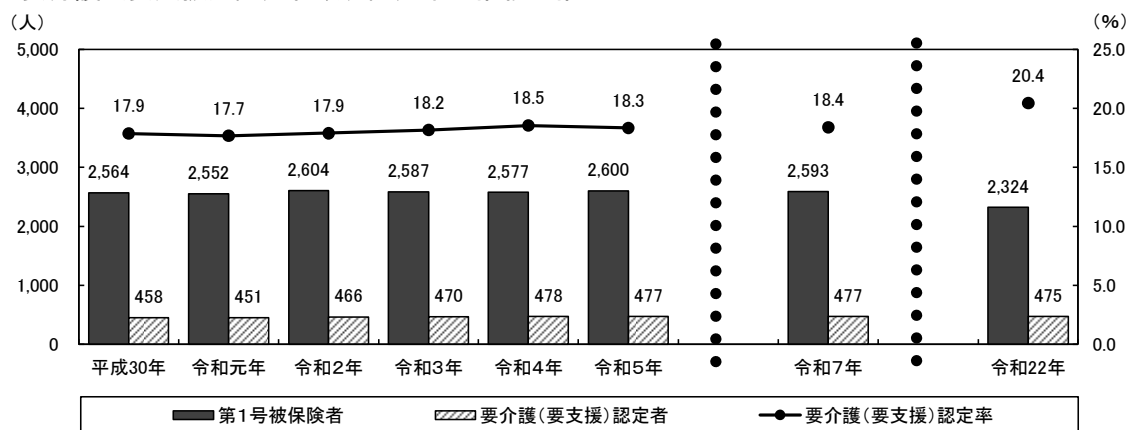
資料：国勢調査

(4) 要介護（要支援）認定者の状況

① 要介護（要支援）認定者数、認定率等の推移・推計

要介護（要支援）認定者数の推移・推計をみると、要介護（要支援）認定者数は平成30（2018）年から令和4（2022）年にかけておおむね増加傾向となっています。また、要介護（要支援）認定率の推計は令和7（2025）年で18.4%、令和22（2040）年で20.4%となっています。

■ 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移・推計

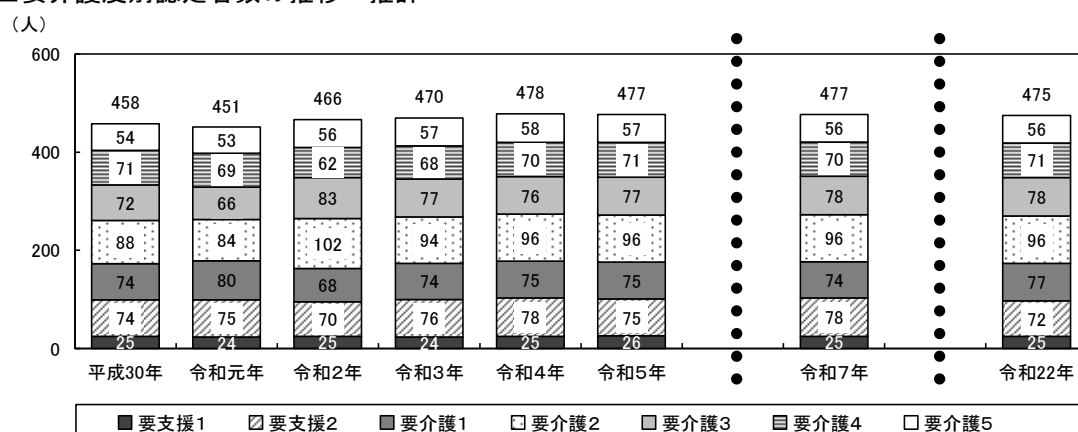


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）、令和3（2021）年以降はおおい町独自推計

② 要介護度別認定者数の推移・推計

要介護度別認定者数の推移・推計をみると、令和5（2023）年の要介護度別認定者数は平成30（2018）年と比べて、要介護4を除いて増加傾向となっています。

■ 要介護度別認定者数の推移・推計



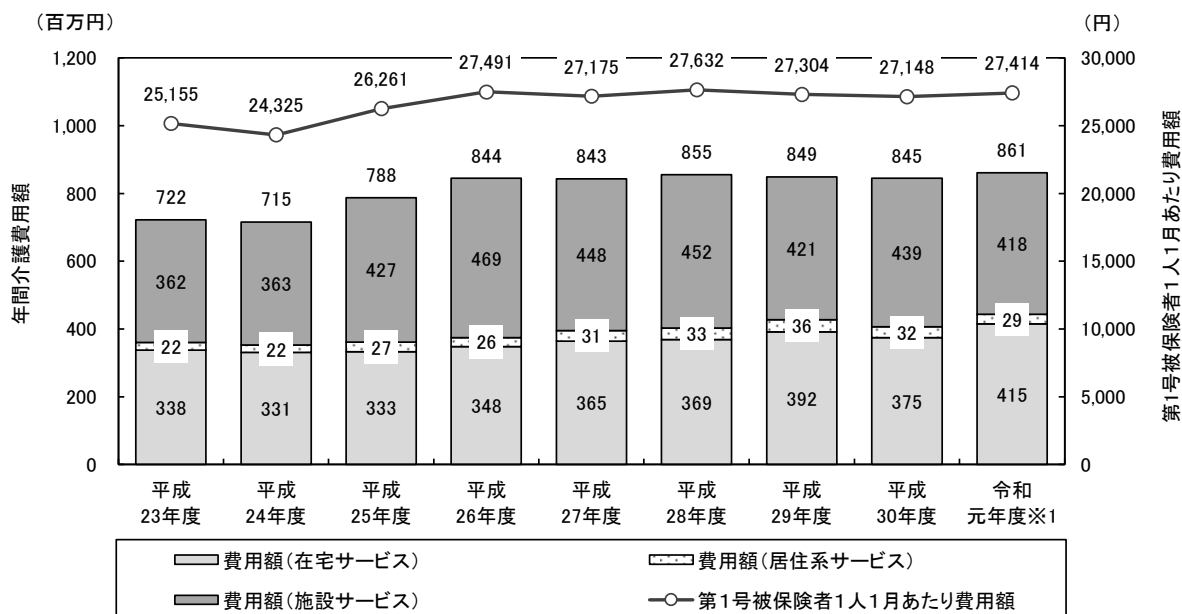
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）、令和3（2021）年以降はおおい町独自推計

2. 介護保険サービス等の利用状況

(1) 介護費用額の状況

本町のサービス費用額の推移をみると、平成 28（2016）年度までは増加傾向となっており、平成 29（2017）年度以降は減少、令和元（2019）年度で再び増加しています。

■費用額の推移



※1 令和2（2020）年2月サービス提供分まで
資料：見える化システム

3. アンケート調査結果から見える現状

(1) 調査の実施概要

① 調査概要

【一般高齢者・要支援認定者対象調査】

調査対象者：町内在住の65歳以上の方（一般高齢者・要支援認定者から無作為抽出）

対象数：968人

調査期間：令和2（2020）年1月28日（火）～2月28日（金）

調査方法：直接配布・直接回収による本人記入方式

【在宅介護実態調査】

調査対象者：町内在住の65歳以上の方（要介護認定者）

対象数：227人

調査期間：令和2（2020）年2月3日（月）～2月28日（金）

調査方法：調査員による配布・回収方式

② 回収結果

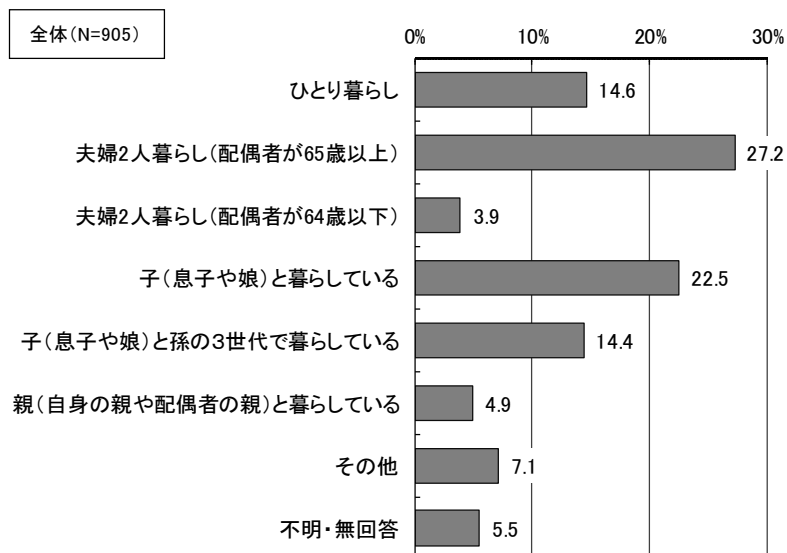
	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者・要支援認定者 対象調査	968件	905件	93.5%
在宅介護実態調査	227件	167件	73.6%

(2) 一般高齢者・要支援認定者対象調査の主な結果

① 家族や生活状況について

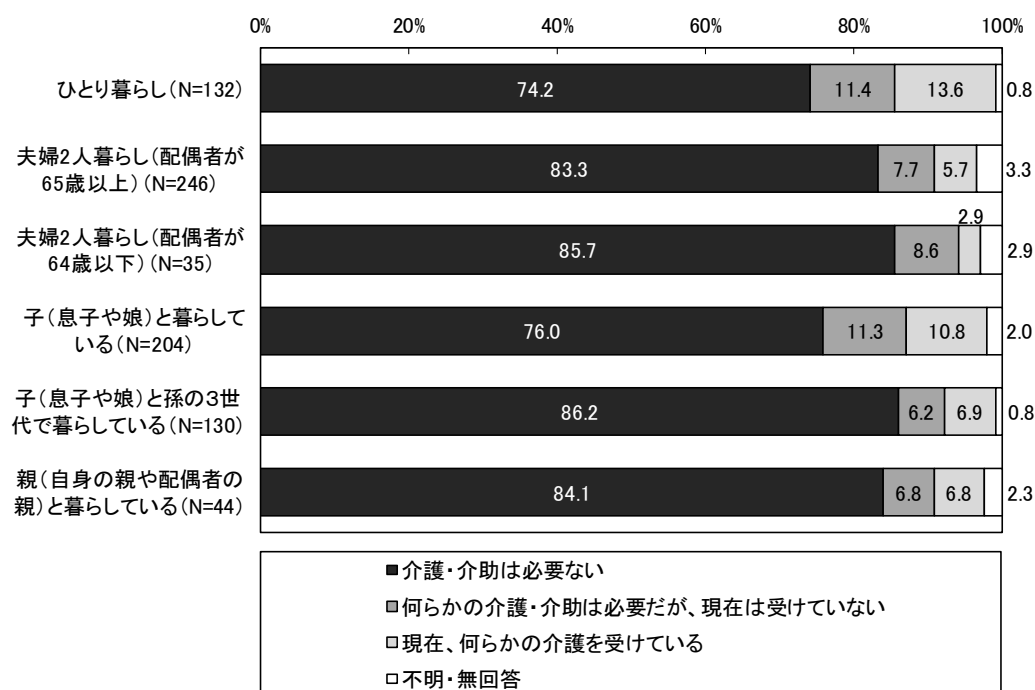
家族構成（単数回答）

「夫婦2人暮らし（配偶者が65歳以上）」が27.2%と最も高く、次いで「子（息子や娘）と暮らしている」が22.5%、「ひとり暮らし」が14.6%となっています。



介助・介護の必要性×家族構成

介護・介助の必要性について家族構成別にみると、「ひとり暮らし」「子（息子や娘）と暮らしている」において「現在、何らかの介護を受けている」が他の家族構成と比べて高くなっています。

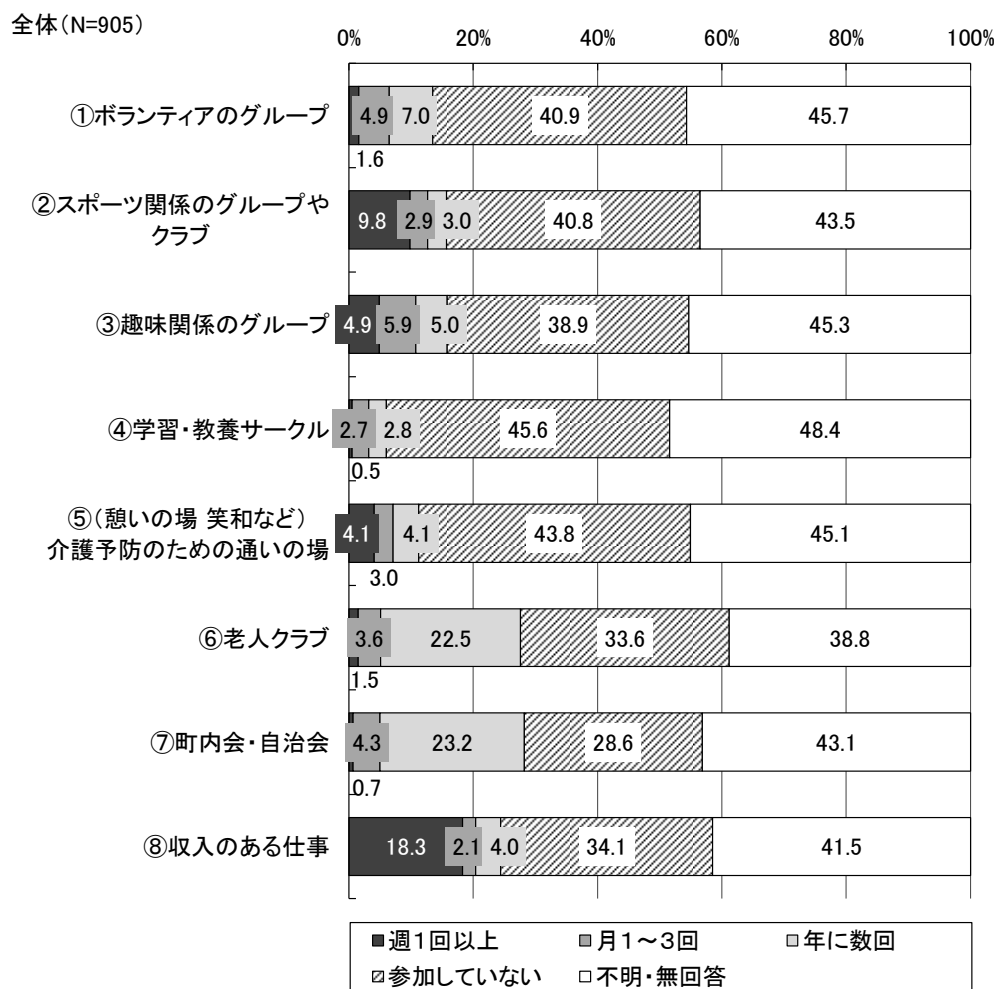


② 地域での活動について

会・グループ等への参加頻度（単数回答）

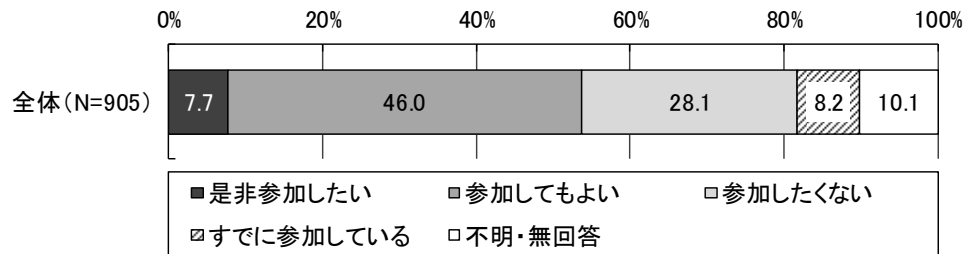
※週1回以上は、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」の合計

「不明・無回答」を除き、いずれの会・グループ等においても「参加していない」の割合が最も高くなっています。[⑧収入のある仕事]以外の会・グループ等においては、「週1回以上」が1割を下回っています。



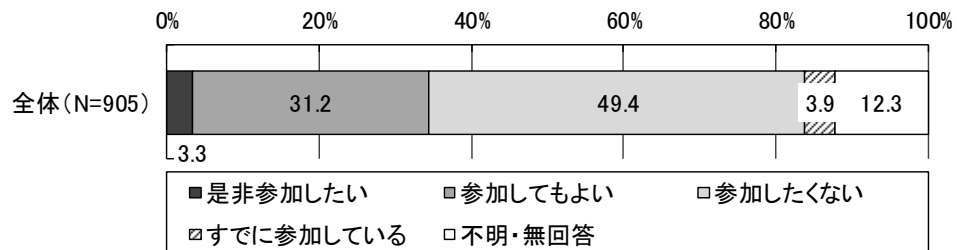
地域づくり活動への参加者としての参加希望（単数回答）

「参加してもよい」が46.0%と最も高く、次いで「参加したくない」が28.1%、「すでに参加している」が8.2%となっています。



地域づくり活動への企画・運営（お世話役）としての参加希望（単数回答）

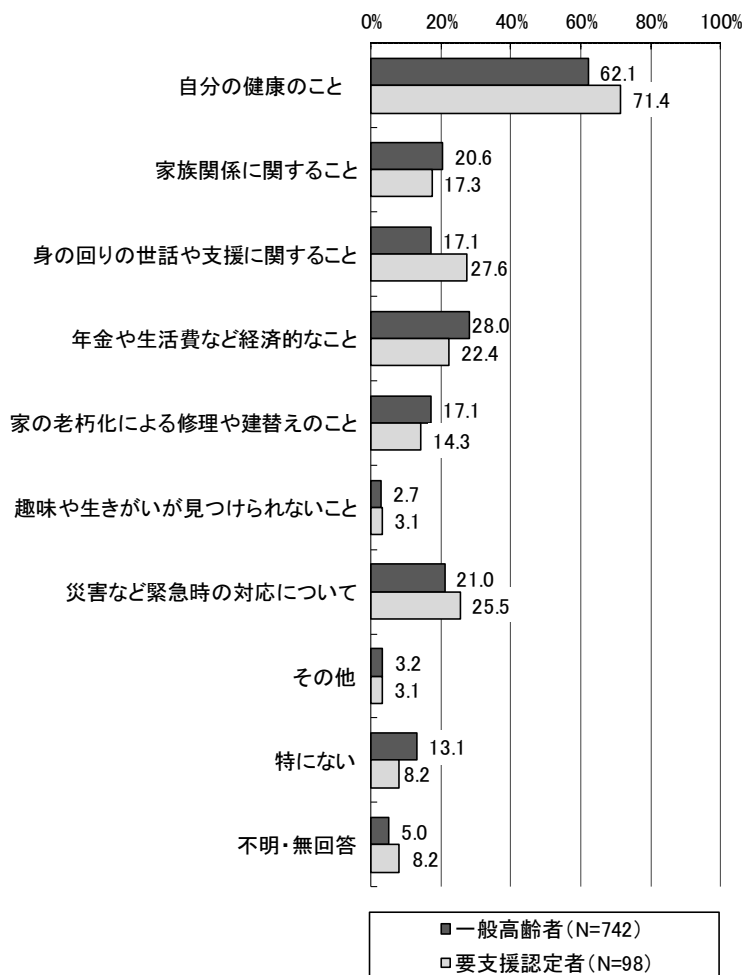
「参加したくない」が49.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」が31.2%、「すでに参加している」が3.9%となっています。



③ たすけあいについて

生活の中で悩んだり、心配になっていること×一般・要支援

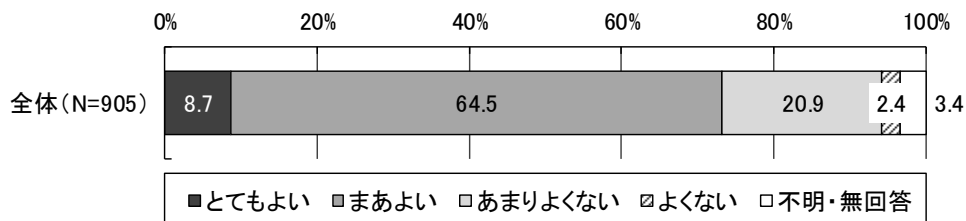
生活の中での悩みや心配ごとについて一般・要支援別にみると、《一般高齢者》《要支援認定者》ではともに「自分の健康のこと」が最も高く、次いで《一般高齢者》では「年金や生活費など経済的なこと」、《要支援認定者》では「身の回りの世話や支援に関すること」となっています。



④ 健康について

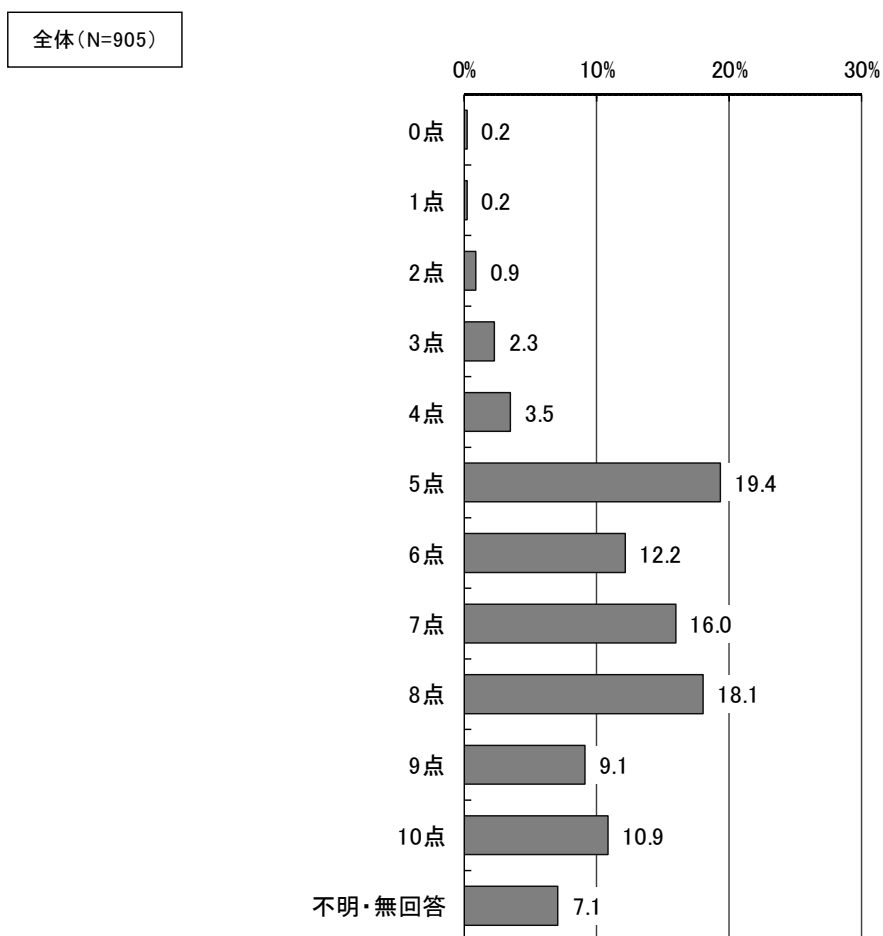
現在の健康状態（単数回答）

「まあよい」が 64.5%と最も高く、次いで「あまりよくない」が 20.9%、「とてもよい」が 8.7%となっています。



現在の幸福度（単数回答）

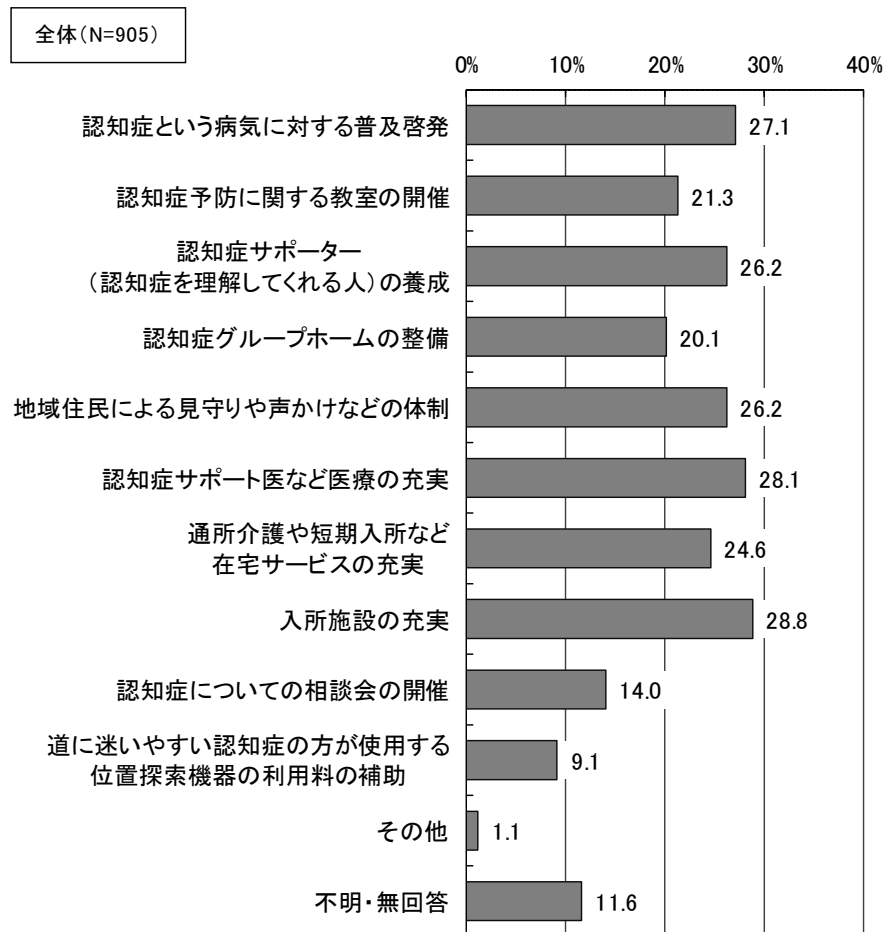
「5点」が 19.4%と最も高く、次いで「8点」が 18.1%、「7点」が 16.0%となっています。



⑤ 認知症について

認知症になっても安心して暮らしていけるような地域にするために必要な取り組み（複数回答）

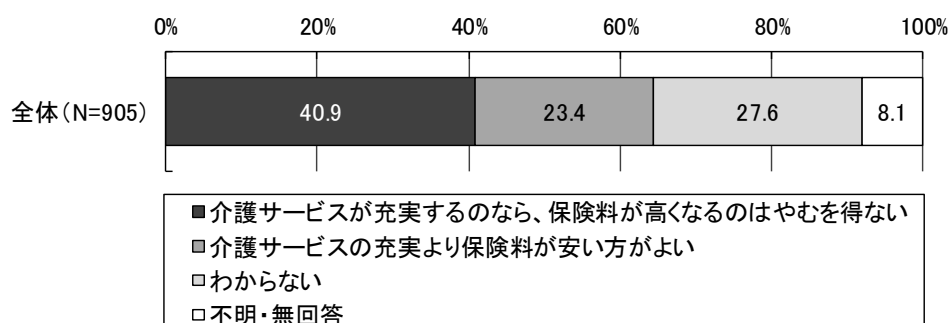
「入所施設の充実」が28.8%と最も高く、次いで「認知症サポート医など医療の充実」が28.1%、「認知症という病気に対する普及啓発」が27.1%となっています。



⑥ 介護保険制度について

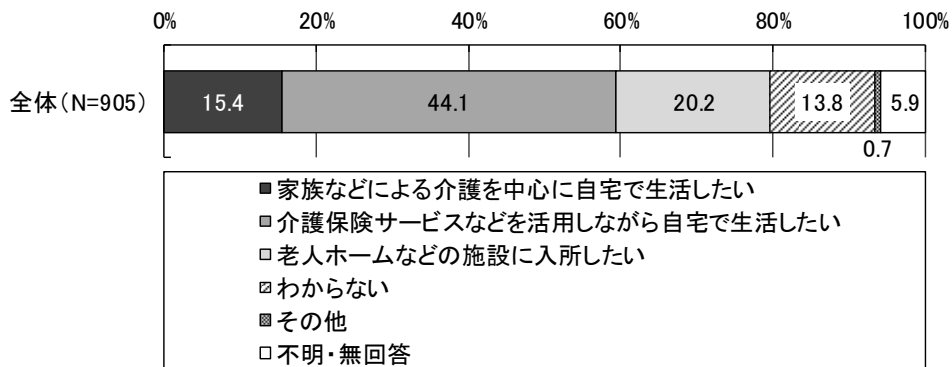
保険料の負担と介護サービスについて（単数回答）

「介護サービスが充実するのなら、保険料が高くなるのはやむを得ない」が40.9%と最も高く、次いで「わからない」が27.6%、「介護サービスの充実より保険料が安い方がよい」が23.4%となっています。



自身に介護が必要となった場合、どのように生活したいか（単数回答）

「介護保険サービスなどを活用しながら自宅で生活したい」が44.1%と最も高く、次いで「老人ホームなどの施設に入所したい」が20.2%、「家族などによる介護を中心に自宅で生活したい」が15.4%となっています。



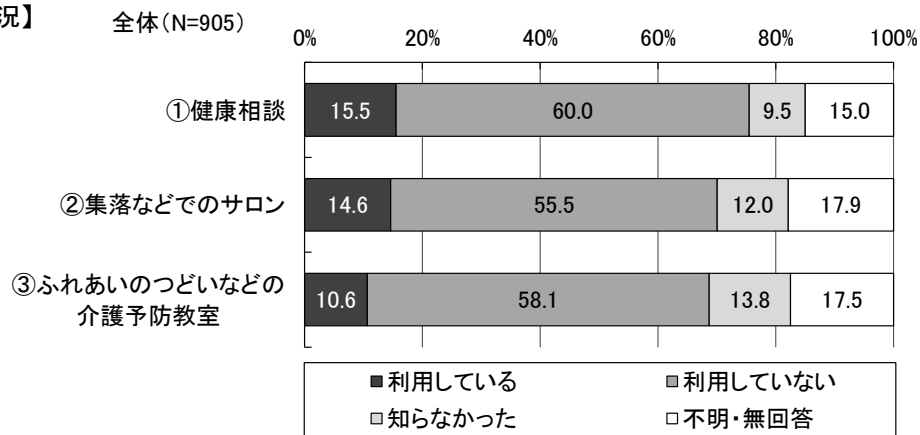
⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業の現在の利用状況と満足度（単数回答）

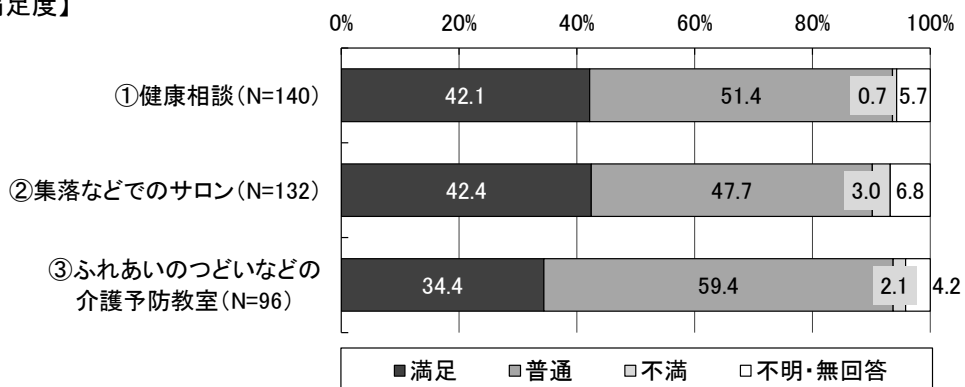
現在の利用状況については、いずれの事業も「利用していない」の割合が最も高くなっています。

利用者の満足度については、いずれの事業も「普通」が最も高く、「満足」「普通」の合計は9割を超えています。

【現在の利用状況】



【利用者の満足度】



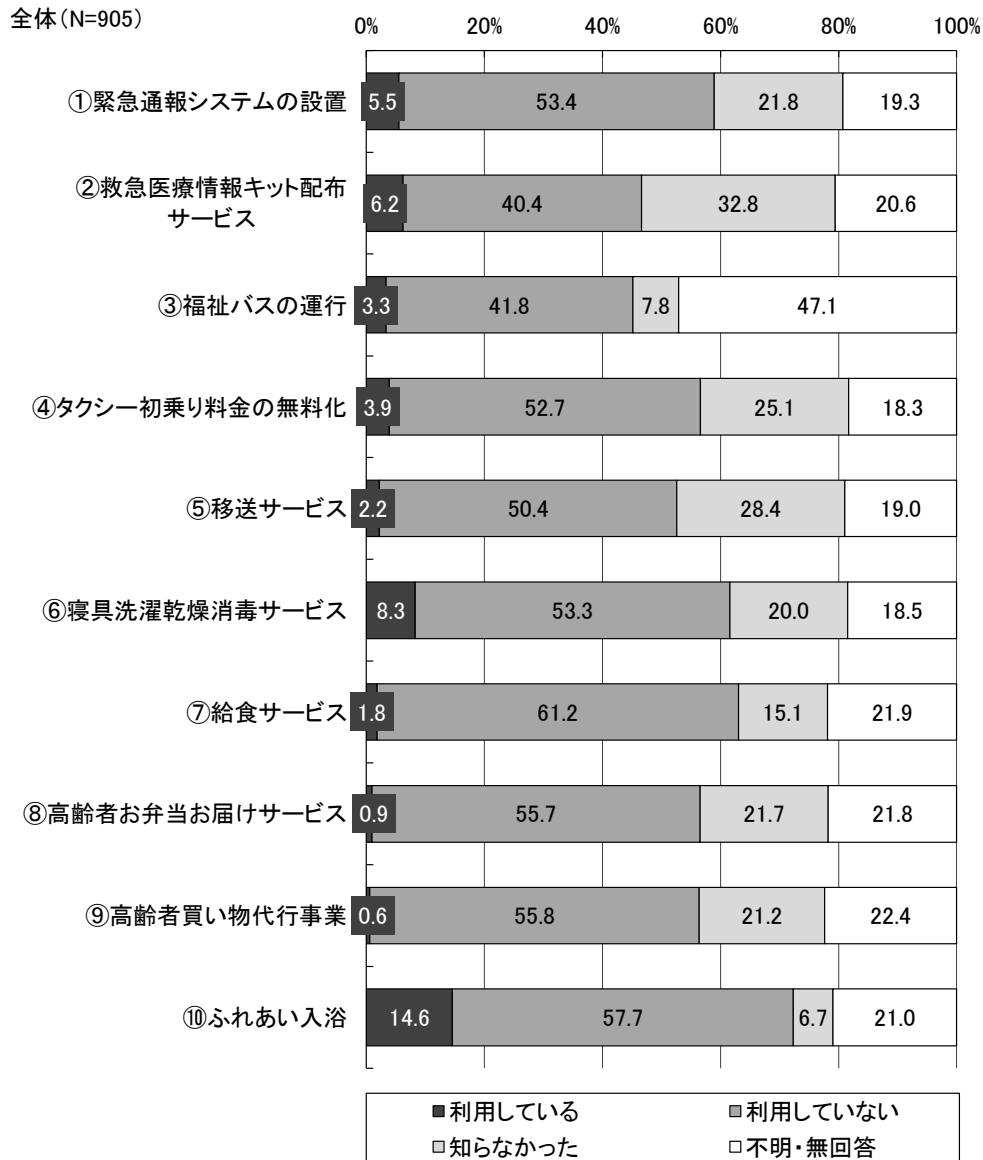
⑧ 高齢者福祉サービスについて

高齢者福祉サービスの現在の利用状況と満足度（単数回答）

いずれのサービスも「利用していない」の割合が最も高くなっています。

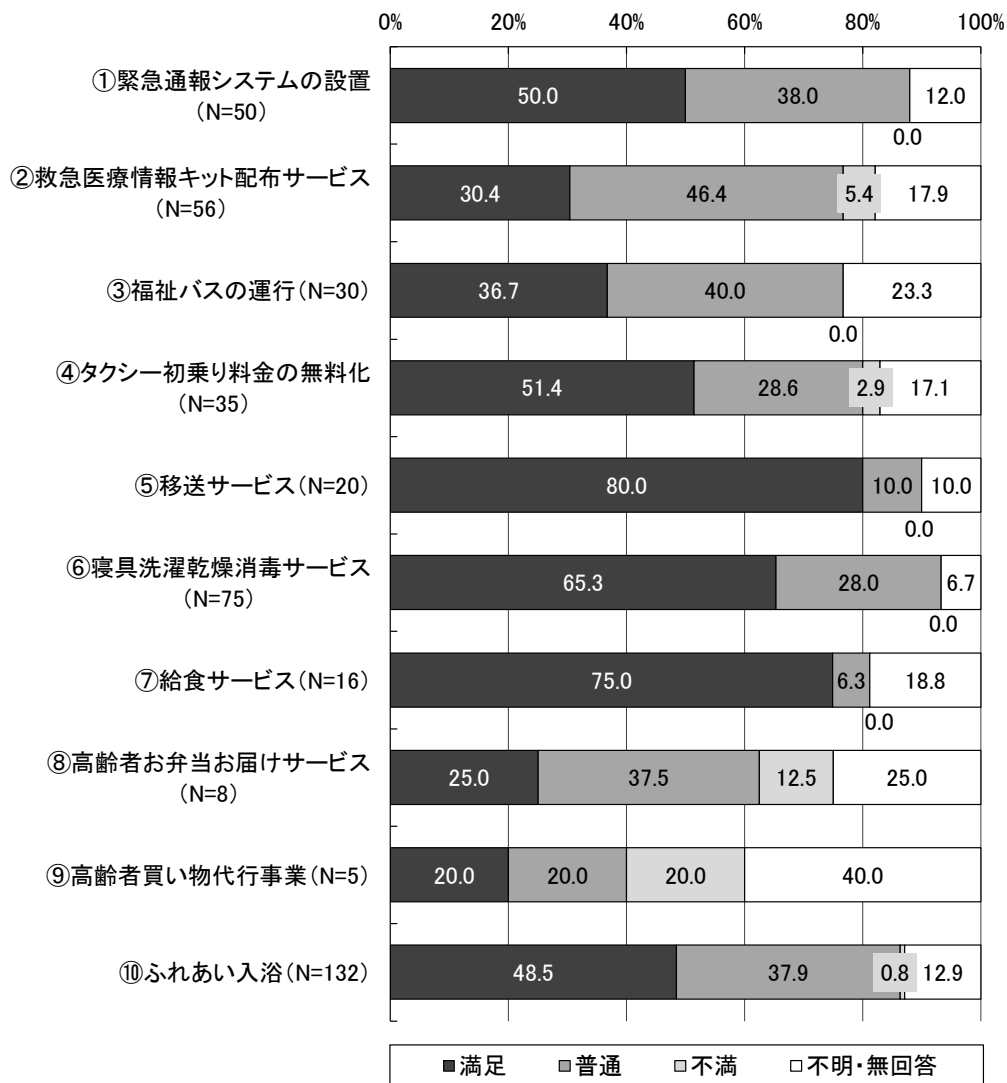
「利用している」は〔⑩ふれあい入浴〕、「知らなかった」は〔②救急医療情報キット配布サービス〕で最も高くなっています。

【現在の利用状況】



〔⑨高齢者買い物代行業業〕を除き、「満足」「普通」の合計は6割を超えています。〔⑤移送サービス〕〔⑦給食サービス〕では「満足」が7割を超えています。

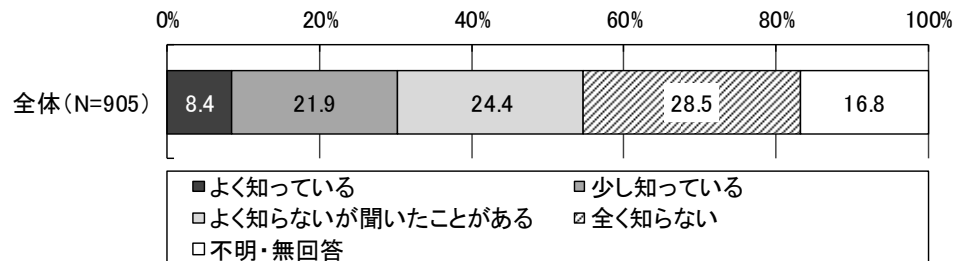
【利用者の満足度】



⑨ 成年後見制度について

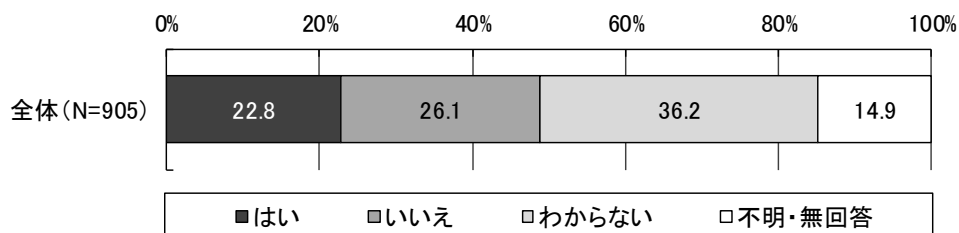
成年後見制度の認知度（単数回答）

「全く知らない」が28.5%と最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」が24.4%、「少し知っている」が21.9%となっています。



成年後見制度の利用意向（単数回答）

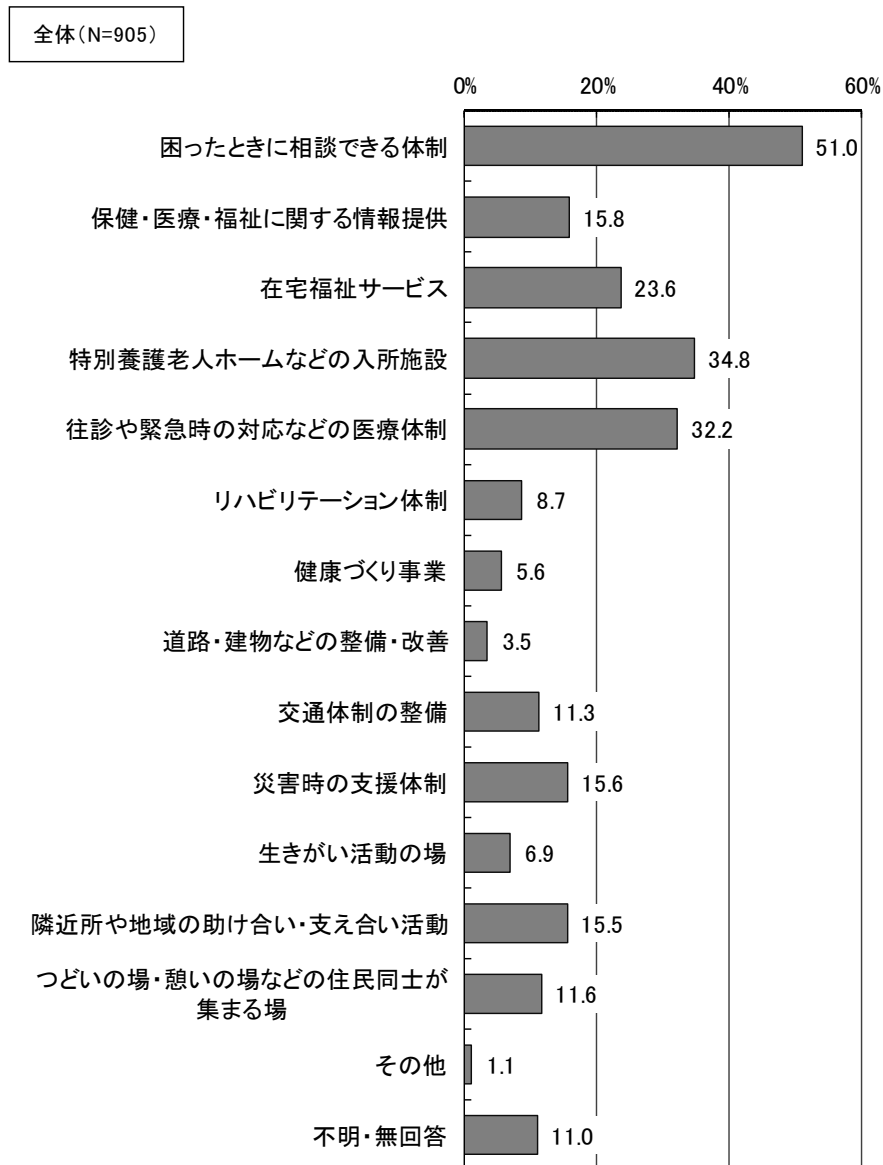
「わからない」が36.2%と最も高く、次いで「いいえ」が26.1%、「はい」が22.8%となっています。



⑩ 今後の保健・医療・福祉施策について

高齢者にとって住みよいまちをつくるために、必要な取り組み（複数回答）

「困ったときに相談できる体制」が51.0%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームなどの入所施設」が34.8%、「往診や緊急時の対応などの医療体制」が32.2%となっています。

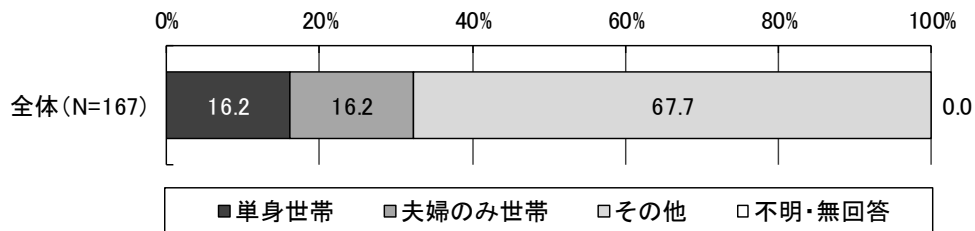


(3) 在宅介護実態調査の主な結果

① 調査対象者・介護者について

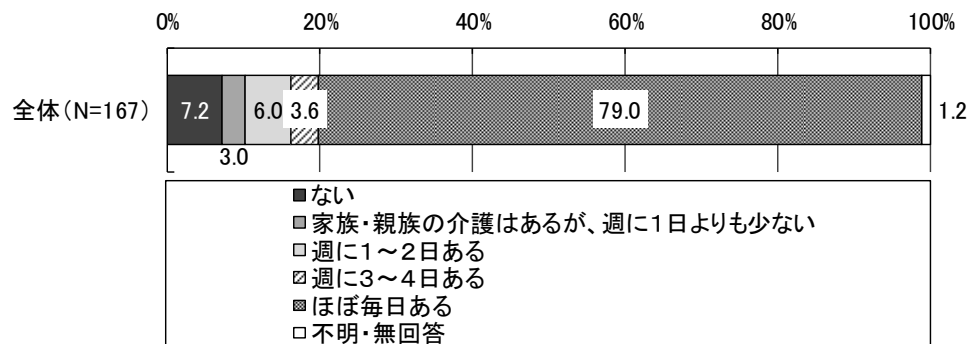
世帯構成（単数回答）

「その他」が67.7%と最も高く、次いで「単身世帯」「夫婦のみ世帯」がともに16.2%となっています。



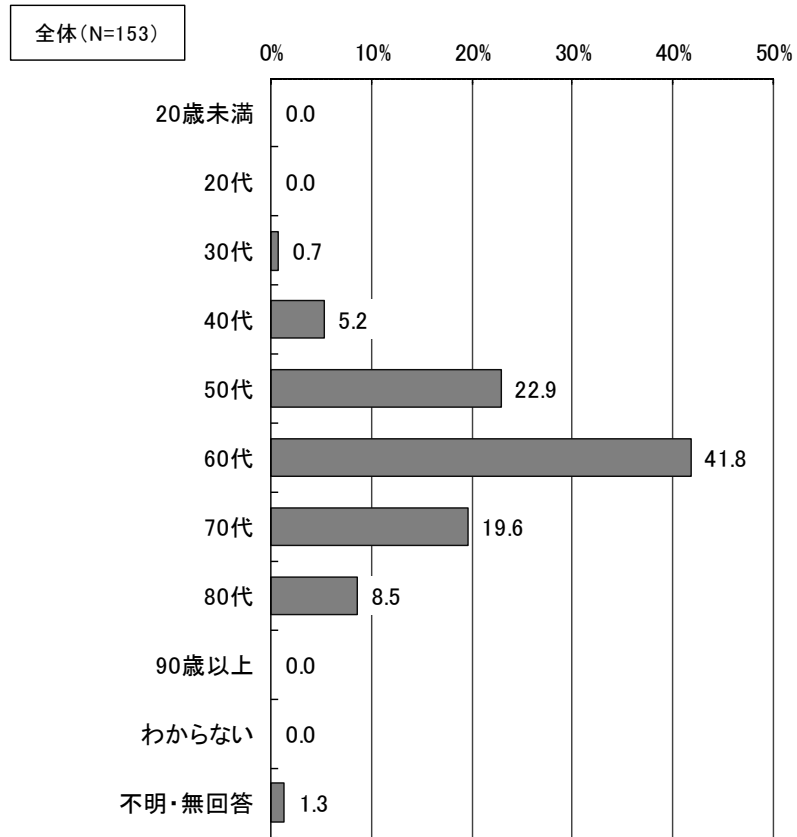
家族や親族からの介護の頻度（単数回答）

「ほぼ毎日ある」が79.0%と最も高く、次いで「ない」が7.2%、「週に1～2日ある」が6.0%となっています。



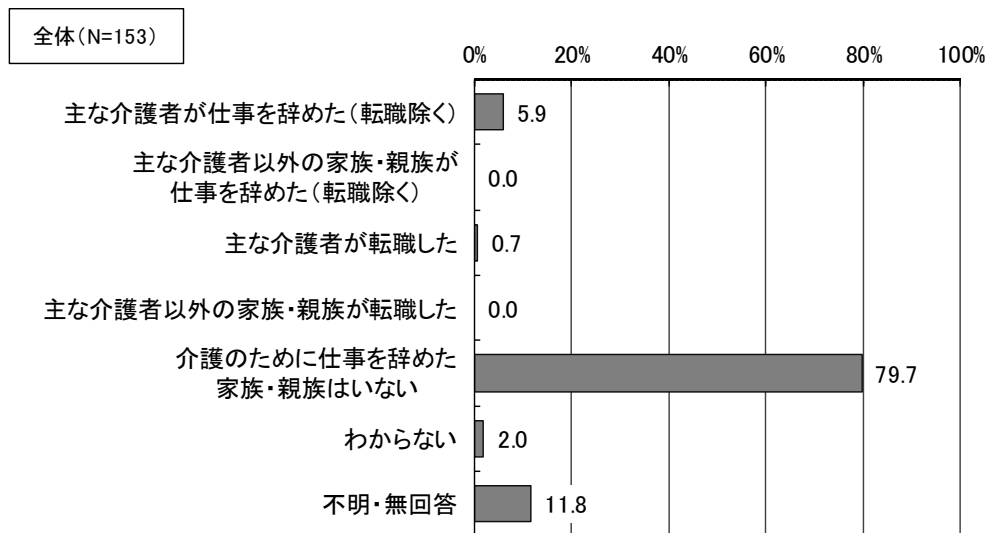
主な介護者の年齢（単数回答）

「60代」が41.8%と最も高く、次いで「50代」が22.9%、「70代」が19.6%となっています。



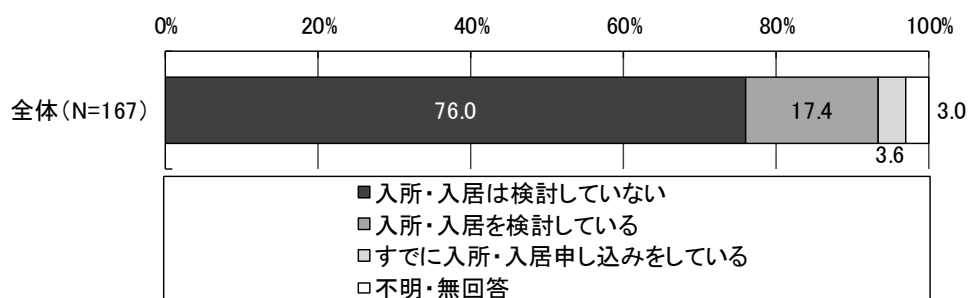
介護を主な理由とした過去1年間の離職状況（複数回答）

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が79.7%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が5.9%、「わからない」が2.0%となっています。



現時点での施設などへの入所・入居の検討状況（単数回答）

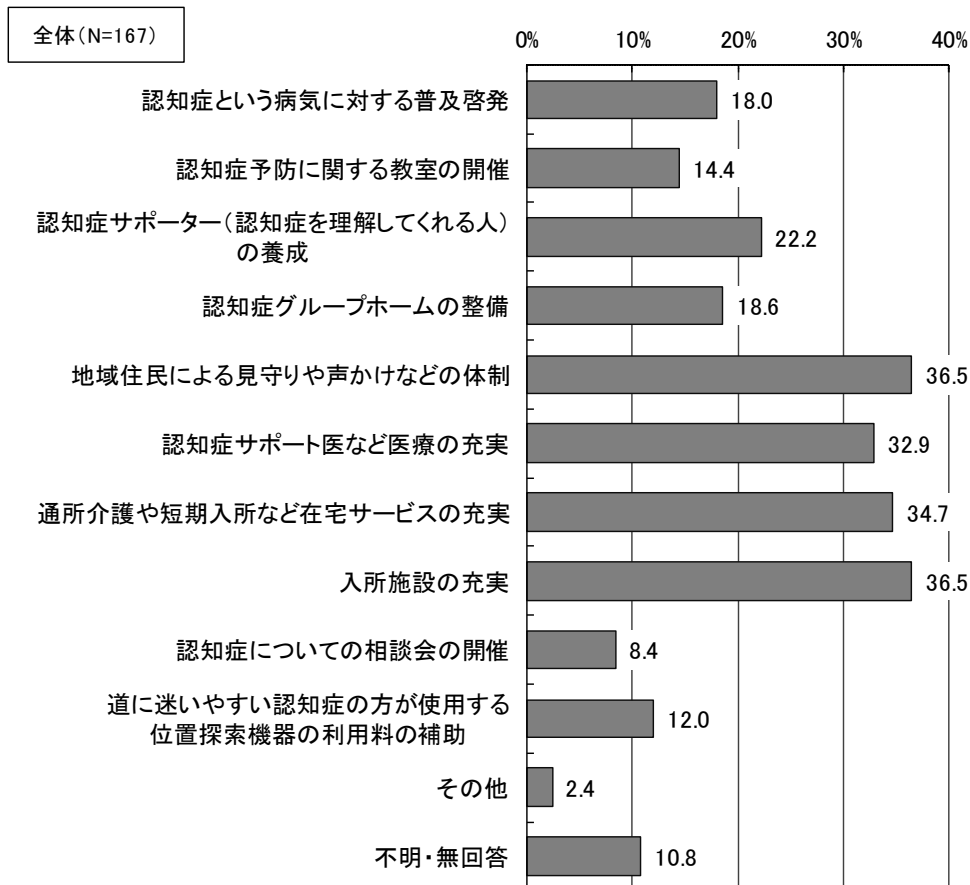
「入所・入居は検討していない」が76.0%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が17.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が3.6%となっています。



② 認知症について

認知症になっても安心して暮らしていけるような地域にするために必要な取り組み（複数回答）

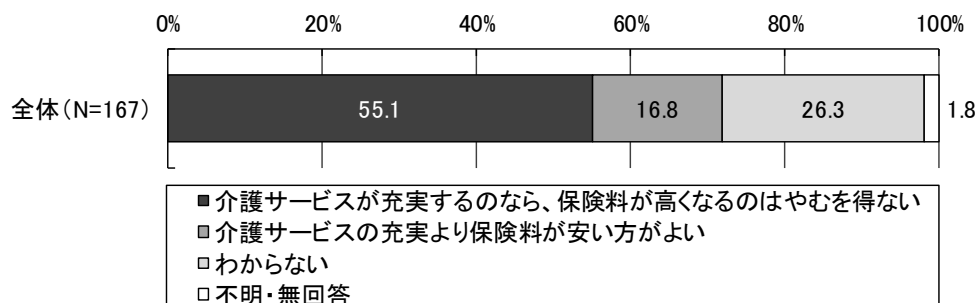
「地域住民による見守りや声かけなどの体制」「入所施設の充実」がともに36.5%と最も高く、次いで「通所介護や短期入所など在宅サービスの充実」が34.7%、「認知症サポート医など医療の充実」が32.9%となっています。



③ 介護保険制度について

保険料の負担と介護サービスについて（単数回答）

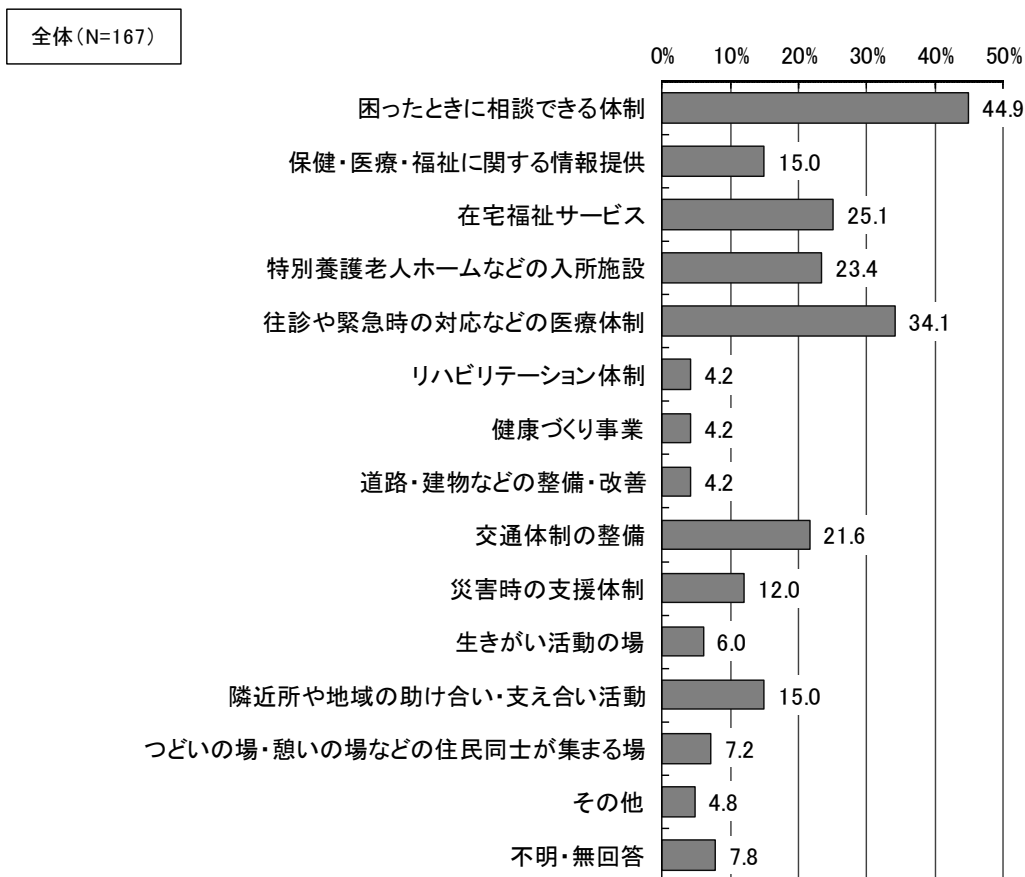
「介護サービスが充実するのなら、保険料が高くなるのはやむを得ない」が55.1%と最も高く、次いで「わからない」が26.3%、「介護サービスの充実より保険料が安い方がよい」が16.8%となっています。



④ 今後の保健・医療・福祉施策について

高齢者にとって住みよいまちをつくるために、必要な取り組み（複数回答）

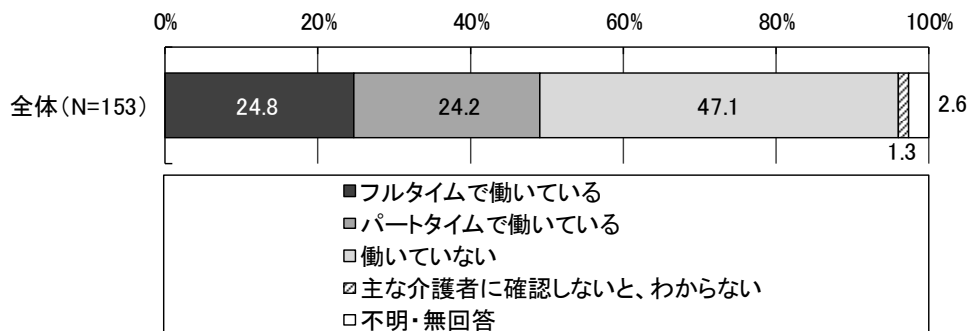
「困ったときに相談できる体制」が44.9%と最も高く、次いで「往診や緊急時の対応などの医療体制」が34.1%、「在宅福祉サービス」が25.1%となっています。



⑤ 主な介護者について

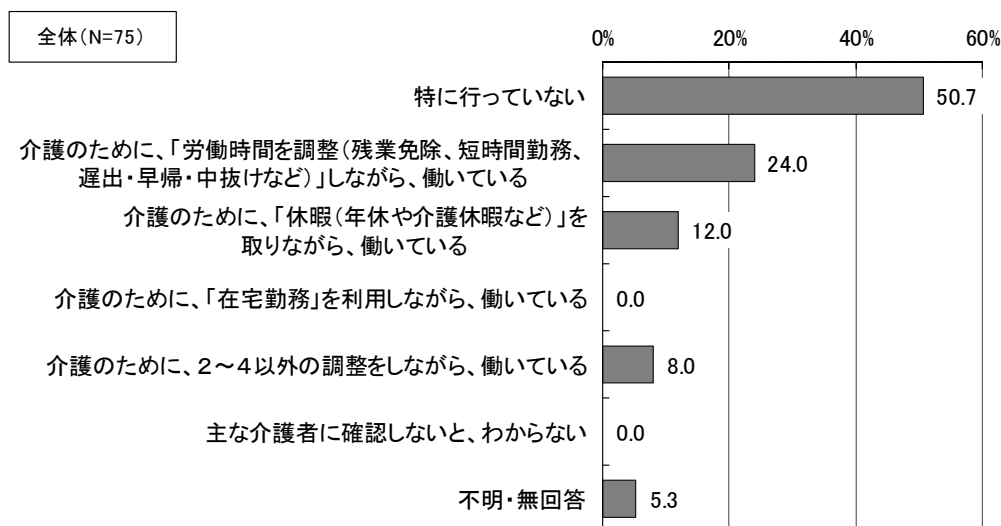
現在の勤務形態（単数回答）

「働いていない」が47.1%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が24.8%、「パートタイムで働いている」が24.2%となっています。



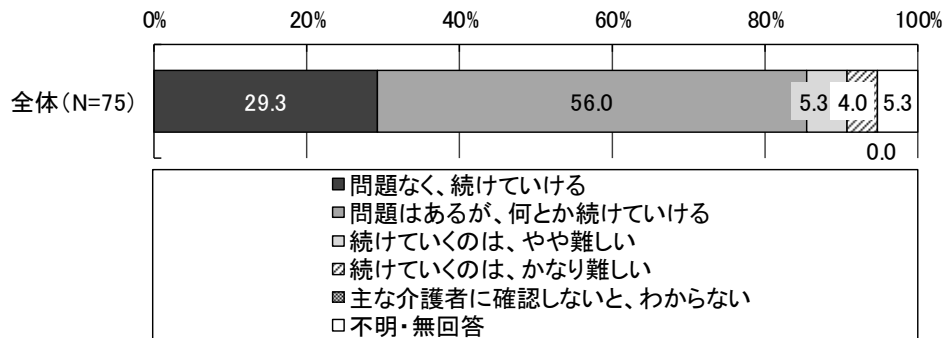
介護をするにあたっての働き方の調整（複数回答）

「特に行っていない」が50.7%と最も高く、次いで「介護のために、労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜けなど）」しながら、働いている」が24.0%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇など）」を取りながら、働いている」が12.0%となっています。



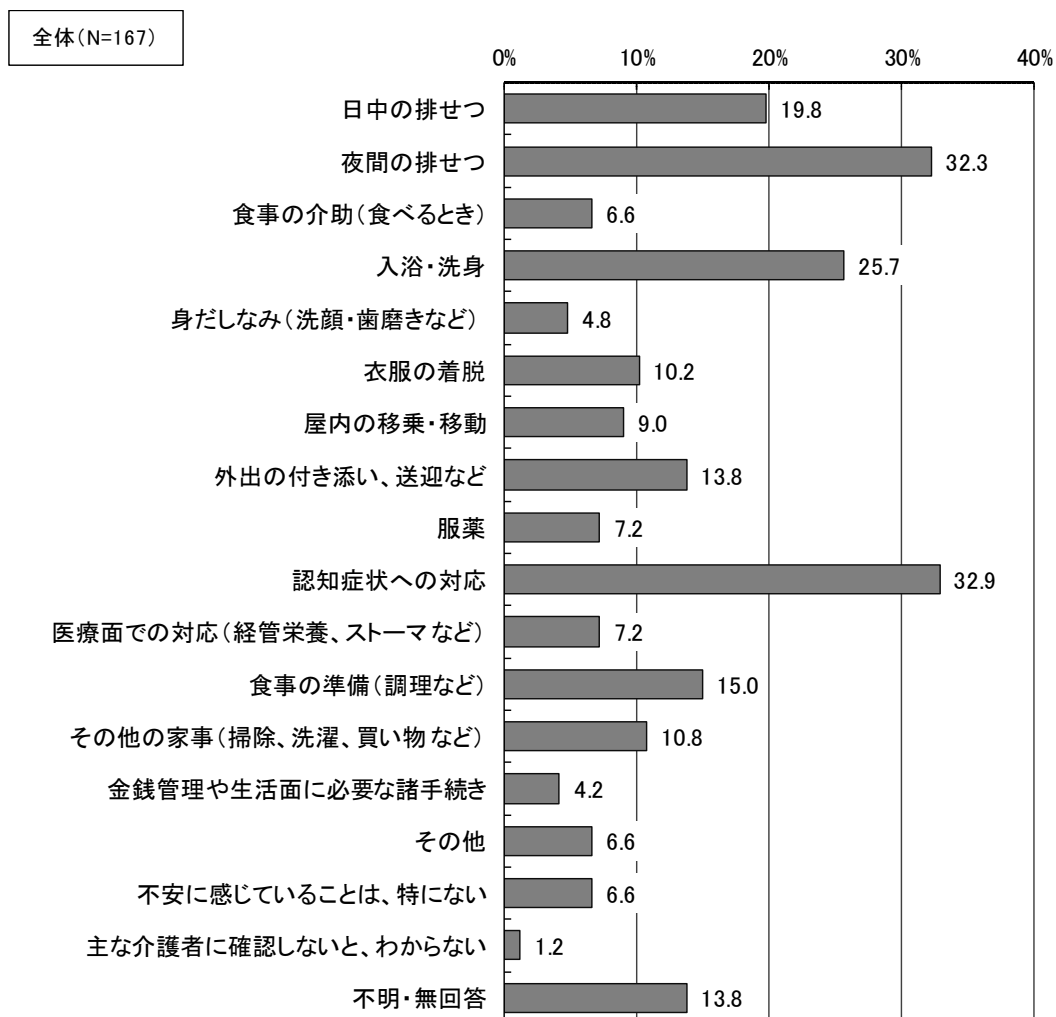
今後、働きながら介護を継続できるか（単数回答）

「問題はあるが、何とか続けていける」が56.0%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が29.3%、「続けていくのは、やや難しい」が5.3%となっています。



不安を感じる介護（複数回答）

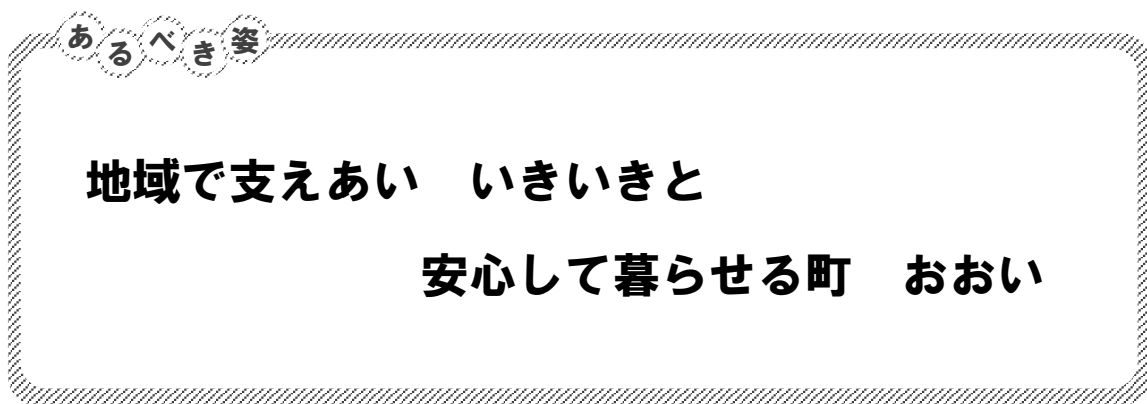
「認知症状への対応」が32.9%と最も高く、次いで「夜間の排せつ」が32.3%、「入浴・洗身」が25.7%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本町では、高齢者と地域住民、関係機関・団体等、様々な方々との協力関係により、みんなで高齢者を支え、高齢者がいつまでもいきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指し、取り組みを推進してきました。地域共生社会の実現に向けて、本計画においてもこれまでの方向性を引き継ぎ、「地域で支えあい いきいきと 安心して暮らせる町 おおい」を計画の基本理念として定めます。



2. 計画の基本方針

■基本方針1 高齢者の元気づくりと活かせる環境づくり

高齢者の健康意識の向上や自主的な健康づくり・介護予防活動の促進に向けて、健康相談・健康教室・訪問指導等を進めるとともに、支援を必要とする軽度の高齢者を様々な主体で重層的に支援する、総合事業の充実を図ります。

また、高齢者の社会参加を促進するとともに、支援を必要とする高齢者への生活支援活動等の担い手として、元気な高齢者に活躍してもらえるよう、地域のリーダーとなる人材の育成、支援や活動ができる場・機会の拡充に努めます。

さらに、高齢者同士が気軽に参加できる交流の場・機会の充実に努めるとともに、高齢者の活躍の場の確保、生きがいづくりとして、雇用・就業への支援についても取り組みます。

■基本方針2 高齢者を見守り・支えあえる仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、地域住民や関係機関・団体、企業・事業主と協働して、地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。特に、地域ケア会議を通じた多職種合同によるケアマネジメント支援の充実をはじめ、生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの充実、医療と介護の連携強化に努めます。

また、認知症に対しては、「共生」と「予防」を両輪とし、認知症に対する理解の促進や早期発見・早期対応の強化に向けた体制の充実を図ります。

さらに、高齢者虐待防止のために、虐待防止等ネットワーク委員会を中心としたネットワークの強化を図るとともに、虐待防止に関する理解の促進、相談窓口の周知に努めます。

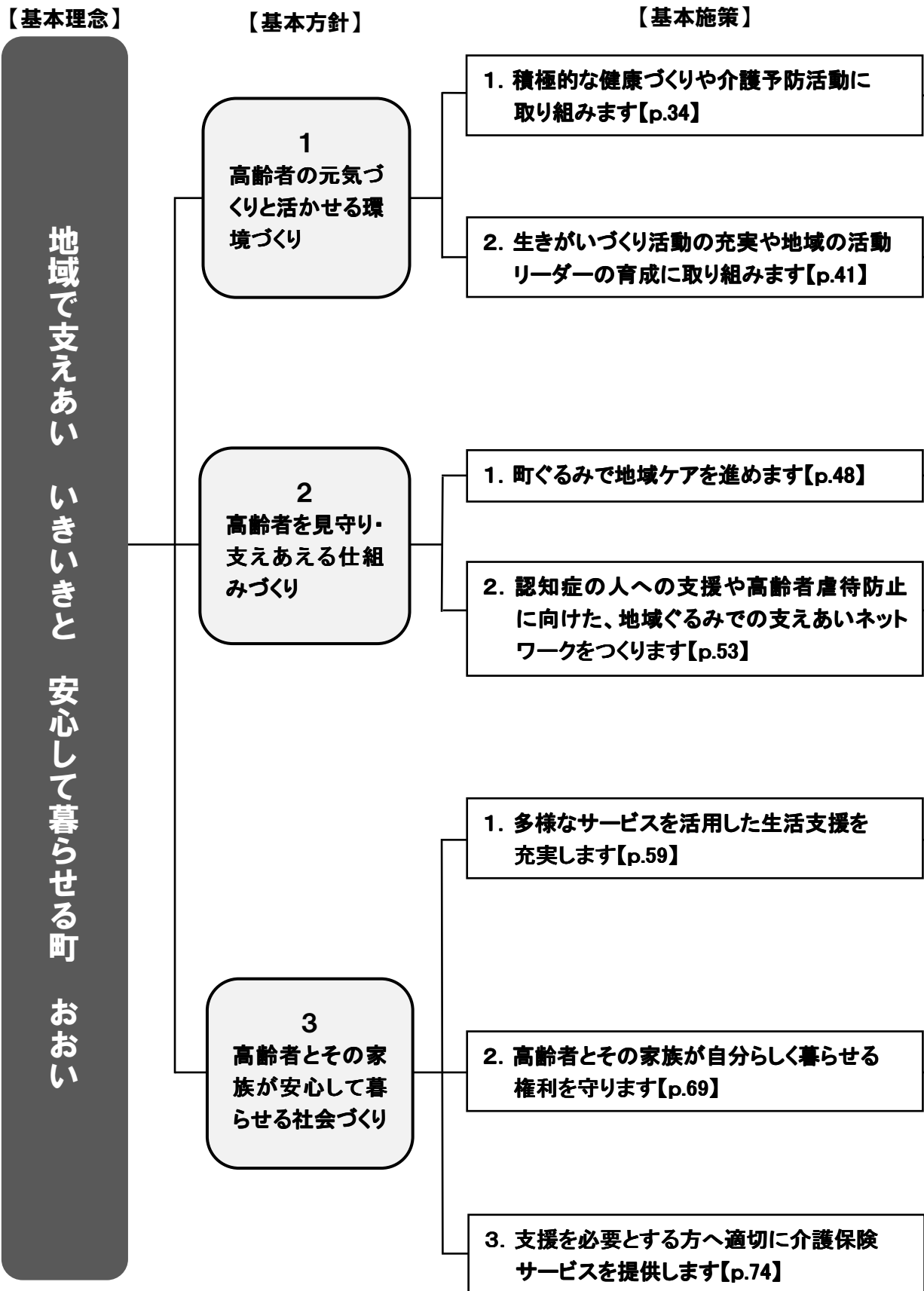
■基本方針3 高齢者とその家族が安心して暮らせる社会づくり

高齢者やその家族が住み慣れた地域で安全・安心に在宅生活ができるように、災害時の支援体制の整備や感染症対策の体制整備、住環境・移動面におけるバリアフリー化、日常生活の支援等の取り組みを推進します。高齢者の日常生活への支援にあたっては、高齢者のニーズを踏まえ、既存のサービスとの組み合わせや社会資源の活用により、多様な支援やサービスの提供に努めます。

また、高齢者とその家族が自分らしく尊厳を持って生活をする続けることができるよう、介護者支援の充実を図るとともに、権利擁護に取り組みます。

さらに、介護が必要となった場合においても、可能な限り望むかたちで生活できるよう、介護保険サービスの充実や介護人材の養成・確保に努めます。

3. 施策体系



(1) 積極的な健康づくりの支援
①健康づくりの推進 ②介護予防の普及啓発 ③介護予防対象者の把握 ④リハビリテーションを活用した介護予防の取り組み ⑤介護予防の取り組みへの評価
(2) 介護予防・日常生活への支援
①通所型サービス ②訪問型サービス ③介護予防ケアマネジメント
(1) 地域組織活動の支援
①老人クラブ活動の支援 ②その他の地域組織活動の支援 ③リーダーの育成・支援 ④介護予防のためのボランティア育成 ⑤ふれあいサロン ⑥地域での住民つどいの場への支援
(2) 交流の場・機会の拡充
①ふれあい入浴事業 ②敬老会 ③ひとり暮らし高齢者のつどい ④世代間交流の促進
(3) 雇用・就業への支援
①シルバー人材センターへの支援
(1) 地域ケアの推進
①地域ケア会議 ②地域の支えあい体制の整備 ③総合相談支援事業 ④包括的・継続的ケアマネジメント ⑤在宅医療と介護の連携推進 ⑥リハビリテーションサービス提供体制の充実
(1) 認知症ケアの推進
①認知症予防の推進 ②認知症に対する理解の促進 ③地域の実情に応じた認知症施策の推進 ④認知症への早期対応 ⑤認知症の人等への見守り体制の推進
(2) 高齢者虐待防止への取り組み
①高齢者虐待防止ネットワーク体制の推進 ②高齢者虐待防止の普及啓発
(1) 高齢者の安全・安心を確保するための体制の整備
①緊急通報体制の整備 ②救急医療情報キットの支給 ③災害対策に係る体制の整備 ④感染症対策に係る体制の整備 ⑤運転免許証自主返納者への支援
(2) 誰にでもやさしい生活環境づくり
①生活支援ハウスの利用促進 ②住環境の整備
(3) 移動面におけるバリアフリーの推進
①バス利用料金の助成 ②福祉バスの運行 ③タクシー利用料金の助成 ④移送サービス ⑤デマンド型交通の推進
(4) 高齢者の暮らしの支援
①寝具乾燥消毒サービス ②給食サービス ③食の提供体制整備事業 ④買い物代行事業
(1) 介護者への支援
①家族介護への支援 ②在宅介護支援金の支給 ③介護用品の支給 ④介護者支援施設(やまもも)の活用 ⑤介護者の状況把握体制の整備
(2) 権利擁護への取り組み
①権利擁護の推進 ②成年後見制度の利用促進
(1) 居宅サービス
(2) 地域密着型サービス
(3) 施設サービス
(4) 介護保険事業の適正・円滑な運営
①介護給付適正化の推進 ②要介護認定者の適切なマネジメント ③介護人材の確保 ④介護保険サービスの質の向上 ⑤事業者・介護関係機関の連携体制とその支援 ⑥低所得者対策の推進

第4章 計画の展開

基本方針1：高齢者の元気づくりと活かせる環境づくり

基本施策1

積極的な健康づくりや介護予防活動に取り組みます

これまでの取り組み

介護予防への取り組みとして、健康相談・健康教育・訪問指導等を継続して実施しました。また、平成29（2017）年度からの総合事業の開始に伴い、介護予防の普及啓発や各種事業の効果的な実施に向けて、検討を行いながら取り組みの充実を図っています。一方で、サロンや通所型サービスB等の住民主体のサービス提供体制の構築が課題となっています。

引き続き、高齢者のニーズを的確に捉えながら、介護予防のための事業の充実を図るとともに、庁内の関係部署や介護支援専門員等の専門職等と連携し、円滑な総合事業の実施に取り組むことが求められます。

今後の基本方針

総合事業については、本町のコンセプトである「“住み慣れた地域を自分の足で歩ける”を目指す総合事業」の下、介護認定を受ける前から要支援等に至るまでの高齢者に対し、要介護状態の発生や重度化予防に向けた取り組みを推進するとともに、通所型サービスや訪問型サービスにおいて住民主体のサービス提供体制の構築を目指します。また、事業の実施の際は、希望する要介護認定者も、町の判断により事業の利用が可能となるため、サービス利用者の状態改善につながるような事業のあり方を検討します。

一般介護予防事業については、介護予防事業と保健事業の一体的な実施に向けた検討を行うとともに、保健師・管理栄養士・リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら推進します。

介護保険運営協議会でのご意見

- ・「健康づくり」としての取り組みではなく、日々の生活の中で気持ちや体が元気になれるような仕掛けがあるとおもしろいのではないかな。
- ・「高齢者」として年齢で区切らず、健康づくりから介護予防まで一貫した取り組みを行っていくのがよいのではないかな。



(1) 積極的な健康づくりの支援

① 健康づくりの推進

●●現状と課題●●

生活習慣病の予防と早期発見を目的に、特定健診^{※1}や後期高齢者健診のほか、各種がん検診等を実施しています。また、「おい町ヘルスプラン」に基づき、健康づくりの取り組みを推進しています。

住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けるためには、住民一人ひとりが健康づくりへの関心を高め、健康であることの重要性を理解すること、日頃からの健康づくりに取り組むことが重要です。そのため、住民一人ひとりの主体的な取り組みに加えて、各種団体、行政が連携し、町全体で健康づくりの取り組みを推進していくことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇要介護状態につながるような生活習慣病等の疾病予防に向けて、各種健（検）診を実施するとともに、未受診者への受診勧奨を行います。

◇「おい町ヘルスプラン」に基づき、住民、各種団体、行政の連携の下、健康づくりの取り組みを推進します。

② 介護予防の普及啓発

ア. 介護予防の普及啓発

●●現状と課題●●

介護予防や健康づくりをテーマに、保健師・管理栄養士等がそれぞれの地域に応じた介護予防教室を実施しています。また、早期からフレイル^{※2}予防に取り組むことができるようフレイルチェックを実施しています。

このほか、介護予防について取り組みやすいよう、うみりんのあるこう体操の DVD や口腔体操の CD 等、介護予防の普及に向けた教材を作成・活用しています。また、介護予防についての啓発用品やパンフレットを町の行事等で配布し、介護予防についての理解促進を図っています。

今後は、地域や高齢者のつどいの場等で、介護予防や健康づくり、フレイル予防に通じる、運動習慣の定着、栄養や口腔機能の改善、社会参加の推進等、生活習慣の定着に引き続き取り組むことが必要です。また、介護予防と保健事業の一体的な実施に向けた検討が必要です。

※1 40～74歳となる医療保険の加入者を対象として、国民健康保険、健康保険組合等の各医療保険者が実施するメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査です。

※2 フレイルとは虚弱と介護の間の状態で、身体・精神・社会参加のいずれもが虚弱になった状態です。

●●今後の方向性●●

- ◇今後も継続して、介護予防や健康づくりをテーマとした介護予防教室の実施を図るとともに、正しい生活習慣の定着・継続に向けた教材や啓発用品・パンフレットの配布等を実施します。
- ◇フレイルの状態を早期に発見し、予防できるよう、フレイルチェックを継続するとともに、フレイル予防についての普及啓発を行います。
- ◇保健分野とも連携し、高齢者に対する介護予防と保健事業の一体的な実施に向けた検討を行います。

イ. 地域活動団体への普及啓発

●●現状と課題●●

老人クラブや地区単位の団体等に対し、介護予防、地域づくり、生きがいづくりについて検討できる機会を設けるとともに、各団体の取り組みが継続的に実施できるよう、普及啓発に取り組んでいます。

地域内や高齢者のつどいの場における介護予防や健康づくりに通じる生活習慣の定着に向けた取り組みが重要です。一方で、老人クラブの加入率の低下、集落センターまで来れない高齢者の増加等の課題があり、今後事業の実施方法の見直し・検討も必要です。

●●今後の方向性●●

- ◇高齢者にとって身近な老人クラブや地区単位の団体の取り組みや団体等での介護予防等の取り組みが継続できるよう普及啓発を行います。

ウ. 介護予防手帳の配布

●●現状と課題●●

総合事業対象者等に対して、介護予防活動を自己管理できるよう、介護予防手帳を作成し、配布しています。

●●今後の方向性●●

- ◇今後も介護予防手帳の配布を通じて、介護予防の普及啓発を行います。

③ 介護予防対象者の把握

●●現状と課題●●

高齢者を対象に、郵送により基本チェックリストを主に大飯・名田庄地域において交互に配布しています。また、地域包括支援センター等に寄せられる情報、生活支援コーディネーターや高齢者福祉・介護相談員、訪問指導員等による戸別訪問、介護認定受付や各種相談業務を通じて、支援を要する高齢者の把握に取り組んでいます。

介護予防対象者の把握については、現在の取り組みを継続しつつ、確実な対象者の把握につながるよう、現在の実施状況とその結果を踏まえた方法の見直しに向けた検討が必要です。

●●今後の方向性●●

◇郵送による基本チェックリストの実施は継続しつつ、対象者を把握しやすい実施方法を検討します。

◇引き続き、地域包括支援センター等に寄せられる情報、生活支援コーディネーターや高齢者福祉・介護相談員、訪問指導員等による戸別訪問、介護認定受付や各種相談業務を通じ、支援を要する高齢者の把握を行います。

◇介護予防対象者の把握に向けて、後期高齢者健康診査結果、健診未受診者の状況把握を通じた取り組みの実施等、保健事業との連携を図ります。

④ リハビリテーションを活用した介護予防の取り組み

●●現状と課題●●

地域で活動するリハビリテーション専門職が、住民つどいの場やふれあいサロン等を訪問し、指導・助言を行っています。地域における活動については、高齢者のつどいの場での活用事例が少ないことから、効果的な活用に向けた検討が必要です。

また、介護予防・生活支援サービスにおける介護職員等への技術的助言（現在、通所型サービスAで企画、スタッフの技術指導、個別指導を実施）や地域ケア会議等におけるケアマネジメント支援を通じて、介護予防の取り組みに参画し、効果的にリハビリテーションを活用できるよう取り組んでいます。

●●今後の方向性●●

◇地域のリハビリテーション専門職や事業所・医療機関と連携し、介護予防にリハビリテーションを積極的に活用できるよう継続して取り組みます。

⑤ 介護予防の取り組みへの評価

●●現状と課題●●

総合事業における介護予防・生活支援サービス等の取り組みの評価・効果検証は未実施であるため、今後、地域における在宅生活の継続に向けて、通所型サービス A の実施前後の効果を比較するなどの有効性等の評価を行うことが必要です。また、介護予防と保健事業の一体的な実施の中で、情報分析を行っていく必要があります。

●●今後の方向性●●

◇本計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、介護予防事業の評価を実施します。

◇通所型サービス A 等の介護予防事業の実施による高齢者の生活機能の変化や、取り組みの有効性等について評価・検証を行います。

■目標値

	項目	単位	現状値	目標値		
			令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康づくり・介護 予防の取り組み	特定健診受診率 (国保被保険者分)	%	39.6	55.0	60.0	60.0
	後期高齢者健診受診率 (広域) [※]	%	28.7	20.5	21.0	22.0
	介護予防教室 (参加者数)	延人	534	560	585	610
リハビリテーションの 取り組み	住民への介護予防に関する 技術的助言の実施回数	回	3	4	5	6
	介護職員等への介護予防に関する 技術的助言の実施回数	回	113	126	126	126
	地域ケア会議におけるケ アマネジメント支援の実 施回数	回	21	24	24	24

※目標値は、福井県後期高齢者医療広域連合（第二期保健事業実施計画（2018～2023））の数値です。
町としては、現状値以上の受診率となるよう取り組みを行います。

(2) 介護予防・日常生活への支援

① 通所型サービス

●●現状と課題●●

病気等を理由に専門的な支援を必要とする方を対象に、デイサービスセンターで、介護予防通所介護相当の通所型サービスを実施しています。

また、総合事業対象者の社会参加と生活の自立のために、体操を中心とする通所型サービスAを町内5か所（佐分利、本郷、大島、奥名田、知三）で実施しており、介護予防のための体操、認知機能向上のための活動、生活への助言、栄養改善・口腔機能改善のための講義等を行っています。

住民主体で生活支援を行う通所型サービスBは、平成30（2018）年度から町内1か所で実施していますが、さらなる支援の推進に向けて、新たな団体の創設に向けた取り組みが必要です。

●●今後の方向性●●

◇総合事業における介護予防・生活支援サービスを効果的に実施していくため、デイサービスセンターや通所型サービスAでの取り組みを継続して実施します。

◇「通いの場」である通所型サービスBについては、新たな団体の創設に向けて、事業の周知や各サロンと連携した取り組みを推進します。

② 訪問型サービス

●●現状と課題●●

病気等を理由に専門的な支援を必要とする方を対象に、訪問介護事業所による介護予防訪問介護相当の訪問型サービスを実施し、身体介護を含む支援を行っています。

また、総合事業対象者等に生活支援を行う訪問型サービスAを実施しています。

さらに、通所型サービスAを利用している方を対象に、リハビリテーション専門職による短期集中の訪問型サービスCを実施しています。在宅での指導を行うことで、介護予防と生活の自立について効果を高めます。

今後は、各事業を継続して推進するとともに、訪問型サービスCを活用した総合事業対象者等の生活の質の向上を図る取り組みや住民主体で生活支援を行う訪問型サービスBの創設に向けた検討が必要です。

●●今後の方向性●●

◇総合事業における介護予防・生活支援サービスを効果的に実施していくため、各事業を継続して実施します。

◇訪問型サービスCについて対象者を拡大し、サービスの充実を図ります。

◇訪問型サービスBの創設に向けた取り組みを引き続き検討します。

③ 介護予防ケアマネジメント

●●現状と課題●●

総合事業において、適切に介護予防に資する介護予防ケアマネジメントAの提供を実施しています。

今後は、総合事業対象者の増加を受け、予防により重点を置き、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、通所型サービスAの定着化や通所型サービスBの創設の影響を踏まえて、効果的な実施に向けた事業の検討を進めることが必要です。

●●今後の方向性●●

◇事業を継続して実施していくとともに、介護予防ケアマネジメントB・Cの実施に向けた検討を進めます。

■目標値

項目	単位	現状値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス A 利用者数	延人	1,830	1,920	2,040	2,160
通所型サービス B 利用者数	延人	692	700	1,050	1,050
通いの場の設置件数	か所	1	1	2	2
訪問型サービス A 利用者数	延人	63	93	123	153
訪問型サービス C 利用者数	延人	6	11	16	21
介護予防ケアマネジメント利用者数	実人	101	106	111	121

基本施策 2

生きがいつくり活動の充実や地域の活動リーダーの育成に取り組めます

これまでの取り組み

老人クラブやサロン、つどいの場等の地域組織の活動に対する支援については、継続して行っており、地域において様々な活動が実施されています。

アンケート結果では、地域づくり活動に参加者として参加したい(「是非参加したい」「参加してもよい」「すでに参加している」の合計)との回答は、61.9%となっています。一方で、地域づくり活動に企画・運営で参加したいとの回答は、38.4%に留まっています。

地域における住民主体の活動の継続と活性化を図り、いきいきとした人を育み、安心して暮らし続けることのできる地域をつくるには、地域のリーダーとなる人材の育成や魅力ある事業の実施が必要です。

また、高齢者の交流促進や生きがいつくり、介護予防等のため、高齢者同士や世代を超えた交流の場・機会の充実を図るとともに、就労支援に取り組んでおり、これらの事業についても実施の継続及び充実を図ることが必要です。

今後の基本方針

地域活動やボランティア活動等を通して、高齢者の社会参加や介護予防の促進、地域づくりの推進を図れるよう、老人クラブをはじめとする地域組織の活動に対する継続的な支援や地域のリーダーとなる人材の育成、活動場所の提供等ができるように支援を行います。

また、地域の人々との交流を通じて、生きがいを持って生活していくことができるよう、高齢者の交流の場や機会を拡充します。

併せて、シルバー人材センターのさらなる活用や就労的活動支援コーディネーターの設置検討を行い、高齢者の就労支援を充実します。

介護保険運営協議会でのご意見

- ・シルバー人材センターが高齢者の活躍の場を提供してほしい。センターが受注した業務の提供を高齢者の適性等によって円滑に調整してもらえれば、個々の持つ力を活かすことができるのではないかと。そのような活動が高齢者の元気づくりや生きがいつくりにつながる。
- ・シルバー人材センターのPRをもっとするとよいのではないかと。
- ・ちょっとした仕事やお願いを簡単にできる仕組みがあるとよい。



(1) 地域組織活動の支援

① 老人クラブ活動の支援

●●現状と課題●●

地域での支えあいを趣旨とする各単位老人クラブの家庭相談員によるひとり暮らし等の訪問活動や、高齢者の知識及び経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動、各種スポーツ大会に対し、活動費を助成しています。今後も活動支援を通じて、高齢者同士の交流促進や地域づくりへの支援を行うことが必要です。

一方で、後期高齢者の増加や高齢者の就業の増加、地域のつながりが弱まってきている中、老人クラブの会員数の減少による各種活動への参加者の高齢化・固定化が懸念されており、新規会員の加入促進に向けた取り組みが必要です。

●●今後の方向性●●

◇高齢者同士が社会活動や各種スポーツ活動を通じて、高齢者同士の交流を深め、地域福祉への意識づくりを喚起できる機会を提供します。

② その他の地域組織活動の支援

●●現状と課題●●

社会福祉協議会ではボランティア情報誌の発行、小学生対象のボランティア塾の開催等を通じて、地域のボランティア意識の醸成を図っています。

今後は、様々な分野におけるボランティア等の住民活動の場を活用し、高齢者が参画する機会をつくるなど、地域全体で支えあい、助けあえる仕組みづくりが必要となっています。

●●今後の方向性●●

◇ボランティアの育成と活躍の場を確保することにより、いきいきと暮らせるようになるとともに、住民相互の支えあいによる地域づくりを進めます。

③ リーダーの育成・支援

●●現状と課題●●

地域で意欲的に活動している人に対して、研修等の実施により見聞を広める機会を提供し、地域リーダーとしての意識啓発を図っています。老人クラブでは、60歳を迎えた方を勧誘し、活動のリーダー的役割を担う後継者を積極的に育成しています。また、ふれあいサロンのリーダー育成を社会福祉協議会に委託して行っています。

定年退職を迎えた方が積極的に地域活動に参加してもらえるよう働きかけをしていますが、近年は定年退職後も引き続き仕事をする高齢者が増えていることもあり、地域リーダーの育成に課題がみられます。

●●今後の方向性●●

◇定年退職後も引き続き仕事をする高齢者が増えている中、新たな人材を発掘・勧誘し、活動のリーダー的存在になり得る後継者の育成につなげます。そのためにも、住民主体の活動の推進を図り、それぞれの活動を通してリーダー育成を図ります。

④ 介護予防のためのボランティア育成

●●現状と課題●●

令和元（2019）年度よりフレイル予防等の事業において、サポーター養成を行っています。

今後は、フレイルサポーターを含む介護予防ボランティアの活躍できる場づくりが必要となります。

●●今後の方向性●●

◇引き続きフレイルサポーターの養成を推進するとともに、育成したサポーターが活躍できる場づくりを進めます。

◇高齢者がボランティア活動に取り組むことによって、自身の介護予防や社会参加の促進につなげることができるよう、ボランティアポイントの活用に向けた検討も含めて、介護予防ボランティアの育成に努めます。

⑤ ふれあいサロン

●●現状と課題●●

社会福祉協議会に委託して、主体的・継続的な活動を行っている団体等に対し、活動助成金や講師派遣、申請手続き支援、リーダー育成講座等を行っています。

ふれあいサロンは、社会参加意欲を高めることや支えあいの輪を広げていくことに有効な場となることから、平成 29（2017）年度より備品購入の助成や、新規サロン育成に力を入れるなど、事業を拡大して実施しています。

地域でサロンを実施する団体が今後も継続して活動できるよう、地域の特性や実情に合わせた支援が必要です。

●●今後の方向性●●

◇生活支援コーディネーターや協議体※とも連携しながら、通所型サービスBに発展していきけるようなサロンの育成に努めます。

◇それぞれの地域の実情に見合ったサロン活動になることを目標に支援を行うとともに、サロンの普及啓発に努めます。

⑥ 地域での住民つどいの場への支援

●●現状と課題●●

住民主体による高齢者等のつどいの場を週 1 回以上開催する団体に対して、つどいの場の拠点立ち上げ支援のため、環境整備や運営費の助成を行っています。

今後は、住民つどいの場の開設等について地域住民が考え、協力し、地域づくりを推進していけるよう、立ち上げに係る相談支援や引き続き運営費の助成等を行うことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き、立ち上げ支援に向けた環境整備や運営費の助成を行うとともに、高齢者等のつどいの場の広報を行います。

◇高齢者等のつどいの場の活動の継続を図りながら、通所型サービスBへの移行促進も視野に入れた支援を行います。

■目標値

項目	単位	現状値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあいサロンの開催 地区数(開催地区割合)	か所	34	35	36	37
	%	54.0	55.6	57.1	58.7

※ 総合事業を担う関係者の連携・情報共有・今後の検討を行う場で、自治体ごとに設置が必要なものです。

(2) 交流の場・機会の拡充

① ふれあい入浴事業

●●現状と課題●●

高齢者に対し、月2回まで「湯ったり温泉」及び「ご湯っくり」の入浴料金を助成することにより、入浴施設の利用による清潔で健康な身体の保持や健康管理意識の高揚による介護予防、閉じこもりになりがちな高齢者の外出機会を増やすとともに、生きがいづくりを図っています。

事業利用者が固定化していることから、未利用者に対して呼びかけを行い、利用者の拡大を図ることが必要です。

●●今後の方向性●●

◇継続して事業を実施するとともに、未利用者に対して声かけ等で周知し利用者の拡大を図ります。

② 敬老会

●●現状と課題●●

大飯地域と名田庄地域の75歳以上高齢者を対象に、長寿をお祝いし、高齢者相互の親睦を図る敬老会を毎年開催しています。

両地域で参加率が低下していることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの方が一堂に会する開催方法の見直し等が必要なため、今後の開催方法・内容について検討していくことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き、敬老会の開催を進めていく中で、分散開催等も含めた開催方法や内容について公民館等とも協議し、参加者の増加と内容の充実について検討を進めます。

③ ひとり暮らし高齢者のつどい

●●現状と課題●●

70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、催し等を通して、ひとり暮らし高齢者同士の親睦を深めるとともに、寂しさや孤独感の解消を図ります。また、民生委員児童委員との関係構築につなげたり、見守りの場としても活用しています。併せて、高齢者には寸劇や漫才等を通して、認知症予防、介護予防の知識をわかりやすい形で伝えています。

今後は、ひとり暮らし高齢者が参加したいと思えるような企画の検討や地域社会との関係構築につながるような内容の検討、生活に活かせるような情報の収集が必要です。

●●今後の方向性●●

◇ひとり暮らし高齢者の生活圏域に合わせたニーズを調査・把握し、地域ごとの活動実施に活かせるような内容を検討します。

◇地域社会から孤立しがちになる高齢者と地域をつなげていくため、地域及び民生委員児童委員との関係構築につながる場の提供を行います。

④ 世代間交流の促進

●●現状と課題●●

世代間交流により、介護が子どもにとってより身近なものになるとともに、高齢者の生きがいがいづくりにつなげられるよう、こども園と連携し、地域の高齢者等との交流を図っています。また、高齢者が地域でいきいきと暮らすため、地域の行事やイベントへの参加の呼びかけを行っています。

引き続き、様々な機会を捉えた世代間交流の場の確保を図るとともに、高齢者の知恵や技能を活かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる機会の充実が必要です。

●●今後の方向性●●

◇高齢者にとっては生きがいがいづくり、子どもにとっては社会性、協調性を育む情操教育の観点から、老人クラブやこども園等が連携し、様々な機会を活用し、世代間交流が行えるような場を確保します。

■目標値

項目	単位	現状値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあい入浴事業の利用者数	延人	4,060	4,232	4,411	4,640
ひとり暮らし高齢者のつどい参加者数	延人	81	85	90	95

(3) 雇用・就業への支援

① シルバー人材センターへの支援

●●現状と課題●●

小浜市とおおい町で構成された、高齢者に多様な就業機会を提供する「若狭シルバー人材センター」に対して、運営費等の支援を行い、雇用・就業を通じた生きがいづくりに取り組んでいます。

会員数や事業実績は増加傾向であり、高齢者の就業機会の提供につながっていることから、引き続き、機会の提供と拡大に向けた支援を行っていくことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇シルバー人材センターの活用に向け、様々な機会を通じて事業内容をPRし、住民周知を図ります。

◇高齢者の生きがいづくりに向けた就業・雇用の場を確保するため、既存の分野だけでなく、新たな分野における就業機会の拡大を図るなど、今後もシルバー人材センターへの支援の継続を図ります。

■目標値

項目	単位	現状値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター加入者数	延人	85	110	115	120

基本方針2：高齢者を見守り・支えあえる仕組みづくり

基本施策1

町ぐるみで地域ケアを進めます

これまでの取り組み

民生委員児童委員、介護支援専門員をはじめ、保健・医療・福祉関係機関等と連携し、地域における課題の共有や支えあい体制の整備や相談支援事業の推進に取り組んでいます。

アンケート結果では、高齢者にとって住みよいまちをつくるために必要な取り組みについて、「困ったときに相談できる体制」が一般高齢者、要介護認定者ともに最も高くなっています。

相談支援については、高齢者福祉相談日を設けているほか、訪問を実施するなどの対応を図っていますが、今後は気軽に相談しやすい体制づくりや、高齢者だけでなくその家族が相談できるような体制づくりを行っていく必要があります。

また、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けて、地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携による取り組みの強化や在宅医療と介護の連携の推進が求められています。

今後の基本方針

地域ケアの推進や支えあい体制の構築等を推進するとともに、関係者や住民間における連携を強化し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。地域の支えあい体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターや地域支え合い活動推進協議会委員を中心に、地域の課題を把握し、住民が主体となって活動できる機会づくり、場づくりを推進します。

高齢者の多様な生活支援の充実に向けて、生活支援コーディネーターやサービス提供主体等と連携し、取り組みを推進します。

医療と介護の二ーズを併せ持つ高齢者の退院支援から看取りまでを地域で行えるよう、在宅医療と介護連携のための体制づくりを進めます。

介護保険運営協議会でのご意見

- ・高齢者同士もお互いに見守りあえる仕組みがこれから大事になると思う。集まりがあるときなど特別な時だけでなく、普段の生活の中での支えあいが定着していくとよい。
- ・普段の見守りについては、おおい町ならではの地域の結びつき等、今まで醸成されてきたものを活かして、みんなで自然に支えあえるようになるとうい。



(1) 地域ケアの推進

① 地域ケア会議

●●現状と課題●●

保健・医療・福祉関係機関や住民等が地域の課題を共有し、地域包括ケアの仕組みをつくるため、関係機関が集まり、地域ケア会議を開催しています。これまで地域ケア会議では、個別ケースや認知症ケースの検討、多職種による事例検討会等を中心に実施してきました。

今後は、個別ケースの検討のあり方を再検討していくとともに、会議で出てきた地域課題が政策等へフィードバックできるような体制づくりが必要です。

●●今後の方向性●●

◇地域の中での課題の解決や高齢者一人ひとりの自立を支援していくために、介護分野だけでなく多職種が協働し、自立支援型の地域ケア会議を行います。

◇個別ケースと認知症ケースを合わせて、検討会や多職種による事例検討会を実施します。

◇地域ケア会議で出てきた課題を、政策等にフィードバックできるような体制づくりを行います。

② 地域の支えあい体制の整備

●●現状と課題●●

高齢者が安心して暮らせるよう、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会をはじめ、老人クラブ等の地域組織、郵便局、警察、消防署、銀行等に働きかけ、地域ぐるみでの見守り体制の構築を図っています。

地域での支えあいを推進するため、関係機関等との連携を通じた地域ネットワークの構築や、本町ならではの地域において顔が見える関係づくりを推進していくことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇今後も、それぞれの組織の役割を確認し、協力しあいながら、重層的な支えあい体制の構築を目指します。支えあい体制の構築にあたっては、本町の地域のつながりの強さ、地域で顔が見える関係性を活かした体制構築を行います。

◇高齢者の見守り体制や地域包括支援センターの役割について広報します。

③ 総合相談支援事業

●●現状と課題●●

月1回、地域包括支援センターで高齢者福祉相談日を設けています。また、高齢者福祉・介護相談員を配置し、特にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に生活状況や悩み等を把握するために訪問を行っています。窓口等で受けた相談は、適切な機関や支援につなげています。

相談体制の整備を引き続き進めていくとともに、今後は、高齢者だけでなくその家族が気軽に相談できるような取り組みも必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き、地域包括支援センターの役割を広報・周知し、困りごとを抱えている高齢者やその家族を含む住民が相談しやすい体制づくりを行います。

◇地域とのパイプ役でもある民生委員児童委員等の関係機関との連携・情報共有を一層強化するとともに、地域で顔が見える関係性を活かして、地域のニーズや悩みごとの把握を行います。また、地域で把握した課題等を適切な支援につなげることができるよう、仕組みづくりを推進します。

◇日中独居等で気がかりな高齢者と関わりを持ち、相談・支援体制の充実を図ります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント

ア. 包括的・継続的ケアマネジメント

●●現状と課題●●

包括的・継続的ケアマネジメントとは、医療・介護・地域の様々な職種が連携し、継続的に支援できる体制づくりのことです。地域ケア会議等も活用しながら、地域のネットワーク強化を図っています。また、医療機関や介護保険サービス事業所等とケースカンファレンスを実施するなど、医療機関との連携強化を図っています。

このほか、介護支援専門員を対象にした研修や介護支援専門員等から挙げられた支援困難事例への相談支援を行い、ケアマネジメントの強化に取り組んでいます。

今後は、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携をより一層強化し、包括的・継続的なケア体制の構築を推進していく必要があります。

●●今後の方向性●●

◇各関係機関との連携の強化を引き続き図るとともに、居宅介護支援事業所と連携しながら、介護における地域の課題を踏まえた体制整備を図ります。

イ. 生活支援体制整備事業

●●現状と課題●●

平成 27（2015）年度から生活支援コーディネーターを配置し、平成 29（2017）年度に第 1 層生活支援コーディネーターを新たに雇用したほか、第 2 層生活支援コーディネーターを委託により配置して、幅広い活動ができるように体制強化を図っています。

平成 30（2018）年度に第 2 層協議体である地域支え合い活動推進協議会を立上げ、各地域（中学校区単位）における課題の抽出・把握・整理を行いました。

今後は、生活支援コーディネーターの役割を把握し、第 2 層生活支援コーディネーターや地域支え合い活動推進協議会委員が地域に働きかけ、住民が主体となって活動できる機会づくり、場づくりができるようにする必要があります。

●●今後の方向性●●

◇生活支援コーディネーターが自身の役割を把握し、協議会委員とともに地域づくりの基盤整備や体制整備、活動に賛同してくれる仲間づくり等の支援を図ります。

◇住民が我が事として考え、地域を支える担い手を発掘できるようなしかけづくりを行います。

⑤ 在宅医療と介護の連携推進

●●現状と課題●●

病院を退院した高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院をはじめ、在宅医療、介護支援専門員、介護保険サービス事業所等との連携を図る必要があります。これまでに地域資源を把握するために県や若狭管内市町と協力し、在宅医療の対応状況調査を実施しました。また、医療・介護の連携強化のために多職種研修や老人クラブ健康教室等の機会を通じた普及啓発や、若狭管内の市町や医療機関との広域連携の取り組みを進めてきました。

今後、町内の医療機関との連携強化を図るとともに、在宅医療と介護の連携について課題を把握し、提供体制の強化を図る必要があります。

●●今後の方向性●●

◇福井県入退院支援ルール等の既存の体制の活用を推進しつつ、医療と介護の両方を必要とする高齢者が在宅生活を継続できるよう、顔の見える関係を活かした在宅医療と介護の連携体制の強化を図ります。

⑥ リハビリテーションサービス提供体制の充実

●●現状と課題●●

リハビリテーションにおいては、要介護（要支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

本町におけるリハビリテーションサービスの提供体制を引き続き確保するとともに、要介護（要支援）者が必要なサービスを利用できるよう、提供体制の充実を図ります。

●●今後の方向性●●

◇個々の状況に応じて、必要なサービスを利用し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしているよう、関係機関と連携し、サービス提供体制の充実を図ります

■目標値

	項目	単位	現状値	目標値		
			令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議	地域ケア会議における個別事例検討回数	回	21	24	24	24
リハビリテーションサービス提供体制	訪問リハビリテーション利用率※	%	0.9	0.8	1.0	1.0
	通所リハビリテーション利用率※	%	15.8	15.0	15.4	16.0
	施設等における専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）従事者数	人	7	7	7	7

※利用率は各施設の受給者数（見込み）÷要介護認定者数で算出しています。

基本施策 2

認知症の人への支援や高齢者虐待防止に向けた、 地域ぐるみでの支えあいネットワークをつくりま

これまでの取り組み

地域での認知症ケアを推進し、認知症予防についての普及啓発や認知症サポーターの養成、認知症カフェの設立を行い、地域全体で認知症高齢者等を支える体制づくりを強化しました。

アンケート結果では、認知症になっても安心して暮らせる地域にするために必要な取り組みについて、一般高齢者では「入所施設の充実」、要介護認定者では「地域住民による見守りや声かけなどの体制」「入所施設の充実」が最も高くなっています。

認知症施策推進大綱が示す「共生」と「予防」の両輪の下、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会づくりに向けた、認知症に対する理解の促進、認知症の人を支える仕組みづくりが必要です。

また、高齢者虐待については、虐待防止等ネットワーク委員会を中心とした早期発見・早期対応に努めているとともに、地域包括支援センターが相談・連絡先となっています。引き続き虐待防止に向けた普及啓発、虐待の早期発見・早期対応に向けたネットワーク構築を図ることが必要です。

今後の基本方針

後期高齢者の増加に伴う認知症高齢者の増加が引き続き予測されることから、認知症への理解促進、関係機関や地域が連携した認知症の人を見守る体制づくりを進めます。

高齢者への虐待等が起こらないよう、虐待防止等ネットワーク委員会を中心としたネットワーク体制を強化し、虐待の早期発見・早期対応による適切な支援を実施します。

介護保険運営協議会でのご意見

- ・認知症への正しい理解と困った人たちが気軽に相談できる環境が大切。また、町のサービスでそれらを全てやっていくことには限界があると思うので、地域の助けあいの中でもできたらよい。
- ・地域の集まりなどで、認知症や介護の話題が出るような状況になれば、共助意識も高まっていくのではないかと。地域内で共通の意識を持つためには啓発活動が重要。



(1) 認知症ケアの推進

① 認知症予防の推進

●●現状と課題●●

ふれあいサロン事業や介護予防教室、通所型サービス、認知症サポーター養成講座において、認知症予防についての普及啓発を行っています。また、広報紙への掲載やパンフレットの配布等も行っています。

通所型サービスAにおいても、積極的に認知機能向上のための取り組みを実施しています。

今後は、引き続き事業を実施していくとともに、フレイル予防や介護予防、保健事業と連動した取り組みの実施が必要です。

●●今後の方向性●●

◇認知症予防について、様々な機会を捉えた普及啓発を行うとともに、サロンや住民つどいの場等で認知症予防に取り組んでもらえるよう支援を行います。

◇保健部門と連携した取り組みの実施に向けた検討を行います。

② 認知症に対する理解の促進

●●現状と課題●●

一般の方に対して、認知症に関する正しい知識を普及し、地域ぐるみで見守り、支援する意識づくりのため、認知症サポーター養成講座を開催しており、認知症サポーターボランティアとして「スマイルサポーターズ」を設立しました。その他、健康教室等、様々な機会を捉えて認知症の普及啓発を行っています。また、小中学校において、認知症サポーター養成講座を実施しています。

今後は、認知症への理解促進を図り、認知症の人やその家族を地域ぐるみで支える取り組みの強化が必要です。

●●今後の方向性●●

◇認知症を理解し、支援する方が増えるよう、認知症サポーターの養成を引き続き行います。

◇認知症サポーターのステップアップのために研修の実施や交流会への参加、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携した「スマイルサポーターズ」の活躍の場の拡大等を図ります。その際は、サポーターやボランティアとして活躍する方々を支える仕組みを検討します。

◇若手サポーターを増やすため、ホームページ等も利用し、情報発信を行います。

③ 地域の実情に応じた認知症施策の推進

●●現状と課題●●

医療と介護等の連携を推進するための認知症地域支援推進員を設置し、訪問や活動の中で把握した地域課題に応じた認知症施策の推進を図りました。その中で、認知症の人とその家族の集いの場である認知症カフェの設立、認知症サポーターと協働して認知症についてのイベントや展示等を行いました。

引き続き、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すため、認知症に関する取り組みを推進するとともに、認知症の人の本人発信支援や認知症サポーターを中心とした地域での支えあい活動（チームオレンジ[※]）等、地域の実情に応じて推進していくことが必要です。

●●今後の方向性●●

- ◇認知症カフェや訪問機会等を活用し、本人やその家族を取り巻く課題を踏まえた地域づくりを行います。
- ◇認知症施策大綱の考え方を踏まえ、本人発信支援、地域の実情に応じた支援体制の強化、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援についても検討を進めます。
- ◇認知症の人やその家族が相談しやすいよう、相談できる場の広報やそれらを増やす取り組みを行います。

④ 認知症への早期対応

●●現状と課題●●

地域の医療機関や福祉関係機関と協力し、認知症の疑いのある方に早期に対応する認知症初期集中支援チームを大飯地域と名田庄地域それぞれに発足しました。

今後は認知症初期集中支援チームの活動の充実や運営方法の検討を進め、認知症初期の支援を包括的に行う体制整備が必要です。

●●今後の方向性●●

- ◇引き続き、認知症初期集中支援チームの活動の充実を図り、認知症の早期対応に取り組みます。
- ◇認知症は早期発見・早期対応が重要であることから、認知症サポーターや認知症見守り事業のネットワーク加入事業所、民生委員児童委員等と協力した早期発見・早期対応や医療機関と連携した早期受診の促進に努めます。

※ 地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取り組みであり、近隣の認知症サポーター等（認知症の人本人も含む）がチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行うものです。

⑤ 認知症の人等への見守り体制の推進

●●現状と課題●●

認知症に関わらず虚弱な高齢者を地域全体で見守るため、高齢者等見守りネットワークを実施しています。また、認知症高齢者等が行方不明になったときに早期対応ができるよう、認知症高齢者等SOSネットワークを実施しており、この2つのネットワークが効果的に機能するよう、機能強化のための訓練も実施しています。併せて、ネットワーク加入事業所等を対象に見守り体制の強化のための研修会の実施、対応マニュアルの配布を行っています。

その他、広報紙への掲載や介護予防教室等、様々な機会を捉えて、見守り体制について普及啓発しています。

令和元（2019）年度から、老人徘徊感知器のうちGPSによる位置情報検索システムの活用が進むよう、認知症高齢者等探索支援事業を開始しています。今後は、ネットワークの強化を図るとともに、認知症高齢者等探索支援事業の周知・活用促進が必要です。

●●今後の方向性●●

- ◇関係機関・団体、事業者等に向けて認知症に対する正しい知識の普及に努め、認知症高齢者等SOSネットワークでの声かけ訓練等を通じて、地域全体で認知症高齢者等を見守る体制の強化を図ります。
- ◇ネットワーク加入事業所等を増やし、見守り体制の強化を図るとともに、研修等を通じて、加入事業所等と連携が図れるよう取り組みます。
- ◇徘徊による行方不明を防ぐための取り組み例や感知器等の福祉用具を紹介するほか、地域での見守り体制を検討するために地域ケア会議を開催するなど、家族や地域が見守りをしやすいよう支援します。
- ◇認知症高齢者等探索支援事業の周知・活用促進を図り、認知症の人の安全確保や家族への支援を推進します。

(2) 高齢者虐待防止への取り組み

① 高齢者虐待防止ネットワーク体制の推進(おおい町虐待防止等ネットワーク委員会)

●●現状と課題●●

多種多様な職種・関係機関・庁内の連携・協力体制によるおおい町虐待防止等ネットワーク委員会にて、町全体の虐待等の予防活動に取り組んでいます。

地域包括支援センターでは高齢者虐待の相談先として、相談・通報があったときに、関係機関と連携し、助言や支援を行っています。

今後は、地域包括支援センターが通報・相談窓口であることをより一層周知していくことが必要です。また、虐待は、家族環境による要因が絡みあっていることから、高齢者だけの問題として捉えず、地域全体で見守ることができるよう虐待防止等ネットワーク委員会を中心としたネットワーク体制の強化をより一層図ることが必要です。

●●今後の方向性●●

◇地域包括支援センターが虐待の通報・相談窓口であることについて広報・周知を行います。

◇関係機関と連携し、虐待防止の早期発見に努めるとともに、虐待防止等ネットワーク委員会を中心としたネットワーク体制の強化を図ります。

② 高齢者虐待防止の普及啓発

●●現状と課題●●

虐待に関する理解促進のための取り組みに加え、虐待の防止、早期発見・早期対応のため、地域住民や関係機関対象の虐待に関する研修会の実施、広報紙・チラシを活用した普及啓発に取り組んでいます。

今後は、地域住民がより一層虐待防止に関する理解や知識を深めるとともに、悩みごと等を相談しやすい体制づくりや、関係機関や事業所等と事例検討会を開催し、虐待ケースに迅速に対応できる支援体制づくりが必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き、介護者や関係機関、地域全体に対して研修を行うなど、地域住民が知識や理解を深め、虐待防止の意識向上につながるよう取り組みます。

◇相談窓口の積極的な周知を行います。

■目標値

項目	単位	現状値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成者数	人	216	320	370	420
キャラバン・メイト養成者数	人	2	3	3	3
認知症カフェの実施か所数	か所	2	2	2	2
SOS ネットワーク加入事業所等数	か所	117	119	120	121
見守りネットワーク加入事業所等数	か所	69	71	72	73
高齢者虐待に関する研修開催回数	回	1	2	2	2

基本方針3：高齢者とその家族が安心して暮らせる社会づくり

基本施策1

多様なサービスを活用した生活支援を充実します

これまでの取り組み

高齢者の安全・安心を確保するため、緊急通報体制の整備や救急医療情報キットの支給等を実施しています。今後も、事業を通じた高齢者の見守り活動を推進するとともに、関係機関との連携強化を図った情報共有体制の構築が必要です。

高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向けて、日常的な生活支援や移動支援の充実を図るとともに、災害や感染症の発生等の緊急時の支援体制の構築を進めています。

今後も支援を必要とする高齢者のニーズ等を踏まえ、多様な主体によるサービスの充実を図ることが必要です。

今後の基本方針

高齢者の多様な生活支援の充実に向けて、関係機関と連携し、公的なサービスに加えて、民間や地域のサービス等を組み合わせて活用することにより、日常生活を総合的に支援します。

移動支援の実施にあたっては、交通部局等との連携を図りながら、デマンド型交通の推進等、利用ニーズに合わせた事業を実施します。

また、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいと生活の一体的な確保に向けた取り組みの検討を図ります。

介護保険運営協議会でのご意見

- 通常の見守りに加えて、災害の時などの緊急時の対応についても地域で共有・明確化していかなければいけない。
- 避難行動要支援者名簿があるが、登録は義務ではないため、地域で個別の状況を把握していくことが重要。地域の状況や避難の際の注意点等は、町のみinnで共有していかなければいけない。
- 交通手段の確保が必要。



(1) 高齢者の安全・安心を確保するための体制の整備

① 緊急通報体制の整備

●●現状と課題●●

70歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置を無料貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制を整備し、高齢者の安全・安心な生活を支援しています。

今後は、民生委員児童委員や高齢者福祉・介護相談員と連携し、利用者データの定期的な更新、必要な方に設置ができているかどうかを確認していくことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇民生委員児童委員や高齢者福祉・介護相談員等と連携し、未設置のひとり暮らし高齢者等の対象者に対しては、訪問の際に設置の声かけを行い、設置者に対しては、利用者データの更新確認を行います。

② 救急医療情報キットの支給

●●現状と課題●●

65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、あらかじめかかりつけ医や服薬情報、親族の連絡先等を円筒型容器に入れ、冷蔵庫に入れておくことで、緊急時に救急隊員が駆けつけた際に迅速かつ適切な対応ができるよう、救急医療情報キットを支給しています。

民生委員児童委員や高齢者福祉・介護相談員と連携し、情報シートの定期的な更新、必要な方への配布を継続していくことが必要です。また、消防署と連携が必要な高齢者について情報共有を行い、キットの活用の際に連携を図ることが必要です。

●●今後の方向性●●

◇民生委員児童委員や高齢者福祉・介護相談員等と連携し、未支給の対象者に対しては、訪問の際に新規利用の促進を行い、支給者に対しては、情報シートの更新確認を行います。

③ 災害対策に係る体制の整備

●●現状と課題●●

災害時の避難等の際に支援が必要な方の情報が記載されている避難行動要支援者台帳を行政や地域、関係機関等が共有することで、日頃の見守りや災害時の情報伝達・避難援助等がより円滑に行えるよう備えています。

また、普段の生活の中で近隣による交流や見守り、日頃からの声のかけあい等を行うことで、安心して暮らせる地域づくりを進めています。

今後は、防災安全課と連携の下、避難行動要支援者台帳の活用を図りながら、個別計画の作成を進めるとともに、地域ぐるみの避難支援体制の構築を図ることが必要です。

●●今後の方向性●●

◇地域防災計画に基づき、防災安全課と連携の下、避難行動要支援者台帳の活用、地域ぐるみの避難体制を整備するなど、防災対策に取り組みます。

◇介護支援専門員や民生委員児童委員等の協力により、避難行動要支援者の個別計画の作成を行い、自主防災組織等との連携を図ります。

◇事業所等に対して、各事業所で策定している避難確保計画等の定期的な確認を行うとともに、避難訓練の実施を促します。

◇地域住民が、災害時に行政の支援を待つだけでなく、自助、共助を実践できるよう、自主防災組織や消防団等と連携し、日頃から地域における見守りを行うほか、災害時の避難方法の確立を目指します。

④ 感染症対策に係る体制の整備

●●現状と課題●●

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症対策の取り組みを実施しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新しい生活様式」に関する啓発や、感染拡大防止に関する取り組みを行いました。

今後は、サービス提供事業所や関係機関と連携を図り、感染症の流行に備えていくことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止策の周知・啓発や情報提供及び住民生活・経済の安定の確保を図ります。

◇感染症発生時に備え、日頃からサービス提供事業所や関係機関との連携を図り、代替事業等の事前検討を行うほか、感染拡大防止対応策に関する研修の実施や感染拡大防止のための物品の備蓄等を行います。

⑤ 運転免許証自主返納者への支援

●●現状と課題●●

高齢者による交通事故の増加や 75 歳以上の高齢者の免許更新時に認知機能検査が追加されたこと等により、運転能力に不安のある高齢者に対し、運転免許証の自主返納が推進されています。現在、運転免許証返納の際、希望者については交通安全協会から地域包括支援センターに連絡される仕組みになっています。運転免許証返納の相談があった場合、福祉バスの利用方法や、買い物について宅配等の別手段を紹介したりするなど、日常生活上の相談支援を行っています。

今後は、引き続き運転免許証返納者への相談支援を行うとともに、運転免許証の返納により、買い物や医療機関の受診等の日常生活に困難が生じることがないように、交通環境の整備が必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き、運転免許証返納者への相談支援を行います。状況に応じて、バスの乗り方の助言や他サービスの利用につなげます。

◇高齢者による交通事故を未然に防止するため、令和 3（2021）年度より高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施します。デマンドバスの利用料金助成やタクシーの利用料金助成、電動アシスト 3 輪自転車の購入費助成を実施し、運転免許証を自主返納しやすい環境を整備します。

■目標値

項目	単位	現状値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置設置世帯数	戸	115	120	125	130
緊急医療情報キット支給件数	件	137	145	155	165
避難行動要支援者台帳登録者数	%	46.3	49.0	52.0	55.0

(2) 誰にでもやさしい生活環境づくり

① 生活支援ハウスの利用促進

●●現状と課題●●

60歳以上の世帯の方で、在宅で自立した生活を送ることが不安な方に一時的に住居を提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進に努めています。年間を通じて利用可能ですが、冬期間の利用が多い状況です。

今後は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の日常生活の不安解消に向け、生活支援ハウスの利用方法等について広く周知し、利用を促進することが必要です。

●●今後の方向性●●

◇生活支援ハウスの利用方法等について広く周知します。また、民生委員児童委員や高齢者福祉・介護相談員を通じて、自活することが不安な方に利用を推進し、安全で安心な生活を提供します。

② 住環境の整備

●●現状と課題●●

主に要介護1以上の方を対象として、介護保険の住宅改修の対象とならない改修等に対し、県の事業である住まい環境整備支援事業を活用して、住宅改修費の一部を補助しています。

今後も要介護高齢者が在宅生活を継続できるよう、制度の周知を積極的に行うことが必要です。

また、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等について、町内に該当する施設はありませんが、県と連携を図り、必要な方に各種制度や施設等の情報提供を行います。

●●今後の方向性●●

◇介護支援専門員等への制度の周知を徹底します。

(3) 移動面におけるバリアフリーの推進

① バス利用料金の助成

●●現状と課題●●

高齢者及び障がいのある人が日常生活の便宜を図るために路線バスを利用し、社会活動の範囲を広めることにより高齢者福祉の増進を図るため、70歳以上（65歳以上の運転免許証を持っていない人を含む）の高齢者及び手帳保有者と付添人に対してバス乗車証を交付し、町内の路線バスの運賃を全額補助しています。1回の申請に交付する乗車券の枚数は60枚を限度としています。

路線から離れた集落やバス停が遠い集落もあることから、他事業との連携により、移動手段を確保していくことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇高齢者及び障がいのある人の移動手段を確保するために、継続して事業を実施し、社会活動の範囲を広めることにより高齢者福祉の増進を図ります。

◇地域の実情に応じた移動手段について、利用しやすい体制整備を検討していきます。

② 福祉バスの運行

●●現状と課題●●

名田庄地域の各地区と「あっとほ～むいきいき館」との間で地区別に週3回、無料の送迎バスを運行しています。平成28(2016)年度までは各地区月3回から4回の運行でしたが、平成29(2017)年度からは運行ルートを見直して各地区週1回の運行としています。

利用者がいない日等も見受けられることから、今後は、利用状況に応じた運行の検討が必要です。また、利用者が限定されている傾向があるため、事業の周知や活用促進を図る必要があります。

●●今後の方向性●●

◇利用状況等を勘案し、利用者のニーズに合った事業となるよう検討します。

◇老人クラブや各種団体へのお知らせ、広報紙への掲載等を通じて、広く周知していきます。

③ タクシー利用料金の助成

●●現状と課題●●

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、要介護4・5の認定者、障害者手帳保有者が、県のタクシー協会に加盟しているタクシー会社等を利用する場合、初乗り料金を1年につき36回分を限度に助成しています。令和2（2020）年4月から65歳以上の高齢者世帯も対象としています。

今後は、利用状況等を把握し、事業の推進を図るとともに、利用者が限定されている傾向があるため、事業の周知や活用促進を図る必要があります。

●●今後の方向性●●

◇高齢者の移動手段として継続して事業を実施するとともに、地域の実情に応じた新たな移動手段との組み合わせや乗り合わせ等について検討します。

◇民生委員児童委員や高齢者福祉・介護相談員を通じて、制度の周知や活用促進を行います。

④ 移送サービス

●●現状と課題●●

公共交通機関の利用が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯、要介護4・5の認定を受けた方等に、通院等の移動手段を確保するため、月2回を限度として移送サービスを行っています。移送の範囲は原則として福井県若狭町上中地区から京都府舞鶴市までとしています。

今後も移動手段の確保のため、継続した事業実施及び利用しやすい体制整備が必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き事業を実施するとともに、地域の実情に応じた移動手段について、利用しやすい体制設備を検討します。

⑤ デマンド型交通の推進

●●現状と課題●●

高齢化に伴い、高齢でも運転を続ける方の増加や、高齢者のみの世帯が増えている中で、運転に不安を感じていても、生活に困難が生じるため運転免許を手放しにくいという相談が増加しています。

買い物や医療機関の受診、生きがいづくり等、高齢者の外出機会を確保し、生活に困難が生じないように、交通体系の見直しによる交通手段の確保が必要です。

●●今後の方向性●●

◇令和3（2021）年度より、大飯地域内において利用者の要望に応じて、都度運行経路や時間を決定して運行する乗合型の交通手段であるデマンドバスを導入します。

◇広報紙への掲載等を通じて、デマンドバスの周知を行い、登録者数の増加及び利用者の増加を目指します。

◇デマンドバスを利用する高齢者の利用料金の助成を行い、移動手段の確保を図ります。

◇デマンドバスの効果検証を通じて、利用しやすい体制整備を行います。

◇名田庄地域においては、自家用有償旅客運送を含め高齢者が外出しやすい交通手段等について検討していきます。

(4) 高齢者の暮らしの支援

① 寝具乾燥消毒サービス

●●現状と課題●●

安眠、健康保持、衛生管理の面において、清潔で健全な生活の確保を図るため、寝具乾燥等が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯や要介護4・5の認定を受けた方等を対象に、年2回無料で寝具乾燥等のサービスを実施しています。

今後も、高齢者が快適に在宅生活を続けられるよう、継続した事業実施が必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き事業を実施するとともに、社会福祉協議会と連携し、未利用者に対して声かけ等で周知し、利用者の拡大を図ります。

② 給食サービス

●●現状と課題●●

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等で、高齢であることや心身・傷病等の理由により買い物・調理が困難な方を対象に、ボランティア等の協力を得て、一人あたり月4回を限度として弁当の配食を実施するとともに、健康の増進と孤独感の解消を図っています。

高齢者の食生活の改善を図り、地域で自立して生活できるよう、事業の周知及び個別ケースの検討等を踏まえ、利用者のニーズに応じた円滑なサービス提供に努めることが必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き事業を実施するとともに、必要としている高齢者にサービスがつけられるよう、介護支援専門員や高齢者福祉・介護相談員等と連携を図ります。また、弁当配食時に安否確認を行うなど、サービス提供を通じた見守りを行います。

③ 食の提供体制整備事業（高齢者お弁当お届けサービス）

●●現状と課題●●

買い物や調理が困難な高齢者に対して、高齢者が食べやすいような弁当やおかずセットを移動販売車が地域まで配達することで、食の機会の確保を行っています。また、配達時に気がかりな人の見守りや地域包括支援センターへの情報提供を行っています。

今後は、さらなる事業の活用促進を図るため、事業の周知を継続して行う必要があります。

●●今後の方向性●●

◇引き続き、高齢者の見守り活動を行うとともに、食の自立を図ります。また、他の福祉サービスと組み合わせるなど、内容の見直しを行います。

④ 買い物代行事業

●●現状と課題●●

買物が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に買い物代行サービスを週2回実施しています。

家まで配達してくれる店舗が増えてきたこと等から、今後は、住民のニーズに合ったサービス提供に向けた事業の見直しが必要です。また、認知症や社会的に孤立している生活困窮者等の個別対応が必要なケースについて、ケースに応じた対応が可能となるよう、事業内容の検討が必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き、高齢者の見守り活動を行うとともに、食の自立を図ります。また、個別対応が必要なケースについて、他の福祉サービスと組み合わせて生活支援を行うことができるよう、事業内容の見直しを行います。

基本施策 2

高齢者とその家族が自分らしく暮らせる権利を守ります

これまでの取り組み

介護者教室の実施や介護者の会の育成、経済的な支援等、家族介護への支援を行い、介護者の不安や負担感の軽減・解消に取り組んでいます。また、高齢者の権利擁護については、成年後見制度等の各種制度の周知啓発や利用促進に向けた取り組みを実施しています。

アンケート結果では、今後、働きながら介護を続けていけるかについて、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」との回答が9.3%、家族や親族からの介護が「ほぼ毎日ある」が79.0%となっています。また、70歳以上の介護者は28.1%と4人に1人の割合となっています。

今後も高齢者とその家族が安心して自分らしく在宅で生活することができるよう、在宅介護支援の充実が求められます。

さらに、高齢者の権利を守るため、継続して高齢者の権利擁護の啓発を図るとともに、成年後見制度等の各種制度について様々な機会・媒体を利用した情報提供や、制度を必要としている方の利用促進に向けた取り組みが必要です。

今後の基本方針

介護者の不安や負担感の軽減・解消に向けて、介護者の現状・ニーズの把握に努めるとともに、介護者教室等の実施による介護者支援や経済的支援の充実を図ります。

また、高齢者の権利擁護に向けて、成年後見制度等の権利擁護に関する各種制度の周知啓発を行うとともに、利用促進を図ります。

介護保険運営協議会でのご意見

- ・アンケートで夜間介護に対する不安について挙がっていたが、現在24時間対応のサービスが町内にないため、その不安を解消できるような方法があればよい。
- ・高齢者が元気であることが重要であるし、施設の入所が必要になったときの支援体制も重要である。在宅介護の場合は家族だけではなく、専門家でも家族でもない地域の人や地域での助けあいが重要となってくるのではないか。



(1) 介護者への支援

① 家族介護への支援

●●現状と課題●●

要介護者を抱える家族等に対し、介護の知識や技術の講習等を行うとともに、介護者同士の交流等を図るため、介護者教室を開催しています。また、介護者が相互に支えあう活動を展開していきけるよう、介護者の会の育成・支援を行っています。

地域包括支援センターでは、介護者の相談の機会となるよう、高齢者介護・福祉相談を月1回開催しているほか、福祉まつり等の行事の際には出前相談を開催しています。また、相談日以外でも、電話や来所、訪問による相談を行っています。

今後は子育てと介護を同時に担うダブルケアや老老介護・認認介護、8050問題等も踏まえて、介護者の介護負担の軽減への支援が必要です。支援の推進にあたって、介護者教室については、介護課題の把握とともに、小規模多機能ホーム等の町内介護保険サービス事業所との連携等、効果的な運営方法についての検討が必要です。また、介護者の会については、現在、名田庄地域で活動していますが、大飯地域でも発足できるように引き続き働きかけることが必要です。

●●今後の方向性●●

◇要介護者を抱える家族に対し、介護知識や技術の講習等を行うとともに、介護者同士の交流等を図るため、介護者教室を継続して開催します。介護者教室の実施にあたっては、介護者の会等と話し合いながら内容を決定します。

◇サービス事業所等と調整を行い、サービスの提供体制を確保することで、在宅介護の家族負担の軽減を行います。また、介護離職ゼロを目指す国の取り組みに基づいて、適切なサービス量を見込み、働きながら介護を行っている介護者へのサービス提供を行います。

◇名田庄地域の介護者の会を継続的に支援していくとともに、大飯地域の会の発足に向けて働きかけます。

◇介護者の介護負担軽減の取り組み強化に向けて、現状の把握やニーズ把握を行います。

② 在宅介護支援金の支給

●●現状と課題●●

要介護4以上の方を在宅で介護している介護者に対して、経済的な負担等を軽減するため介護支援金を支給しています。

今後も在宅介護者が増えていくと予測されるため、経済的な負担軽減だけでなく、在宅介護の負担軽減となる福祉サービスの検討が必要です。

●●今後の方向性●●

◇引き続き事業の実施による経済的な負担軽減を行うとともに、在宅介護における精神的な負担軽減を図るため、本人や介護者の意思に寄り添えるような在宅介護への支援方法を検討します。

③ 介護用品の支給

●●現状と課題●●

要支援1以上と認定された方、またはそれと同程度の方を対象に介護用品を支給することにより、介護者の介護負担や経済的な負担の軽減を図っています。利用者や支給実績は年々増加傾向にあります。

利用者は今後も増加することが見込まれるため、必要に応じて事業の見直しを図る必要があります。

●●今後の方向性●●

◇対象者が必要なときに利用できるよう、他職種と連携し、事業の周知と適正利用に向けた呼びかけを行います。

④ 介護者支援施設（やまもも）の活用

●●現状と課題●●

管理運営を指定管理者に委託し、要介護高齢者及びその介護者に対する支援の推進ならびに地域住民の介護予防意識の高揚、高齢者の在宅生活の質の向上に努めています。

今後は、介護者のニーズに合わせた介護者支援事業の推進に向けた検討が必要です。

●●今後の方向性●●

◇介護者支援の現状を踏まえ、指定管理者と連携して在宅介護研修等、介護者の負担軽減につながる介護者支援事業の推進を図ります。

⑤ 介護者の状況把握体制の整備

●●現状と課題●●

居宅介護支援事業所や小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員と協働し、介護負担アセスメントシートを利用して、サービスを利用している人の介護者の状況把握を行っています。

今後は、引き続き介護負担アセスメントシートを活用して、介護者の状況把握を行い、地域包括支援センター等と連携し、介護負担が高い人に対する支援を行います。

●●今後の方向性●●

- ◇介護負担アセスメントシートを用いて、引き続き介護者の状況把握を行います。
- ◇介護負担が高いと判断された方に対しては、地域包括支援センター等と連携し、相談支援の実施や適切なサービス提供を行います。
- ◇介護負担アセスメントシートによって把握した介護負担の高い人だけでなく、担当する介護支援専門員が支援困難と判断する事例等についても、地域包括支援センターと連携して支援を行うことにより、介護者だけでなく介護支援専門員の負担の軽減を図ります。

(2) 権利擁護への取り組み

① 権利擁護の推進

●●現状と課題●●

地域包括支援センターにおいて、身近な相談窓口として高齢者の権利擁護のために必要な援助や支援を実施しています。また、成年後見制度や社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業等についての普及啓発に努めました。

消費者問題については、相談が発生した場合に所管課と情報共有を図り、ひとり暮らし高齢者等への注意喚起を行い、同じ被害に遭う方が出ないように努めています。

今後は、権利擁護に関する事業の周知啓発を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

●●今後の方向性●●

◇成年後見制度等の権利擁護に関する事業の利用促進に向けた周知啓発を行います。

◇社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用促進や相談体制の強化に努めます。

◇成年後見制度や日常生活自立支援事業の必要性について、関係する職員や関係機関等を対象に意識向上に向けた研修を実施します。

② 成年後見制度の利用促進

●●現状と課題●●

財産管理や福祉サービスの利用にあたっての手続き等を自分で行うことが困難で、判断能力が十分でない認知症高齢者等を援助する成年後見制度の利用促進を図るために関係機関と連携し、情報共有を行っています。また、制度の利用支援や勧奨を行っています。

成年後見制度の認知度が低いことや必要性を感じている人が少ないこと、相談窓口の周知が不足していること等から、今後は、制度について知り、理解を深めてもらえるよう、普及啓発を行うことが必要です。

●●今後の方向性●●

◇成年後見制度等の権利擁護に関する事業の利用促進につながるよう、パンフレット作成や各種教室、行事等に積極的に出向き、周知啓発を行います。また、社会福祉協議会と連携を図り、制度を必要としている方の利用促進につながるよう、働きかけを行います。

◇成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関の設置や成年後見利用促進計画の策定、地域連携ネットワーク等協議会の設置に向けた検討を進めます。

基本施策3

支援を必要とする方へ適切に介護保険サービスを提供します

これまでの取り組み

第7期期間中、居宅サービスについて利用者数・給付費が増加しており、特に訪問介護が増加しています。また、地域密着型サービスについては、小規模多機能型居宅介護の利用者数・給付費の増加がみられます。施設サービスについては、利用者・給付費は横ばいもしくは減少傾向となっています。

アンケート結果では、自身に介護が必要となった場合、どのように生活したいかについて、「家族などによる介護を中心に自宅で生活したい」「介護保険サービスなどを活用しながら自宅で生活したい」を合わせると、全体の約6割の方が在宅生活を希望しています。また、「老人ホームなどの施設に入所したい」は約2割となっています。

支援を必要とする方へ適切にサービスを提供していくために、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を行うとともに、整備にあたっての人材確保・育成に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の基本方針

今後は、第8期計画期間だけでなく、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えて、必要とされる介護保険サービスの供給体制や介護人材を確保し、介護保険事業の持続可能性を確保していくことが必要です。また、支援を必要とする方に適切なサービスが提供されるよう、各種サービスの情報提供等の利用支援の充実も重要です。

引き続き、事業所と連携し、サービス提供体制を確保していくとともに、人材育成制度（資格取得助成）等を活用し、人材確保・育成に向けた取り組みを進めます。

介護保険運営協議会でのご意見

- ・団塊の世代が後期高齢者になるのに合わせて施設を増やし、人員を確保して対応したとしても、後々は拡充した施設や確保した人材の行き場がなくなる。増えた高齢者の対応とその後の対応をどのようにしていくかが重要。
- ・現場の人材不足及び人材の定着が大きな課題。
- ・介護職の魅力・楽しさを小中学生等に対して伝えていけたらよい。
- ・デイサービス等の通所系サービスが町内に少ないことが課題。



(1) 居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護（ホームヘルプ）は、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話をします。

●●第7期計画現状と課題●●

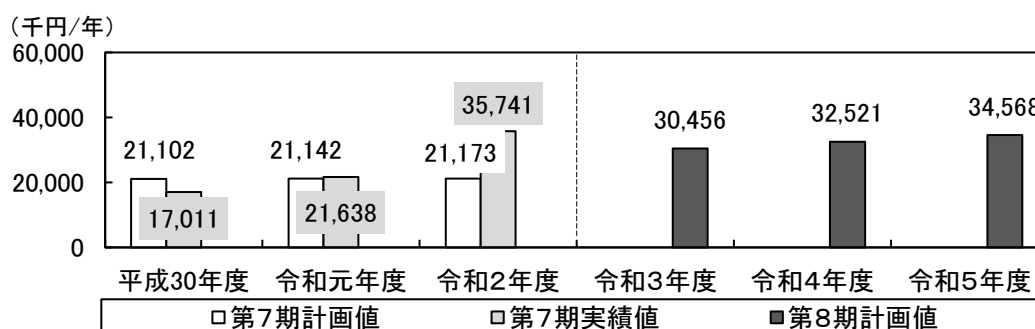
令和元（2019）・令和2（2020）年度に実績値が計画値を上回りました。また、実績値は令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて大きく増加しています。

訪問介護は土日や夜間のサービス利用に対するニーズも高く、また、生活援助では同居人の存在によってサービスの提供が制限されるケースもあることから、サービスの提供時間や世帯構成によるサービス提供制限の見直し等、利用者の希望に即した適切なサービス提供が必要です。

●●第8期計画の方向性●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■介護給付



訪問介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	17,011	21,638	35,741	30,456	32,521	34,568
	回数	452.9	575.9	920.1	761.6	821.2	880.8
	人数	27	30	38	36	39	42

② 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、巡回入浴車（浴槽を積んだ入浴車）で利用者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

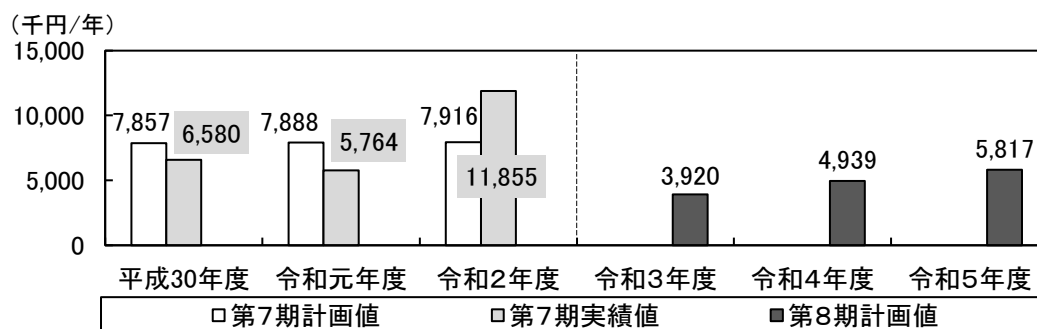
介護給付において、令和元（2019）年度までは実績値が計画値を下回っており、令和2（2020）年度に実績値が計画値を上回りました。介護給付の実績は令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて増加しています。予防給付の実績は平成30（2018）年度のみ、実績がありました。

町内にサービス提供事業所がないことや自宅の駐車スペースの有無によりサービス提供に制限が出てくること等、現状のサービス提供における問題の改善が必要です。

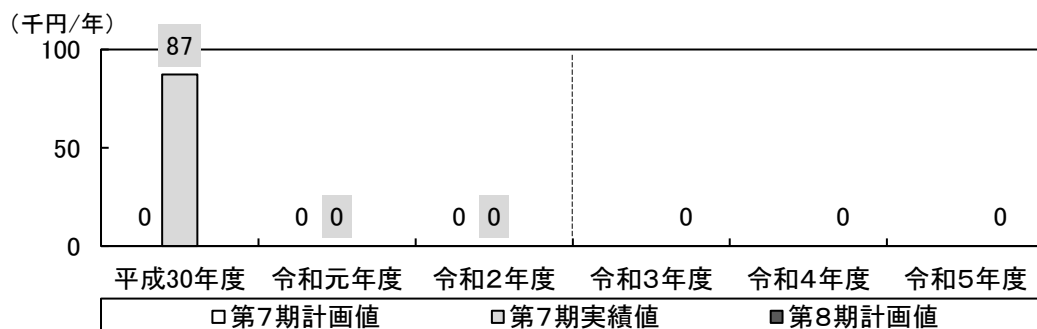
●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付



訪問入浴介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	6,580	5,764	11,855	3,920	4,939	5,817
	回数	45	39	80	25.5	32.1	38.1
	人数	8	8	11	5	6	7
予防給付	給付費	87	0	0	0	0	0
	回数	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	1	0	0	0	0	0

③ 訪問看護

訪問看護は、医師の指示に基づいて、保健師や看護師等が利用者の居宅を訪問し、看護を行うなどの支援を行います。

●●第7期計画の現状と課題●●

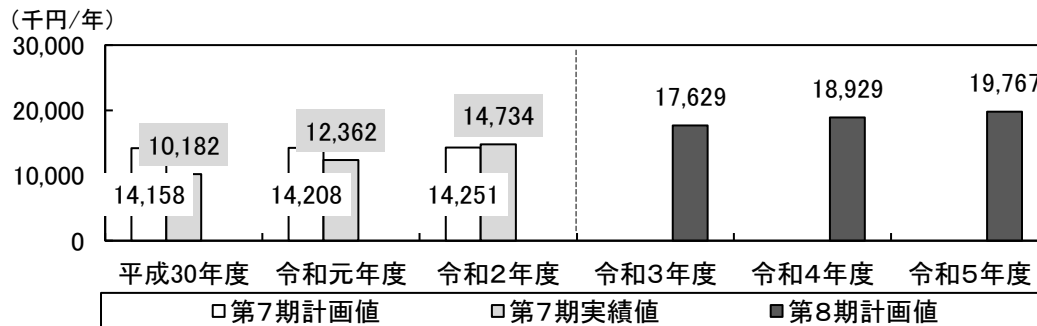
介護給付において、令和2（2020）年度に実績値が計画値を上回りました。また、介護給付の実績は平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて増加傾向となっています。予防給付の実績は平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて増加していますが、令和2（2020）年度に減少しています。

施設等から在宅生活への移行が求められる中で、ニーズの高まりが考えられるサービスですが、重度の方に対しては医学的管理の必要性が高まります。在宅での生活を維持するためには、医療との連携が必要です。

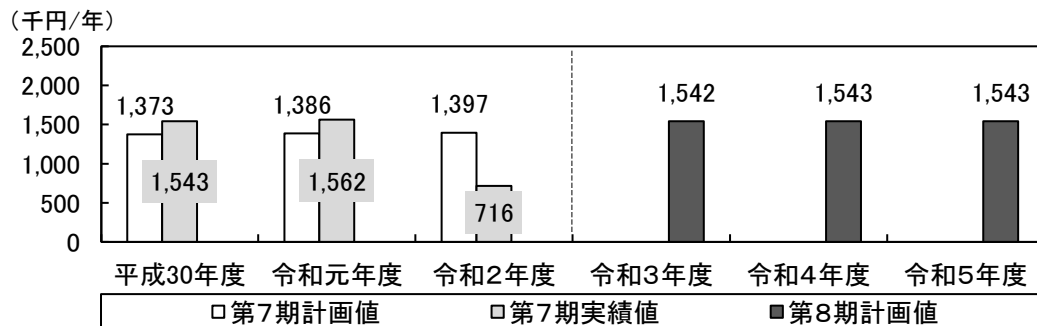
●●第8期計画の方向性●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■介護給付



■予防給付



訪問看護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	10,182	12,362	14,734	17,629	18,929	19,767
	回数	171.2	169.0	201.7	237.2	252.1	265.2
	人数	26	31	32	34	36	38
予防給付	給付費	1,543	1,562	716	1,542	1,543	1,543
	回数	29.6	24.5	10.6	23.3	23.3	23.3
	人数	6	6	3	5	5	5

④ 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が利用者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要な機能訓練（リハビリテーション）を行います。

●●第7期計画の現状と課題●●

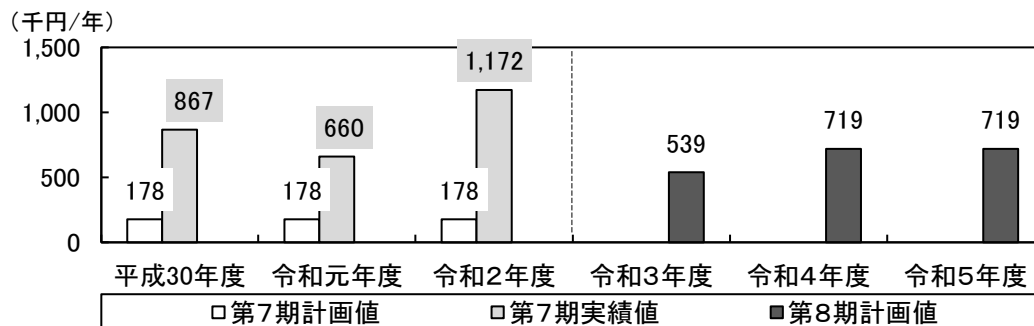
介護給付において各年度ともに実績値が計画値を上回りました。予防給付は計画値を見込んでいませんでしたが、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて利用実績がありました。

高齢者の増加が続く中で、居宅での日常生活を保つためにはリハビリテーションによる心身の機能向上が必要であり、今後は曜日や回数等、利用者の希望に対応できるサービス提供体制の確保が必要です。

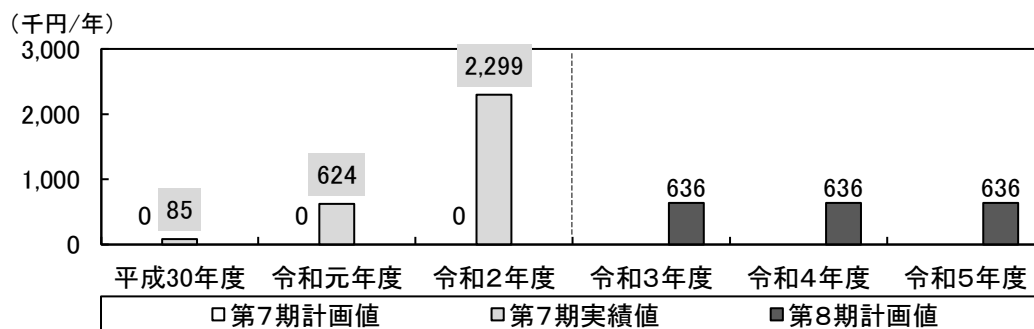
●●第8期計画の方向性●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■介護給付



■予防給付



訪問 リハビリテーション		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	867	660	1,172	539	719	719
	回数	25.3	18.7	33.0	15.1	20.2	20.2
	人数	3	3	4	3	4	4
予防給付	給付費	85	624	2,299	636	636	636
	回数	2.5	18.8	68.4	18.8	18.8	18.8
	人数	1	1	3	1	1	1

⑤ 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が利用者の居宅を定期的に訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

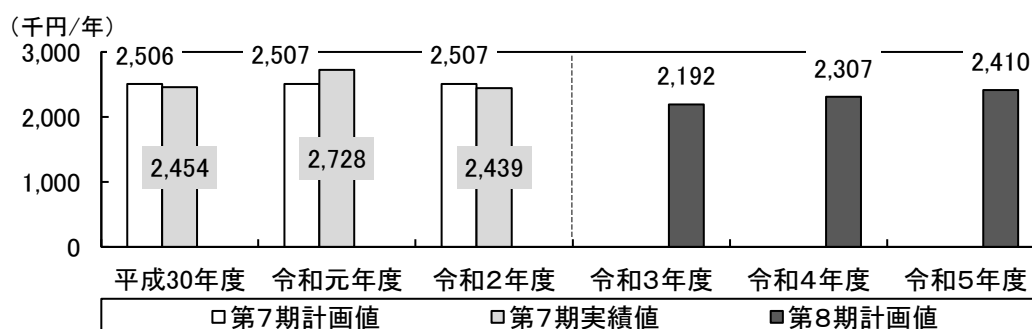
介護給付においては、令和元（2019）年度に実績値が計画値を上回りました。また、予防給付の実績値は計画値を下回りました。

主治医や介護支援専門員、保健師を中心に各種サービス提供事業所等との適切な連携を図ることが必要です。

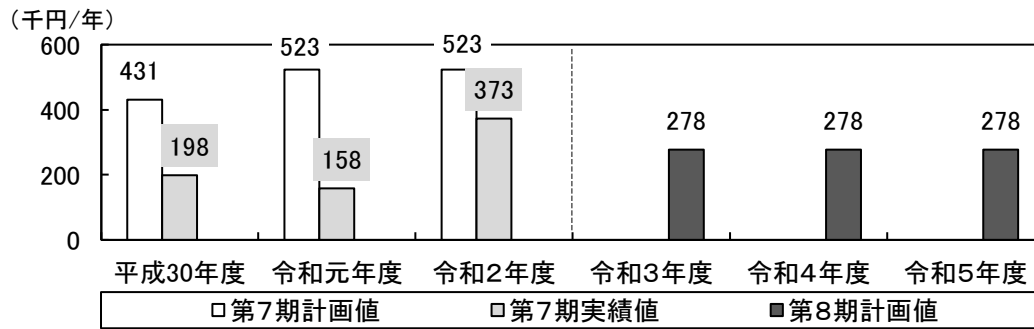
●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付



居宅療養管理指導		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	2,454	2,728	2,439	2,192	2,307	2,410
	人数	26	25	23	21	22	23
予防給付	給付費	198	158	373	278	278	278
	人数	3	2	4	3	3	3

⑥ 通所介護

通所介護（デイサービス）では、デイサービス施設（センター）において、入浴、食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

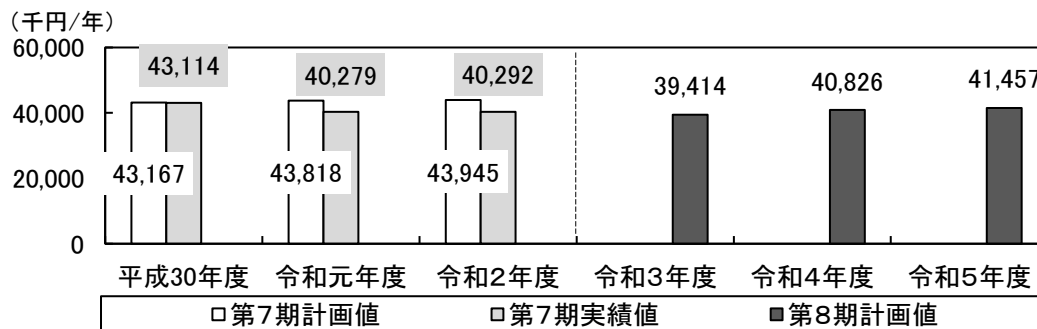
介護給付においては、各年度ともに実績値が計画値を下回りました。

通所介護は利用ニーズ・利用率がともに高いサービスですが、大飯地域には通所介護事業所がないため、今後も近隣市町の事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制を確保していく必要があります。

●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



通所介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	43,114	40,279	40,292	39,414	40,826	41,457
	回数	451	412	415	402.9	418.4	424.5
	人数	45	43	44	42	44	45

⑦ 通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（デイケア）では、主治医がその治療の必要性を認め、在宅の利用者が、デイケア施設（センター）に通い、その心身機能の維持回復と日常生活の自立支援のために理学療法、作業療法その他必要な機能訓練（リハビリテーション）を行います。

●●第7期計画の現状と課題●●

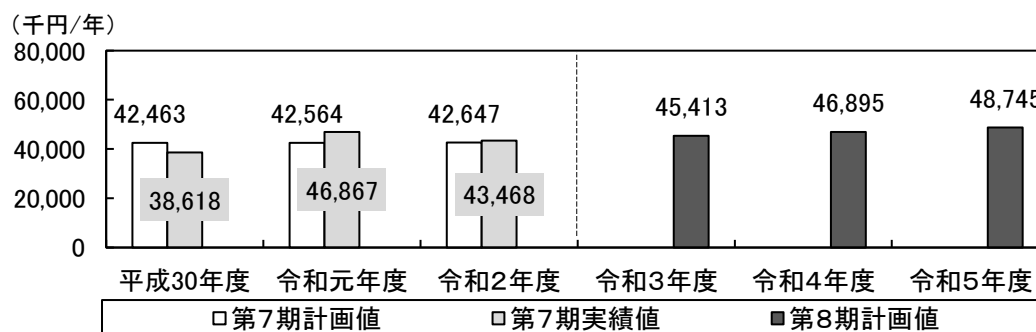
介護給付においては、令和元（2019）・令和2（2020）年度の実績値が計画値を上回っており、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて実績は増加傾向となっています。予防給付は各年度ともに実績値が計画値を下回っています。

利用ニーズ・利用率が高いサービスであることから、引き続き需要に応じた供給体制の確保が必要です。

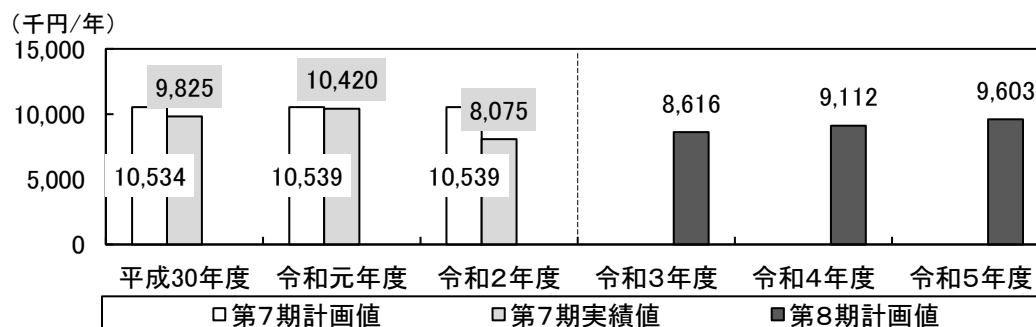
●●第8期計画の方向性●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■介護給付



■予防給付



通所 リハビリテーション		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	38,618	46,867	43,468	45,413	46,895	48,745
	回数	362.2	402.0	377.9	386.1	402.0	416.4
	人数	45	50	57	53	55	57
予防給付	給付費	9,825	10,420	8,075	8,616	9,112	9,603
	人数	21	22	17	18	19	20

⑧ 短期入所生活介護

短期入所生活介護では、介護老人福祉施設に短期間入所する在宅の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

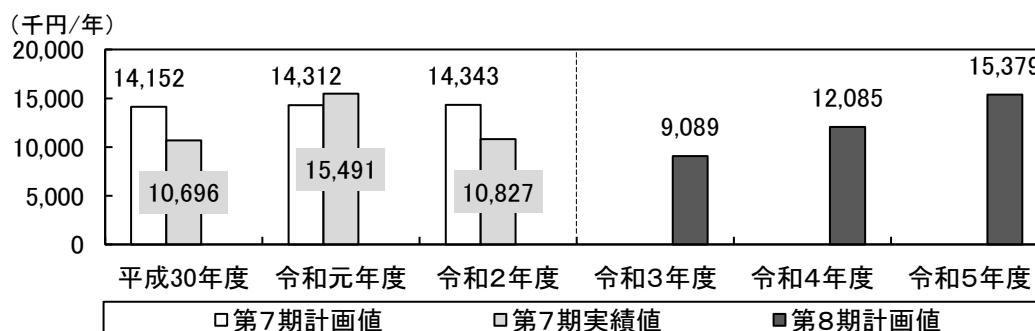
介護給付においては、令和元（2019）年度に実績値が計画値を上回りました。予防給付は平成30（2018）年度において、実績値が計画値を上回りました。

緊急時の対応等、介護者が安心できるサービス提供体制の確保が必要です。本サービスは定期的な利用が多いため、急な利用ができにくい状況にあります。また、緊急時におけるサービス提供体制の確保や利用料の増額による低所得者への対応等が必要です。

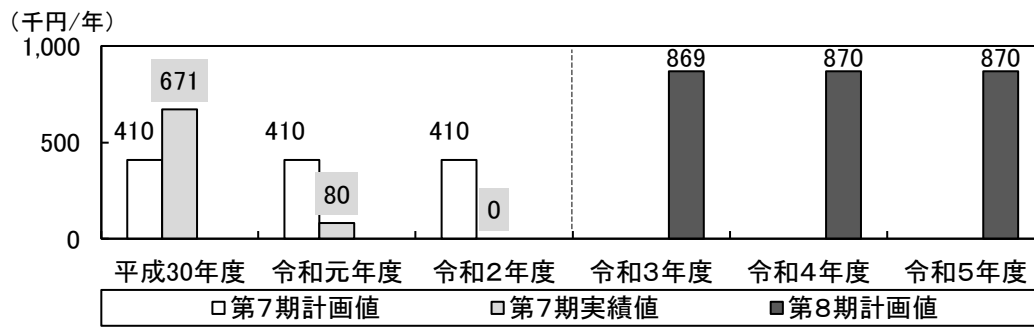
●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付



短期入所生活介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	10,696	15,491	10,827	9,089	12,085	15,379
	日数	117.0	166.1	112.2	94.3	124.1	154.6
	人数	13	18	12	11	15	18
予防給付	給付費	671	80	0	869	870	870
	日数	11.3	1.2	0.0	11.3	11.3	11.3
	人数	1	1	0	1	1	1

⑨ 短期入所療養介護

短期入所療養介護では、治療の必要程度に応じて介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所する在宅の利用者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、ならびに日常生活上の世話をを行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

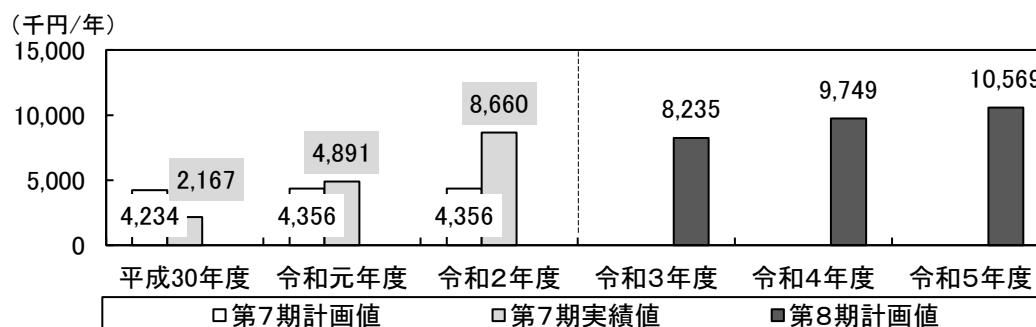
介護給付においては、平成30（2018）年度は実績値が計画値を下回っていますが、令和元（2019）年度以降は上回っています。予防給付においては、実績がありませんでした。

短期入所生活介護と同じく、利用料増に伴う低所得者への対応や緊急時のサービス提供体制の確保等が必要です。

●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付

実績・見込みともにありません。

短期入所療養介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	2,167	4,891	8,660	8,235	9,749	10,569
	日数	17.4	38.8	63.0	60.6	70.9	77.6
	人数	2	5	4	6	7	8
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0

⑩ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

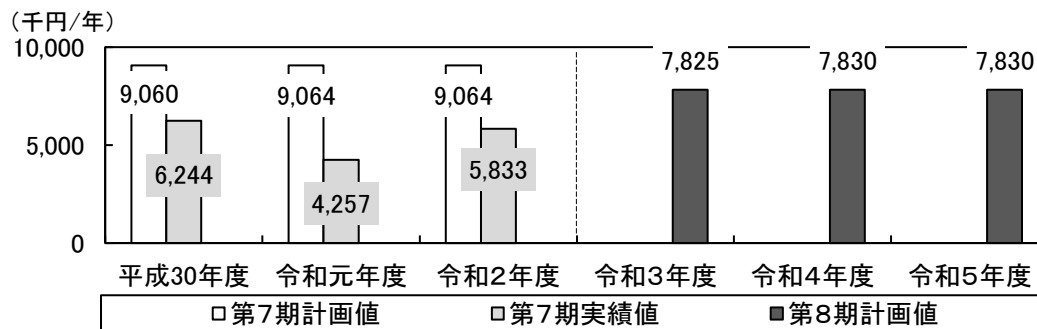
介護給付においては、各年度ともに実績値が計画値を下回りました。予防給付においては、実績がありませんでした。

高齢者の多様な住まいの確保に向けて、今後も需要と供給体制のバランスを図っていくことが必要です。

●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付

実績・見込みともにありません。

特定施設入居者 生活介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	6,244	4,257	5,833	7,825	7,830	7,830
	人数	3	2	3	4	4	4
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

⑪ 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト等の福祉用具のレンタル（貸し出し）を行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

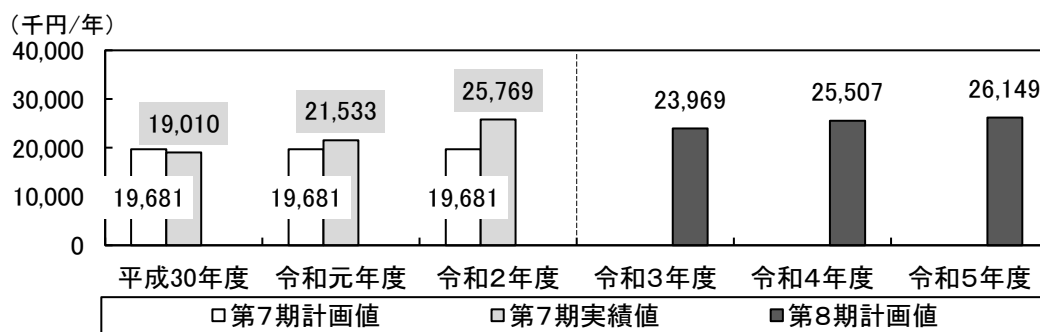
介護給付においては、令和元（2019）年度から実績値が計画値を上回っており、増加傾向となっています。予防給付では平成30（2018）年度から実績値が計画値を上回っており、増加傾向となっています。

軽度の要支援・要介護認定者への過剰なサービス提供を抑えるとともに、利用者の希望に即した適切なサービス提供が必要です。

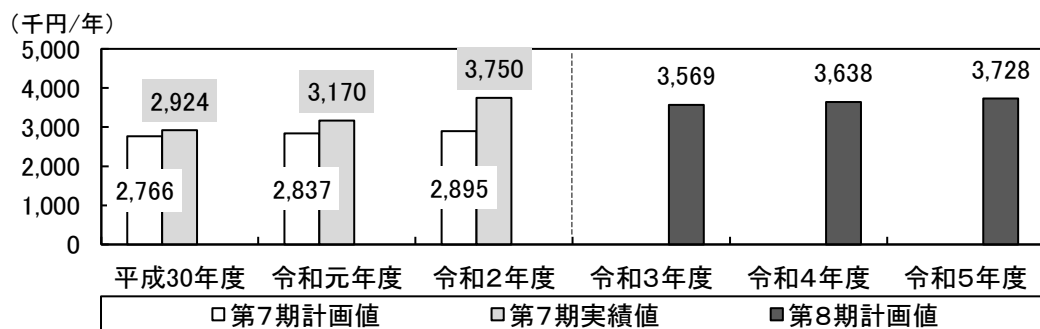
●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付



福祉用具貸与		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	19,010	21,533	25,769	23,969	25,507	26,149
	人数	117	130	141	134	142	145
予防給付	給付費	2,924	3,170	3,750	3,569	3,638	3,728
	人数	40	43	44	42	43	44

⑫ 特定福祉用具購入費

心身の機能が低下した高齢者に、入浴や排泄に用いる用具の購入費を支給します。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

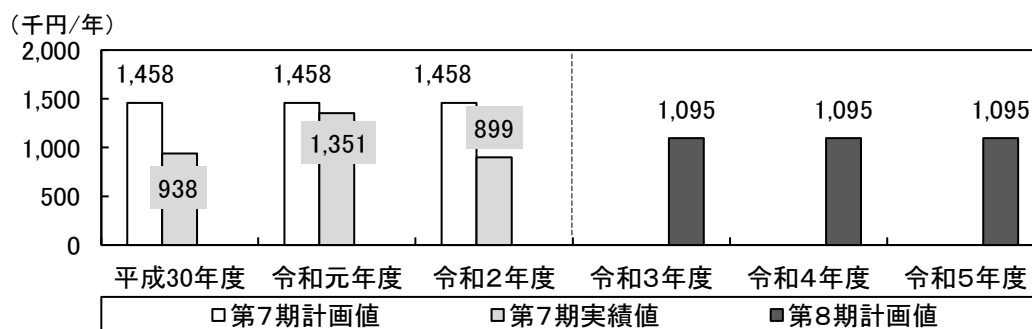
介護給付においては、実績値が計画値を下回っています。予防給付においては、平成30（2018）年度は実績値が計画値を下回っていますが、令和元（2019）年度は実績値が計画値を上回っています。

軽度の要支援・要介護認定者への過剰なサービス提供を抑えるとともに、利用者の希望に即した適切なサービス提供が必要です。

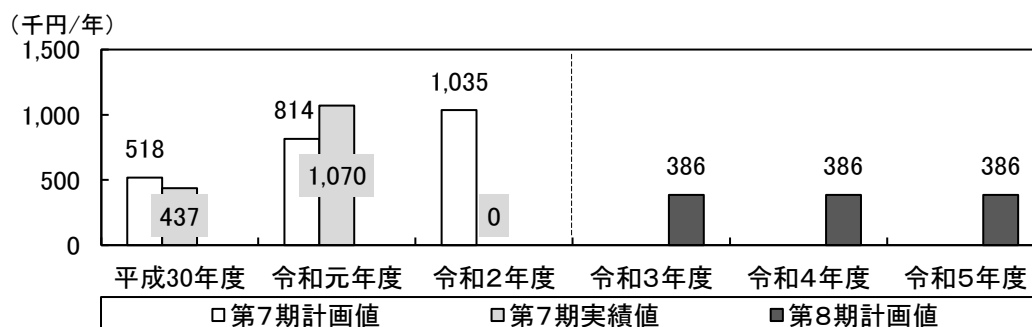
●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付



特定福祉用具 購入費		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	938	1,351	899	1,095	1,095	1,095
	人数	2	3	2	3	3	3
予防給付	給付費	437	1,070	0	386	386	386
	人数	1	2	0	2	2	2

⑬ 住宅改修費

段差の解消、廊下や階段への手すりの設置等といった小規模改修に対して、その費用を支給します。

●●第7期計画の現状と課題●●

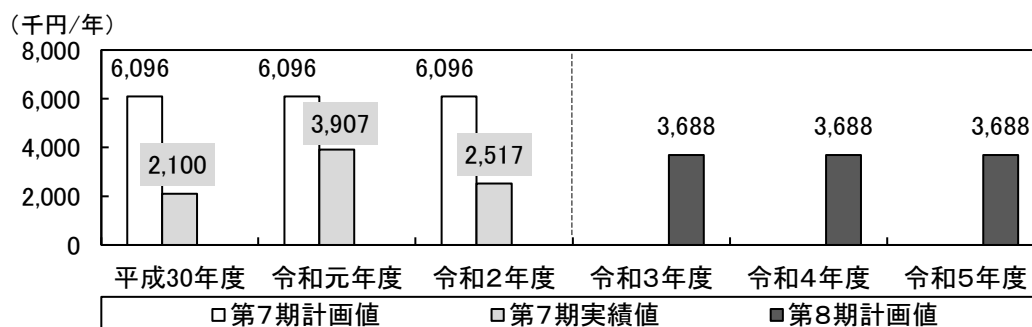
介護給付及び予防給付において、各年度ともに実績値が計画値を下回りました。

適正なサービス利用に努めるとともに、住宅改修時には専門職からの意見を参考に改修を行い、利用者の在宅での生活を支援していく必要があります。

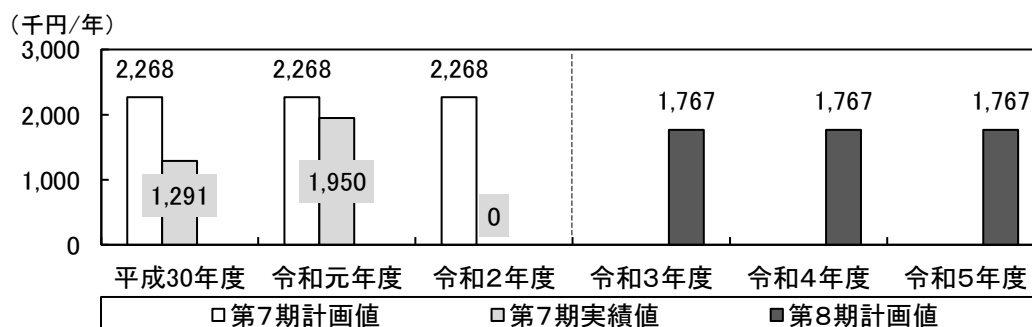
●●第8期計画の方向性●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■介護給付



■予防給付



住宅改修費		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	2,100	3,907	2,517	3,688	3,688	3,688
	人数	2	3	2	3	3	3
予防給付	給付費	1,291	1,950	0	1,767	1,767	1,767
	人数	1	1	0	1	1	1

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

どのような種類のサービスを、どのようなスケジュールで利用するのがよいのかを、本人や家族の事情も組み込んで介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。事業者との利用調整等も含め、その作成に要した費用は、全額支給されます。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

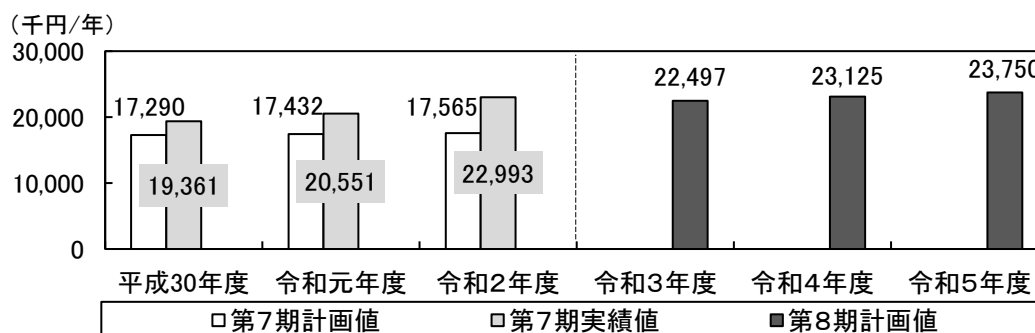
介護給付においては、各年度ともに実績値が計画値を上回っており、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて増加傾向となっています。予防給付では各年度ともに実績値が計画値を下回っています。

ケアプランの質を向上させるために、各種研修の実施や情報交換による、介護支援専門員の養成と質の向上が必要です。

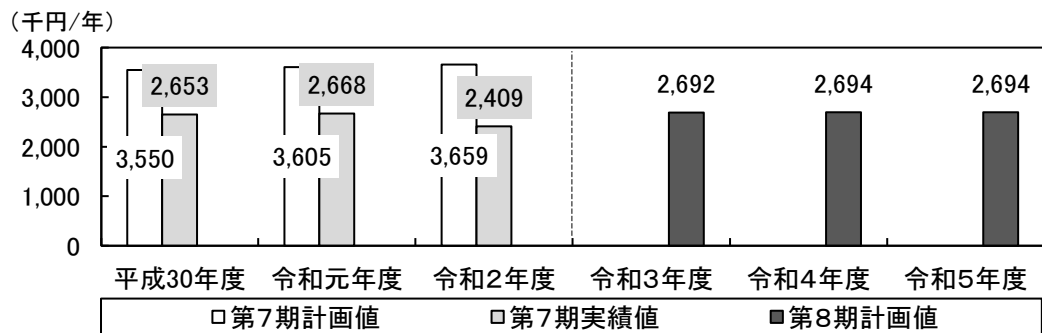
●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付



居宅介護支援 介護予防支援		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	19,361	20,551	22,993	22,497	23,125	23,750
	人数	125	129	141	137	141	145
予防給付	給付費	2,653	2,668	2,409	2,692	2,694	2,694
	人数	50	50	45	50	50	50

(2) 地域密着型サービス

① 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心としながら、その方の状況や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供します。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

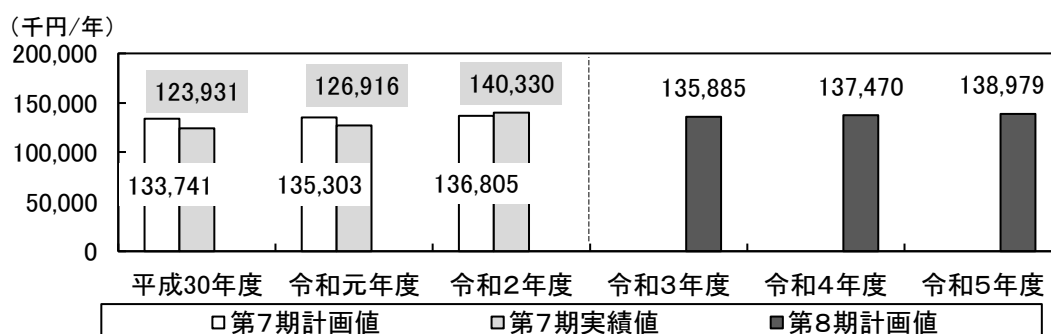
介護給付においては、令和元(2019)年度までは実績値が計画値を下回っていましたが、令和2(2020)年度は実績値が計画値を上回りました。また、実績値は平成30(2018)年度から令和2(2020)年度にかけて増加傾向となっています。予防給付では令和元(2019)年度に実績値が計画値を上回りました。

町内に整備されている小規模多機能施設はサテライト化等も行われており、利用希望に応じた提供体制の確保が今後一層必要となります。

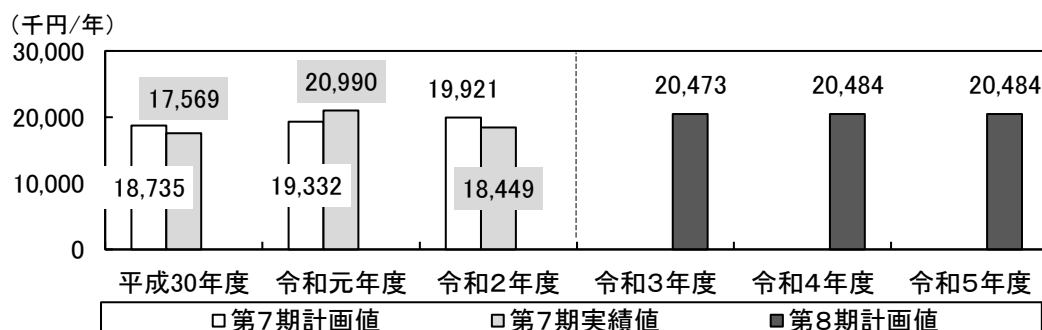
●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付



小規模多機能型 居宅介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	123,931	126,916	140,330	135,885	137,470	138,979
	人数	62	66	69	68	69	70
予防給付	給付費	17,569	20,990	18,449	20,473	20,484	20,484
	人数	20	23	21	23	23	23

② 認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者等が、共同生活をする住居（グループホーム）において食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

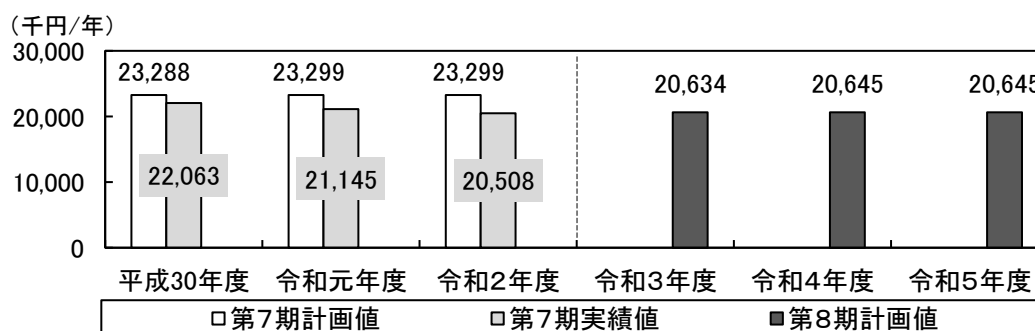
介護給付において、各年度ともに実績値が計画値を下回っています。予防給付は計画値を見込んでおらず、実績もありませんでした。

認知症高齢者の増加が予測される中、認知症の人が地域で安心して生活していくための住まいの確保として、本サービスの需要は今後さらに高まると考えられます。そのため、施設の入所状況や入所希望状況等を的確に把握し、高齢者のニーズに即した適切なサービス提供が必要です。

●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



■ 予防給付

実績・見込みともにありません。

認知症対応型 共同生活介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	22,063	21,145	20,508	20,634	20,645	20,645
	人数	7	7	7	7	7	7
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下である施設に限る）に入所する要介護者に対して、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

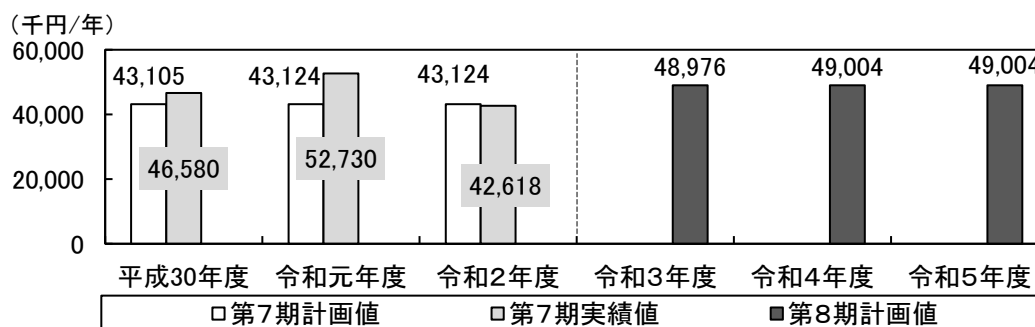
令和2（2020）年度を除き、実績値が計画値を上回っています。

住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域の介護の拠点としてサービス提供体制について今後も検討していくことが必要です。

●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	46,580	52,730	42,618	48,976	49,004	49,004
	人数	16	17	14	16	16	16

④ 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、小規模のデイサービス施設（センター）に通い、入浴、食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

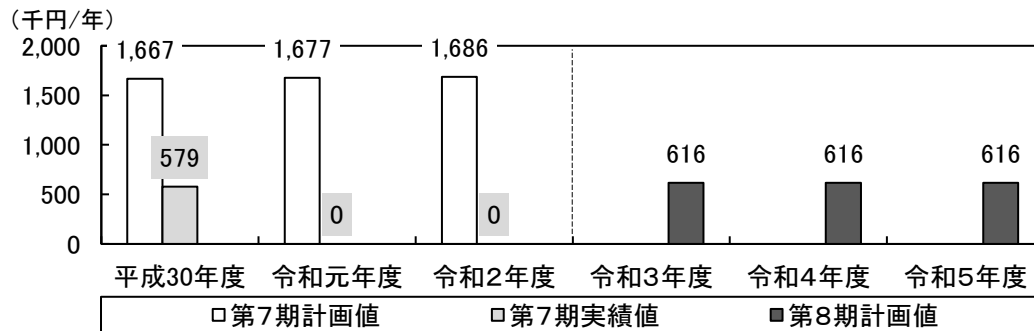
●●第7期計画の現状と課題●●

各年度ともに実績値が計画値を下回っており、令和元（2019）・令和2（2020）年度は実績がありませんでした。今後も事業者と調整の上、サービス提供体制の調整を行うことが必要です。

●●第8期計画の方向性●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■介護給付



地域密着型 通所介護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	579	0	0	616	616	616
	回数	7.8	0.0	0.0	8.2	8.2	8.2
	人数	1	0	0	1	1	1

⑤ 夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスの3つのサービスを行います。

●●第7期計画の現状と課題●●

近隣にサービス提供事業所がないため、実績は0となっています。

●●第8期計画の方向性●●

近隣市町の事業者と調整の上、サービス提供体制の検討を進めます。

⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する「連携型」があります。

●●第7期計画の現状と課題●●

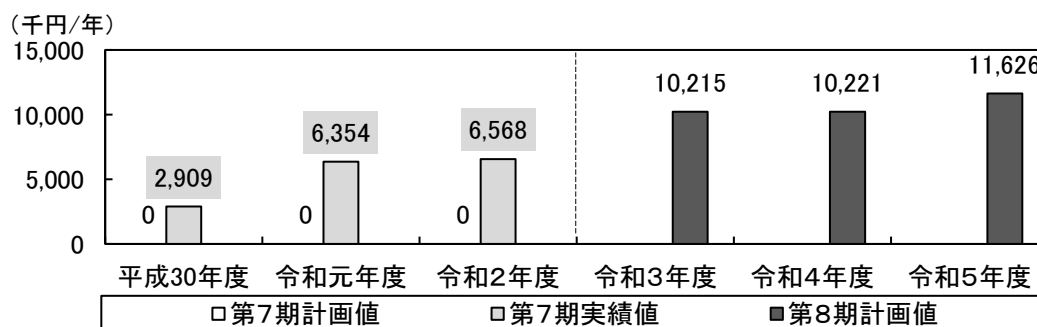
各年度ともに実績値が計画値を上回っており、実績は増加傾向となっています。

今後も利用が見込まれるサービスであるため、事業所と連携し、サービス提供体制の確保を行います。

●●第8期計画の方向性●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■介護給付



定期巡回・随時対応型訪問介護看護		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	2,909	6,354	6,568	10,215	10,221	11,626
	人数	2	3	3	5	5	6

●本町におけるサービス基盤整備の方針

	整備状況	必要利用定員数			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
認知症対応型共同生活介護*	7(9)	7(9)	7(9)	7(9)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*	17(20)	17(20)	17(20)	17(20)	

※本町と高浜町での広域指定のサービスため、必要利用定員数は本町における定員数。()内は施設定員数。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所する施設です。食事、入浴、排泄等の日常生活介護や療養上の世話をを行います。

●●第7期計画の現状と課題●●

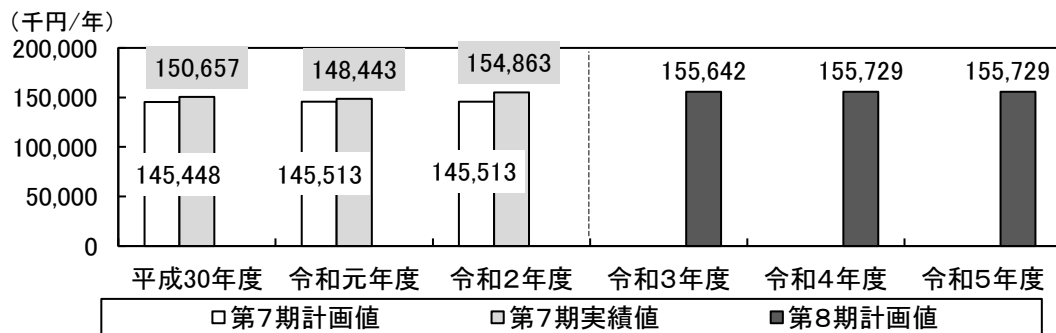
各年度ともに実績値が計画値を上回っています。

原則要介護3以上の入所となっていることから、重度の方の施設入所に努める必要があります。

●●第8期計画の方向性●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■介護給付



介護老人福祉施設		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	150,657	148,443	154,863	155,642	155,729	155,729
	人数	48	51	52	52	52	52

② 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰を支援します。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

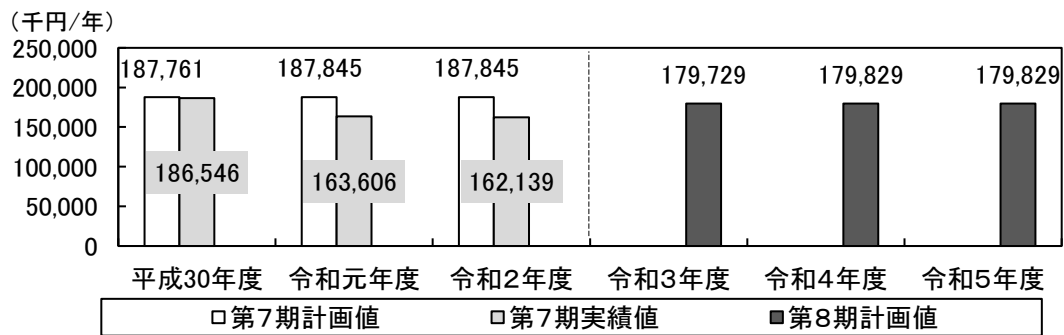
各年度ともに実績値が計画値を下回っており、減少傾向となっています。

引き続き、一定の利用は見込みますが、利用者の在宅復帰をより促進するため、医療機関、また利用者の家族や地域団体等との連携を図り、地域に根ざした施設運営が必要です。

●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、第7期計画期間中の実績をベースに、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



介護老人保健施設		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	186,546	163,606	162,139	179,729	179,829	179,829
	人数	55	52	47	52	52	52

③ 介護医療院

日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた施設です。長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者にサービスを提供します。

●● 第7期計画の現状と課題 ●●

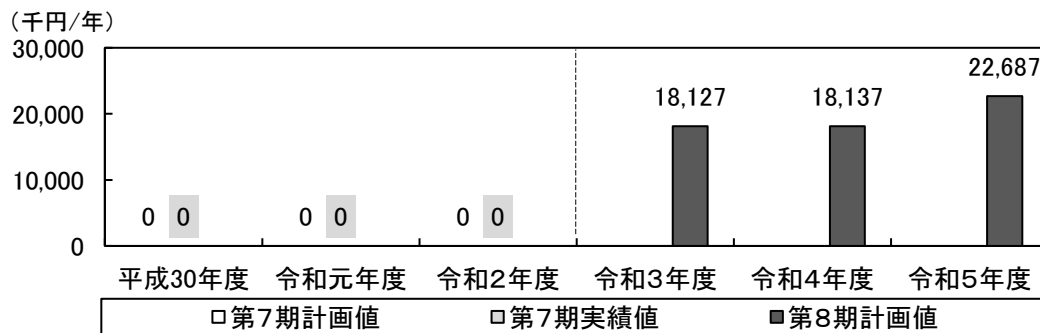
近隣にサービス提供事業所がないため、実績はありませんでした。

令和2（2020）年度に近隣自治体の介護療養型医療施設が介護医療院へ転換したため、今後は事業者と調整の上、サービス提供体制を確保することが必要です。

●● 第8期計画の方向性 ●●

第8期計画においては、近隣自治体で開設されている介護医療院の利用を見込み、以下のようにサービス量を見込みます。

■ 介護給付



介護医療院		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	0	0	0	18,127	18,137	22,687
	人数	0	0	0	4	4	5

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理の下で長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリテーション等を行います。

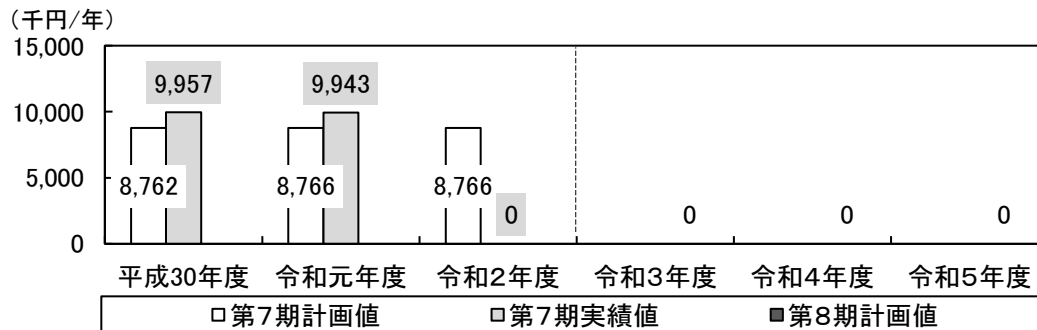
●●第7期計画の現状と課題●●

令和2（2020）年度を除いて、実績値が計画値を上回っています。令和2（2020）年度には近隣自治体の介護療養型医療施設が介護医療院に転換しました。

●●第8期計画の方向性●●

介護医療院等への転換が行われたため、第8期計画での計画値は見込まないものとします。

■介護給付



介護療養型 医療施設		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費	9,957	9,943	0	0	0	0
	人数	2	3	0	0	0	0

(4) 介護保険事業の適正・円滑な運営

① 介護給付適正化の推進

●● 今後の方向性 ●●

介護給付の適正化を効率的かつ円滑に進めるためには、国、都道府県及び保険者が一体となって、地域の実情に応じた戦略的な取り組みを進めていくことが重要です。

本町では、介護給付適正化計画を本計画に併せて位置づけ、下表のとおり「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」を積極的に推進することにより、事業者による過度の、あるいは不適切なサービス提供を抑制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげます。

また、給付適正化事業の効率化を目的として、文書量削減の工夫や、関係部署及び県との連携による推進体制の整備を行います。

事業名	事業内容
要介護認定の適正化	要支援・要介護認定に係る訪問調査を町の職員等が行います。また、民間事業者に調査を委託する場合は、その結果を町の職員等が点検します。 また、要支援・要介護認定における公正・公平性を確保するため、調査員に対する十分な研修や指導を行うとともに、介護認定審査会の委員研修を行います。
ケアプランの点検	事業所から提出を求めるもしくは事業所へ訪問調査を行うことで、事業者が作成した居宅サービス計画等の記載内容について保険者の視点から確認し、その確認結果に基づき指導等を行います。
住宅改修等の点検	住宅改修費の給付にあたり、利用者の自宅の実態調査、利用者の状態等の確認、施工状況の確認等を行います。また、介護支援専門員が、福祉用具購入・貸与の利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画等に必要な理由を適切に位置づけているかを確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会から保険者に対して提供される、複数月の明細書の算定回数や事業所間等の給付の整合性を確認するための縦覧チェック一覧表を基に、給付状況等を確認します。
介護給付費通知	介護サービス事業所や介護保険施設等が請求を行ったもののうち、国民健康保険団体連合会において審査決定した給付実績等を基に、利用者単位で作成したサービス利用実績を各利用者に対して通知します。

■目標値

項目	実施内容	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査結果の点検率	認定調査結果の点検を行い、適正な要介護・要支援認定を行います。	100.0%	100.0%	100.0%
ケアプラン点検件数	ケアプランの点検を実施します。	18件	21件	18件
住宅改修費等点検件数	書類の点検は全件実施し、現地調査については2件を目標として実施します。	2件	2件	2件
縦覧点検・医療情報との突合回数	国民健康保険団体から提供される毎月の情報を基に確認を行います。	12回	12回	12回
介護給付費通知件数	年2回対象者に対して送付します。	2回	2回	2回

② 要介護認定者の適切なマネジメント

ア. 重度の要介護認定者への支援体制の充実

●●今後の方向性●●

要介護認定者及びその家族に対する支援の充実にあたっては、適切なマネジメントの下に、介護サービスに留まらず保健・医療・福祉等の各種サービスとの連携・調整を図りながら、包括的なサービス提供を推進していくことが求められます。重度の要介護認定者に対し、一人ひとりの希望や心身の状態、家族の状況等に応じた支援を行うとともに、介護以外の問題にも対処できるように、関係機関が連携した包括的なサービス提供を図ります。

医療との連携を強化し、介護保険サービスと医療サービスを適切に組み合わせ、在宅で安心して生活できる環境づくりに努めます。

イ. 介護支援専門員の養成・資質向上支援

●●今後の方向性●●

介護保険サービスの適切な利用のためには、介護支援専門員の養成・資質向上が必要不可欠です。利用者の状況をきちんと確認し、利用者及び家族の意向に沿ったケアプランの作成を行うために、ケアマネジメント力向上のための研修会や学習会を開催します。

③ 介護人材の確保

●●今後の方向性●●

嶺南圏域が一体となって、介護人材の確保に努めるとともに、広報紙やホームページ、パンフレット等を利用し、介護についての理解促進とイメージアップを図ります。

④ 介護保険サービスの質の向上

ア. 広報体制の充実

●●今後の方向性●●

利用者が安心してサービスを利用できるよう、高齢者やその家族に対して、わかりやすく明確な情報提供及び説明を行います。

また、最新情報を提供できるよう、ホームページの更新やパンフレットの作成・配布、CATVの活用等を行い、周知に努めます。また、介護保険制度の利用に際して参考となる介護サービスの内容や契約上知っておくべきこと等を記載した利用者パンフレットの作成・配布を行います。

イ. 相談体制及び苦情処理システムの整備

●●今後の方向性●●

高齢者がよりよいサービスを円滑に利用できるように、地域包括支援センターが地域の身近な相談窓口として、介護保険制度、介護予防、権利擁護等の保健・医療・福祉全般の総合的な相談や関係機関との連絡調整を行います。

また、苦情が寄せられた場合は、原因を調査分析し、再発防止に努めるなどの苦情処理システムの整備を引き続き推進します。苦情の内容によっては、県や国民健康保険団体連合会とも連携し、適切な問題解決を行います。

ウ. サービス提供事業者の情報開示、評価の促進

●●今後の方向性●●

利用者によるサービスの選択が適切に行えるよう、県、その他関係機関との連携強化を図り、サービス提供事業者の情報開示を促進します。

また、サービス提供事業者による苦情処理体制の構築を支援するとともに、事業者の第三者評価を支援し、介護保険サービスの質の向上を図ります。

エ. 介護人材の資質向上、育成・定着支援

●●今後の方向性●●

介護人材の資質の向上を図るため、研修会等への参加を呼びかけるとともに、従事者同士の情報交換や話し合いのできる場づくりを支援します。また、人材育成制度（資格取得助成）の利用促進や県や圏域と連携した広域的な取り組みの検討、県に対する介護人材育成・定着に係る支援の要望等、介護人材の資質向上、育成・定着支援に向けた取り組みを行います。

併せて、介護現場における負担軽減を図り、業務効率化及び業務の質の確保を推進するため、県とも連携を行いながら、ICT や介護ロボットの導入促進支援、提出書類の簡素化等についての検討を行います。

⑤ 事業者・介護関係機関の連携体制とその支援

●●今後の方向性●●

事業者・関係機関の連携が確保されることは、ケアカンファレンスを円滑に行うために不可欠です。また、情報の共有や意見交換が活発に行われることは、介護保険サービスの質の向上にもつながるため、事業者・関係機関の連携体制の強化に向けた支援や意見交換の場の確保等を行います。

また、要介護者が病院や施設を退院退所後、在宅での生活に円滑に移行できるよう、関係機関の連携支援に努めます。

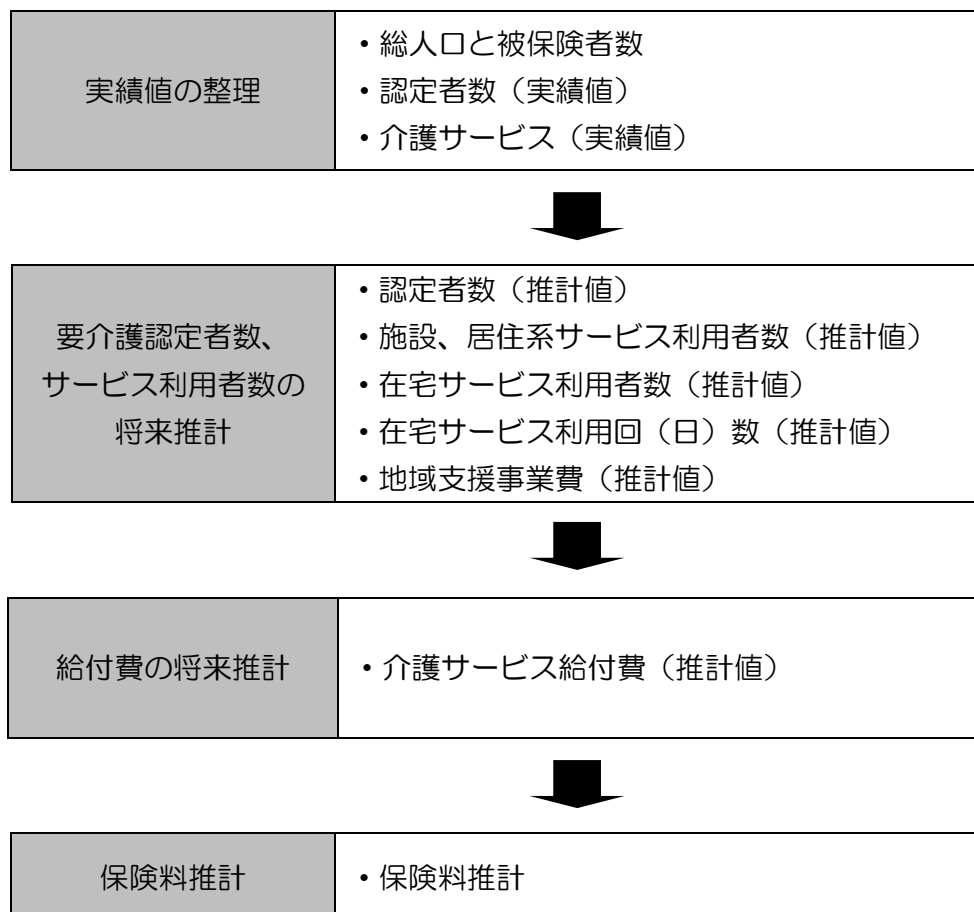
⑥ 低所得者対策の推進

●●今後の方向性●●

被保険者及び利用者の実情も踏まえながら、低所得者に配慮した施策を講じていきます。

第5章 介護保険事業費・保険料

1. 保険料算出の手順



2. サービス利用者数の将来推計

(1) 要介護（支援）認定者数

単位:人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
総数	473	481	480	480	478
要支援1	24	25	26	25	25
要支援2	76	78	75	78	72
要介護1	74	75	75	74	77
要介護2	94	96	96	96	96
要介護3	79	78	79	80	80
要介護4	68	70	71	70	71
要介護5	58	59	58	57	57
うち第1号被保険者数	470	478	477	477	475
要支援1	24	25	26	25	25
要支援2	76	78	75	78	72
要介護1	74	75	75	74	77
要介護2	94	96	96	96	96
要介護3	77	76	77	78	78
要介護4	68	70	71	70	71
要介護5	57	58	57	56	56

(2) 介護予防サービス見込量・給付費

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防 訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,542	1,543	1,543	1,543	1,543
	回数(回)	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3
	人数(人)	5	5	5	5	5
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	636	636	636	704	704
	回数(回)	18.8	18.8	18.8	20.8	20.8
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	278	278	278	278	278
	人数(人)	3	3	3	3	3
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	8,616	9,112	9,603	9,603	9,112
	人数(人)	18	19	20	20	19
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	869	870	870	870	870
	日数(日)	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療 養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療 養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療 養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(1)介護予防サービス						
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円)	3,569	3,638	3,728	3,910	4,069
	人数(人)	42	43	44	46	48
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	386	386	386	386	386
	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	1,767	1,767	1,767	1,767	1,767
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(2)地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応 型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費(千円)	20,473	20,484	20,484	21,440	20,484
	人数(人)	23	23	23	24	23
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(3)介護予防支援	給付費(千円)	2,692	2,694	2,694	2,748	2,639
	人数(人)	50	50	50	51	49
合計	給付費(千円)	40,828	41,408	41,989	43,249	41,852

介護予防サービス見込量

単位:千円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(1)在宅サービス	40,828	41,408	41,989	43,249	41,852
(2)居住系サービス	0	0	0	0	0
合計	40,828	41,408	41,989	43,249	41,852

(3) 介護サービス見込量・給付費

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	30,456	32,521	34,568	33,276	37,995
	回数(回)	761.6	821.2	880.8	825.4	931.4
	人数(人)	36	39	42	39	40
訪問入浴介護	給付費(千円)	3,920	4,939	5,817	4,073	4,073
	回数(回)	25.5	32.1	38.1	26.5	26.5
	人数(人)	5	6	7	5	5
訪問看護	給付費(千円)	17,629	18,929	19,767	18,840	18,840
	回数(回)	237.2	252.1	265.2	253.8	253.8
	人数(人)	34	36	38	36	36
訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	539	719	719	719	719
	回数(回)	15.1	20.2	20.2	20.2	20.2
	人数(人)	3	4	4	4	4
居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,192	2,307	2,410	2,289	2,289
	人数(人)	21	22	23	22	22
通所介護	給付費(千円)	39,414	40,826	41,457	42,009	42,009
	回数(回)	402.9	418.4	424.5	435.0	435.0
	人数(人)	42	44	45	46	46
通所 リハビリテーション	給付費(千円)	45,413	46,895	48,745	48,507	48,507
	回数(回)	386.1	402.0	416.4	415.9	415.9
	人数(人)	53	55	57	57	57
短期入所生活介護	給付費(千円)	9,089	12,085	15,379	12,859	12,859
	日数(日)	94.3	124.1	154.6	132.3	132.3
	人数(人)	11	15	18	16	16
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	8,235	9,749	10,569	10,569	10,569
	日数(日)	60.6	70.9	77.6	77.6	77.6
	人数(人)	6	7	8	8	8
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(1)居宅サービス						
福祉用具貸与	給付費(千円)	23,969	25,507	26,149	26,720	26,159
	人数(人)	134	142	145	147	145
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	人数(人)	3	3	3	3	3
住宅改修費	給付費(千円)	3,688	3,688	3,688	3,688	3,688
	人数(人)	3	3	3	3	3
特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	7,825	7,830	7,830	7,830	7,830
	人数(人)	4	4	4	4	4
(2)地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	10,215	10,221	11,626	10,221	10,221
	人数(人)	5	5	6	5	5
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	616	616	616	616	616
	回数(回)	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2
	人数(人)	1	1	1	1	1
認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	135,885	137,470	138,979	138,979	138,979
	人数(人)	68	69	70	70	70
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	20,634	20,645	20,645	20,645	20,645
	人数(人)	7	7	7	7	7
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費(千円)	48,976	49,004	49,004	49,004	49,004
	人数(人)	16	16	16	16	16
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(3)施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	155,642	155,729	155,729	156,897	156,645
	人数(人)	52	52	52	52	52
介護老人保健施設	給付費(千円)	179,729	179,829	179,829	179,829	179,829
	人数(人)	52	52	52	52	52
介護医療院	給付費(千円)	18,127	18,137	22,687	22,557	22,557
	人数(人)	4	4	5	5	5
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0		
	人数(人)	0	0	0		
(4)居宅介護支援	給付費(千円)	22,497	23,125	23,750	22,849	23,143
	人数(人)	137	141	145	140	142
合計	給付費(千円)	785,785	801,866	821,058	814,071	818,271

介護サービス見込量

単位：千円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(1)在宅サービス	354,852	370,692	385,334	377,309	381,761
(2)居住系サービス	28,459	28,475	28,475	28,475	28,475
(3)施設サービス	402,474	402,699	407,249	408,287	408,035
合計	785,785	801,866	821,058	814,071	818,271

3. 給付費・事業費等の見込み

単位：円、%

	合計	第8期			令和 7年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
標準給付費見込額	2,659,803,282	870,793,311	884,564,144	904,445,827	894,963,009	897,622,434
総給付費	2,532,934,000	826,613,000	843,274,000	863,047,000	857,320,000	860,123,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	71,387,051	25,615,750	22,831,309	22,939,992	22,649,254	22,557,168
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	47,496,189	15,902,547	15,796,821	15,796,821	12,331,741	12,280,252
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,214,000	1,738,000	1,738,000	1,738,000	1,738,000	1,738,000
算定対象審査支払手数料	2,772,042	924,014	924,014	924,014	924,014	924,014
地域支援事業費	137,156,646	45,582,000	45,718,746	45,855,900	44,847,940	41,746,340
介護予防・日常生活支援総合事業費	71,343,602	23,710,000	23,781,130	23,852,472	21,745,057	20,314,349
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	44,072,955	14,647,000	14,690,941	14,735,014	16,106,406	14,435,514
包括的支援事業(社会保障充実分)	21,740,089	7,225,000	7,246,675	7,268,414	6,996,477	6,996,477
第1号被保険者負担分相当額	643,300,784	210,766,322	213,965,065	218,569,397	219,915,762	251,750,831
調整交付金相当額	136,557,345	44,725,166	45,417,264	46,414,915	45,835,403	45,896,839
調整交付金見込額	169,900,000	59,484,000	57,317,000	53,099,000	44,919,000	51,863,000
調整交付金見込交付割合		6.65	6.31	5.72	4.90	5.65
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	3,000,000				0	0
保険料収納必要額	577,608,128				220,832,165	245,784,671
予定保険料収納率	99.65				99.65	99.65

4. 保険料算出

(1) 保険料基準額

単位:円、%

	第8期
保険料基準額(月額)	6,200
準備基金取崩額の影響額	315
準備基金の残高(令和2年度末の見込額)	50,945,651
準備基金取崩額	29,350,000
準備基金取崩割合	57.6
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0
財政安定化基金拠出金見込額	0
財政安定化基金拠出率	0.0
財政安定化基金償還金の影響額	0
財政安定化基金償還金	0
保険料基準額の伸び率(%) (対7期保険料)	0.0

※第7期保険料の基準額は6,200円

(2) 所得段階別の第1号被保険者保険料

		第8期	
保険料段階	対象者	負担割合	保険料額
第1段階	生活保護受給者	基準額 × 0.5(0.3)	1,860 円
	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人		
	世帯全員が住民税非課税の人で、課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人で、課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 × 0.63(0.38)	2,356 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の人で、課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円を超える人	基準額 × 0.75(0.7)	4,340 円
第4段階	世帯に住民税を課税されている人がいて、本人は住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.9	5,580 円
第5段階	世帯に住民税を課税されている人がいて、本人は住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円を超える人	基準額 × 1.0	6,200 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 × 1.2	7,440 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額 × 1.3	8,060 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 × 1.5	9,300 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上の人	基準額 × 1.7	10,540 円

※()内は公費負担による軽減後の保険料率です。令和元(2019)年10月からの消費税率引き上げに伴い、住民税非課税世帯(保険料段階第1～3段階)の保険料月額は、軽減後の保険料率が適用されています。

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉部局だけでなく、保健部局、企画・総務部局、住宅担当部局、交通担当部局、防災担当部局等の庁内部局と連携し、事業実施や進捗管理を行います。

また、介護保険制度の効率的な運営に向けて、本町の介護保険サービスの利用者や供給量、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等の基礎データの収集や住民のニーズ把握を随時行うとともに、PDCAサイクルに基づき、本計画の進捗管理を実施します。併せて、介護保険等運営協議会を設置し、計画の進捗状況等の報告・検証を行うとともに、地域包括支援センター等の関係機関・団体、事業所等との連携による取り組みの推進に努めます。

2. 保険者機能強化推進交付金等の活用

本計画における取り組みを効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」「介護保険保険者努力支援交付金」等の評価結果も活用し、地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、PDCAサイクルに基づいた管理を行います。

資料編

1. おおい町介護保険等運営協議会委員名簿

任期：平成 31（2019）年 4 月 1 日～令和 4（2022）年 3 月 31 日

（敬称略）

職名	氏名	所属
会長	尾谷和枝 （～令和元（2019）年5月10日）	おおい町議会
	原田和美	
副会長	谷川貞雄 （～令和2（2020）年9月30日）	名田庄介護家族の会
	四方英一	おおい町民生委員児童委員協議会
委員	池上卓児	社会福祉法人友愛会 特別養護老人ホーム楊梅苑
	浦西大作	公益社団法人地域医療振興協会 おおい町保健・医療・福祉総合施設
	下野茂樹	社会福祉法人おおい町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
	細川智洋	有限会社グッとサポート
	玉置真知子	第1号被保険者
	川口きみこ	第2号被保険者
	浦松清隆	社会福祉法人おおい町社会福祉協議会
	小野静子	ボランティアグループやすらぎ会
	堤満也 （令和元（2019）年5月11日～）	おおい町議会
	永井ふじ美 （令和2（2020）年10月1日～）	名田庄介護家族の会

**おい町高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画**

発行:おい町 いきいき福祉課
〒 919-2111 大飯郡おい町本郷 92-51-1
保健福祉センターなごみ内
TEL: (0770) 77-2760 FAX: (0770) 77-3377

発行年月:令和3(2021)年3月
